

第10回 鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

第10回 鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

日 時 ： 令和6年6月5日(水) 13:30～15:00 (予定)

開催方式 ： Web 会議

議 事 次 第

1. 挨拶

2. 議事

- (1)規約の一部改定について ……資料1
- (2)R5年度の取り組み及び今後の取り組みについて ……資料2、添付資料 2-1
- (3)マイ・タイムラインリーダー認定制度改正(案) ……資料3、添付資料 3-1
- (4)小中学校における水防災教育について ……資料4、添付資料 4-1、添付資料 4-2

3. その他(情報提供)

- ① 要配慮者利用施設避難訓練支援ツール ……資料5
- ② 在留外国人へのマイ・タイムライン普及について ……資料6
- ③ 今後の予定(令和6年度スケジュール案) ……資料7

鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 新旧対照表
 鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約 新旧対照表

新		旧		備考
■上流域				
第 1 1 条	令和 6 年 6 月 5 日 改定	第 1 1 条	記載なし	追記
別表 3	気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官	別表 3	気象庁 宇都宮地方気象台 水害対策気象官	
別表 3	気象庁 水戸地方気象台 防災管理官	別表 3	気象庁 水戸地方気象台 水害対策気象官	
■下流域				
第 1 1 条	令和 6 年 6 月 5 日 改定	第 1 1 条	記載なし	追記
別表 3	東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社 鉄道事業部 安全企画ユニットリーダー	別表 3	東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社 総務部 安全企画室長	
別表 3	気象庁 宇都宮地方気象台 防災管理官	別表 3	気象庁 宇都宮地方気象台 水害対策気象官	
別表 3	気象庁 水戸地方気象台 防災管理官	別表 3	気象庁 水戸地方気象台 水害対策気象官	

鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会規約

（名称）

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として組織することとし、「鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により鬼怒川下流域において大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、市町、県、河川管理者等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、鬼怒川・小貝川上流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の対象河川）

第3条 協議会は、下館河川事務所が管理する別表1の河川を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、関東地方整備局下館河川事務所で行う。

（雑則）

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第11条 本規約は、平成28年6月13日から施行する。

平成29年5月30日 改定

平成30年5月30日 改定

令和3年2月19日 改定

令和6年6月5日 改定

別表 1

鬼怒川

小貝川

田川放水路

別表 2

宇都宮市長

小山市長

真岡市長

矢板市長

さくら市長

下野市長

上三川町長

益子町長

芳賀町長

塩谷町長

高根沢町長

栃木県知事

日本貨物鉄道株式会社 安全推進部長

東武鉄道株式会社 安全推進部長

真岡鐵道株式会社 代表取締役社長

野岩鐵道株式会社 常務取締役 鉄道部長

気象庁 宇都宮地方気象台長

気象庁 水戸地方気象台長

国土交通省 国土地理院 関東地方測量部長

国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所長

国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所長

別表 3

宇都宮市 行政経営部 危機管理課長
小山市 消防本部 危機管理課長
真岡市 市民生活部 市民生活課長
矢板市 市民生活部 危機対策班長
さくら市 総合政策部 総務課長
下野市 市民生活部 安全安心課長
上三川町 総務課長
益子町 総務部 総務課長
芳賀町 総務企画部 総務課長
塩谷町 総務課長
高根沢町 地域安全課長
栃木県 県民生活部 危機管理課長補佐
栃木県 県土整備部 河川課 県土防災対策班長
日本貨物鉄道株式会社 安全推進部 副部長
東武鉄道株式会社 安全推進部 課長
真岡鐵道株式会社 事業部 事業部長
野岩鐵道株式会社 鉄道部 運輸課 営業課長 兼 運輸課長
気象庁 宇都宮地方气象台 **防災管理官**~~水害対策気象官~~
気象庁 水戸地方气象台 **防災管理官**~~水害対策気象官~~
国土交通省 国土地理院 関東地方測量部 防災課長
国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 副所長（技術）
国土交通省 関東地方整備局 鬼怒川ダム統合管理事務所 副所長（技術）

鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

（名称）

第1条 この会議は、水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として組織することとし、「鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、河川管理者、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、鬼怒川・小貝川下流域において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の対象河川）

第3条 協議会は、下館河川事務所が管理する別表1の河川を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

（会議の公開）

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、関東地方整備局下館河川事務所で行う。

（雑則）

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第11条 本規約は、平成28年2月17日から施行する。

平成28年5月11日 改定

平成29年5月11日 改定

平成30年5月14日 改定

令和3年2月19日 改定

令和6年6月5日 改定

別表 1

鬼怒川

小貝川

田川放水路

大谷川

別表 2

古河市長
結城市長
龍ヶ崎市長
下妻市長
常総市長
取手市長
つくば市長
守谷市長
筑西市長
坂東市長
つくばみらい市長
八千代町長
利根町長
茨城県 防災・危機管理部防災・危機管理課長
茨城県 土木部河川課長
東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社 執行役員 水戸支社長
関東鉄道株式会社 鉄道部 常務取締役
真岡鐵道株式会社 代表取締役社長
首都圏新都市鉄道株式会社 安全総括部長
気象庁 宇都宮地方気象台長
気象庁 水戸地方気象台長
国土交通省国土地理院 関東地方測量部長
国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所長

別表 3

古河市 総務部長
 結城市 市民生活部長
 龍ヶ崎市 危機管理監
 下妻市 総務部長
 常総市 市長公室長
 取手市 総務部長
 つくば市 市長公室 危機管理監
 守谷市 生活経済部長
 筑西市 市民環境部長
 坂東市 総務部長
 つくばみらい市 総務部長
 八千代町 総務部長
 利根町 総務課長
 茨城県 防災・危機管理部 防災・危機管理課長補佐
 茨城県 土木部河川課 水防災・砂防対策室長
 東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社 ~~鉄道事業総務部~~ 安全企画ユニットリーダー室長
 関東鉄道株式会社 鉄道部 運転車両課長
 真岡鐵道株式会社 事業部 事業部長
 首都圏新都市鉄道株式会社 安全総括部企画調整課長
 気象庁 宇都宮地方気象台 ~~防災管理官~~ ~~水害対策気象官~~
 気象庁 水戸地方気象台 ~~防災管理官~~ ~~水害対策気象官~~
 国土交通省国土地理院関東地方測量部 防災課長
 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所 副所長（技術）

第10回 鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

第10回 鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

令和5年度の取組及び今後の取組について

1) ハード対策の主な取組

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

●防災ラジオの整備

令和5年度の取組状況

- 情報伝達体制の強化を図るため、令和元年6月から防災ラジオの運用を開始しており、令和5年度についても広報紙や地域の方々が集まる会議や出前講座等の機会を活用し、普及促進を図っており、着実に利用者が増加している。



令和2年2月から
対象者拡大！

緊急告知機能付
もしもの時にも安心
宇都宮市「防災ラジオ」購入補助制度

大きな地震や洪水、土砂災害などが発生しそうなとき、
弾道ミサイルが飛来したときなど エフエム栃木（レディオベリー）76.4MHzで放送

ラジオをつけていなくても、他の放送を聞いていても、自動的にLEDライトが点灯し、大音量で緊急放送が流れます。
また、ディスプレイに緊急情報の種類（風水害など）が表示されます。

■ 緊急放送の例 ■
本日〇時〇分、宇都宮市〇〇町は「避難準備・高齢者等避難開始」が発表されました。土砂災害が発生する恐れが高まっていますので、いつでも避難できる準備をしてください。避難に時間がかかる方は避難を開始してください。
通常のFM・AMラジオ放送も聞くことができます。

補助対象者 遅れて暮らす家族も安心！
宇都宮市内に住所があり、市税の滞納がなく、
● メールを受信できる携帯電話等を持たない方
● 携帯電話等を持っていても登録制防災情報メールを利用できない方

販売価格（税別）
14,300円
補助金額
10,700円
自己負担額（税別）
3,600円
(消費税10%のとき)

裏面の申請書に記入し、送付用の封筒で下記へ郵送ください。
受付後、市から購入券を送付します。
購入券と自己負担額を添えて、指定販売店でお求めください。

申請先
宇都宮市役所
〒328-8501
宇都宮市役所 1-2-1
TEL 028-538-7540
市役所
指定販売店
エフエム栃木（レディオベリー）
宇都宮市役所 1-2-1
TEL 028-538-7540

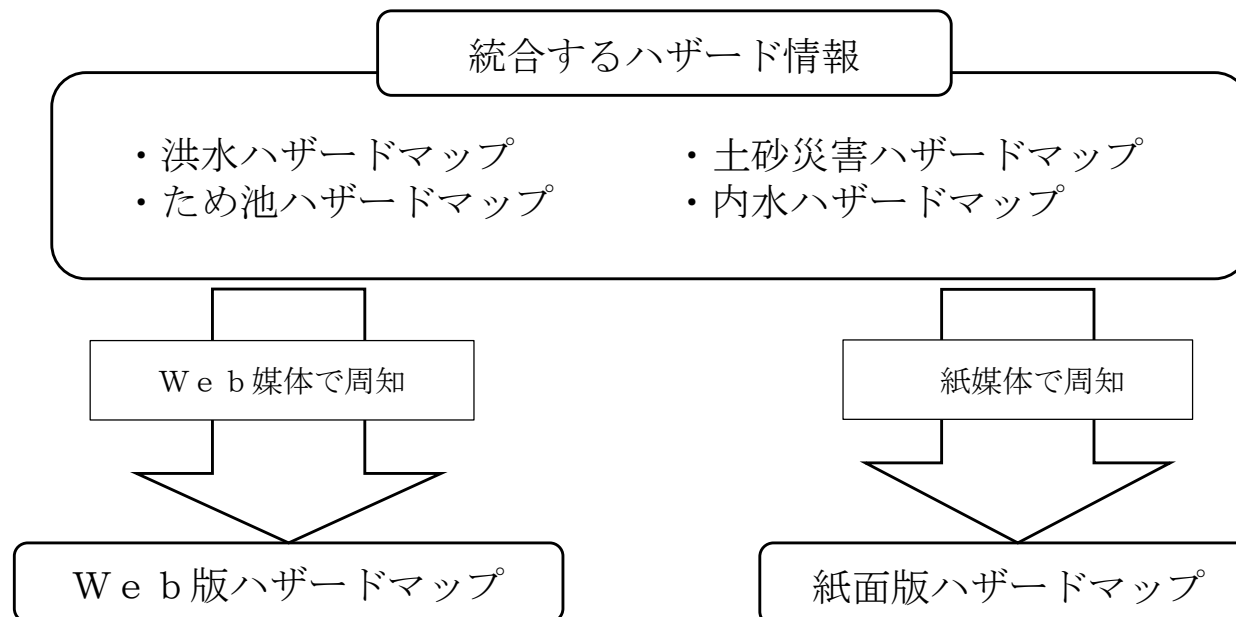
2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ハザードマップの作成・周知等

- 各種水害リスク情報を統合したハザードマップの作成

令和5年度 of 取組状況

- 洪水, 土砂災害・内水・ため池の各種ハザード情報を統合した「紙面版ハザードマップ」やパソコン・スマートフォンから各ハザード情報を確認でき, 利用者の任意で縮尺や地域などを自由に表示できる「Web版ハザードマップ」の作成を進めている。



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ハザードマップの作成・周知等

●ハザードマップ等を活用した水害リスクの事前周知

令和5年度の取組状況

○ 激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、市民が水害リスクに関する知識を深め、事前の備えや災害時においても適切な避難行動が取れるよう、オープンハウスの開催や市広報誌などあらゆる広報手段を活用した周知・啓発に取り組み、市民の防災意識のさらなる醸成に努めた。

2023年 7月～9月 総合治水・雨水対策に関するパネル展の開催
(市有施設6箇所)

2023年 8月～11月 総合治水・雨水対策に関するオープンハウスの開催
(市役所市民ホール, 商業施設3箇所)

年間を通じて 市広報誌, ホームページ, 出前講座(計6回)による周知啓発



■市役所市民ホールにおけるパネル展開催状況



■商業施設におけるオープンハウス開催状況

2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

○自主防災組織の促進及び支援の検討

令和5年度の取組状況

○ 39地区の自主防災会相互の連携及び自主防災体制の充実強化を目的として、自主防災会連絡会議を実施した。

【議事】

- ・ 各自主防災会の活動について
- ・ グループ別討議
(訓練の取組み、資機材の整備などの情報共有)

○ 自主防災組織の更なる育成・強化を推進するため、自主防災会の役員・リーダー等を対象とした研修会を実施した。
参加人数:81名

【内容】

- ・ 栃木県の気象特性と防災気象情報について
- ・ 適切な避難行動と共助に期待することについて
- ・ 河川監視カメラ・水位計の運用開始について



2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

●水防訓練の実施

令和5年度の水防訓練状況

○消防団員の士気高揚、水防技術の向上を図るとともに、水防体制に万全を期す目的で令和5年5月13日(土)に水防訓練を実施した。

実施工法(木流し・シート張り・積土のう)と展示工法(五徳縫い・折り返し・月の輪)に分け、技術の伝承を図ったほか、内水はん濫を想定したボートによる救出訓練やプランター等を活用した簡易水防工法など実践的な訓練を行った。

(参加人員 265名)



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

●小中学生を対象とした防災教育の実施

令和5年度の取組状況

講話や体験活動を通して、子どもたちの防災への意識を高め、自分の命を守るとともに助け合い協力して活動することの大切さを学んでもらうことを目的に、過去に水害を受けた経験のある地域の小学校を会場に防災体験学習を実施した。

【期日】令和5年11月11日(土) 【会場】小山市立中小学校 【参加者】4～6年の希望する児童及び保護者 7名

【活動内容】 講師:小山市総務部危機管理課職員及び小山市教育委員会教育総務課職員

(1)防災講話「災害から命を守るために
～災害時の対応と災害への備え～」

(3)防災体験学習
★防災ダ・ズ・ン ★防災カードゲーム

(2)避難所開設体験
★パーティション設置

(4)非常食体験
★非常食の実食体験



避難所開設体験



防災体験学習



非常食体験

2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

- ・水防団等への連絡体制の再確認

令和5年度の取組状況

○連絡体制については、既存の災害情報発信メールや自動音声システム（指令台による順次指令）により伝達手段を確保し、月に一度、送受信の点検訓練を実施している。

また、情報伝達については消防無線機を確保し、上記のような訓練を実施している。

2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

- ・水防団同士の連絡体制の確保

令和5年度の取組状況

- ・近隣市町の団長間で電話による連絡体制が構築されている。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

●自主防災組織の促進及び支援等の検討

✓地域の住民が協力し合う自主防災組織の普及の促進及び支援等の検討の実施

令和5年度の取組状況

○絹地区の自主防災会設立状況は以下のとおりです。

自主防災会名	設立年月日	対象自治会
中河原	平成17年 6月12日	中河原
高椅	平成18年10月22日	中高椅、西高椅、新川
延島地区	平成29年 3月26日	延島下、延島中、延島上 延島新田、舟戸、篠原
上梁地区	平成30年 2月18日	上梁北、上梁南
福良下区	令和 元年 7月 7日	福良橋、休、岸福、台
下梁・西梁地区	令和 2年 5月17日	下梁、西梁

絹地区の世帯数に対するカバー率は

74.44%です。

小山市全体のカバー率64.58%

○絹地区で、自主防災会未設立の5自治会に対して、令和5年7月26日（水）17時から絹出張所で説明会を実施しました。5自治会（中島、請地、中福良、上福良、下福良）に、継続して自主防災会の設立を呼び掛けていきます。

自治会名 (黄色は自主防災会設立済)	世帯数	世帯数 (自主防災会設立済)	カバー率
中河原	72	72	74.44%
下梁	110	110	
西梁	58	58	
上梁	110	110	
岸福	40	40	
台	35	35	
休	45	45	
福良橋	39	39	
中島	107		
請地	64		
中福良	66		
上福良	59		
下高椅	49		
中高椅	90	90	
西高椅	33	33	
新川	30	30	
延島下	69	69	
延島中	77	77	
延島上	59	59	
延島新田	51	51	
舟戸	57	57	
篠原	30	30	
合計	1,350	1,005	

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ハザードマップの作成・周知等

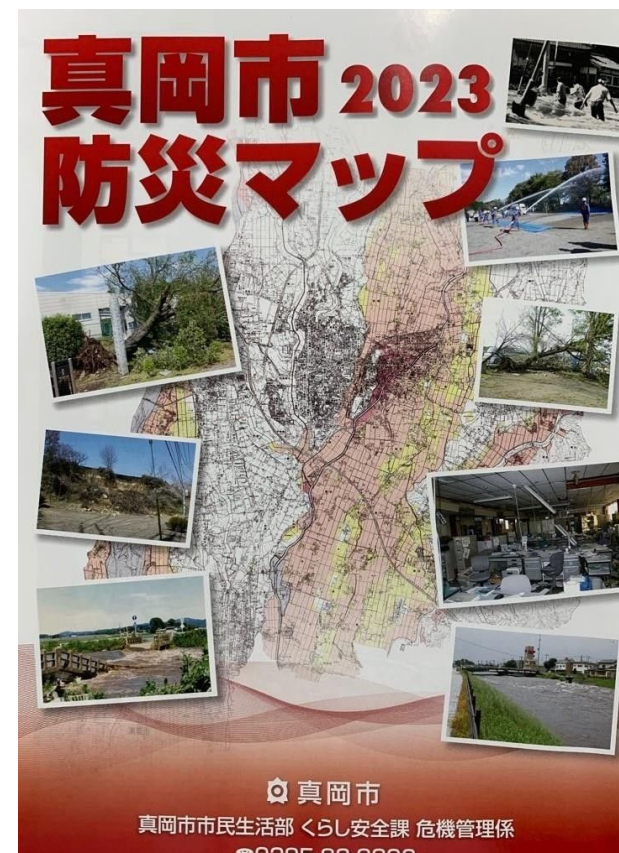
●洪水ハザードマップの作成・周知

✓真岡市防災マップの改訂版を作成し、市内自治会へ配布(全戸配布)

令和5年度 of 取組状況

○令和5年10月に真岡市防災マップの改訂を行った。

- ・江川、野元川、大久保川、行屋川の浸水想定区域の追加
- ・鬼怒川、小貝川、五行川の家屋倒壊等氾濫想定区域の追加
- ・土砂災害警戒区域の追加
- ・要配慮者利用施設の地図面及び情報面への追加 等



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

●真岡市防災リーダーの育成

✓地域の防災リーダーへマイ・タイムライン作成講座を実施

令和5年度の取組状況

○地域における防災力の向上と自主防災組織活性化のために活躍できる人材の育成を図ることを目的として「真岡市防災リーダー養成研修」を実施した。

カリキュラムの1つにマイ・タイムライン作成講座を設定し、市職員がマイ・タイムライン作成のリーダーとなり、受講者に対して、水害時におけるリスクへの理解や防災意識の高揚に努めた。

実施日程

令和5年10月15日(土) 受講者16名



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 小中学生を対象とした防災教育の実施
- 出前講座等を活用した講習会の実施

令和5年度の取組状況

○出前講座「知っておきたい防災の知識」

2023年 6月 14日 倉掛公民館 10名

2023年 11月 12月 山田公民館 6名

○「矢板市親子で考え、体験する防災教室」

2023年 6月 14日 小学生 12名、保護者等 12名

○「体験する防災教室」

2023年 8月 9日 参加者17名

○「矢板市HUG(避難所運営ゲーム)教室」

2023年 9月 30日 中学生13名

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

出前講座等を活用した講習会の実施

令和5年度の取組状況

○出前講座等を活用し、各地区にて防災講話を実施。

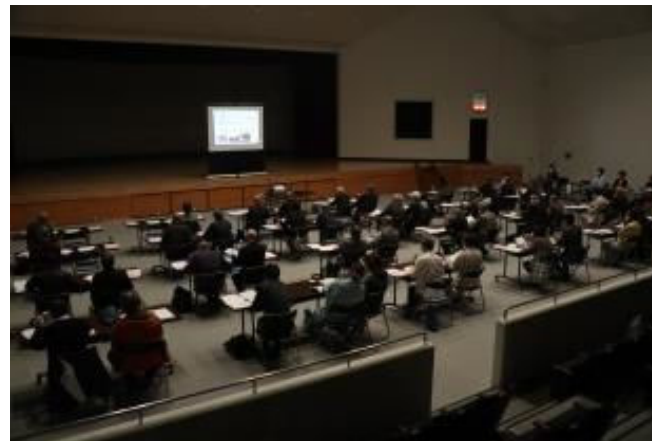
- | | | |
|--------------|-------------|----------|
| ・ 令和5年5月10日 | 自治会区長向け | 参加者 約60名 |
| ・ 令和5年8月27日 | 長久保地区 | 参加者 約40名 |
| ・ 令和5年9月1日 | 喜連川地区の親子向け | 参加者約10名 |
| ・ 令和5年9月11日 | 喜連川地区の高齢者向け | 参加者 約15名 |
| ・ 令和5年10月31日 | 自治会区長向け | 参加者 約40名 |
| ・ 令和5年12月8日 | 草川地区の高齢者向け | 参加者 約40名 |

自主防災活動について

自主防災組織の課題や
防災活動の重要性について令和5年度
自主防災組織の推進

※主な講演内容

- ・ハザードマップの説明
- ・自主防災組織の設立、活動
- ・情報取得ツールの照会



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

・小中学生を対象とした防災教育の実施及び教員へのサポート

令和5年度の取組状況

○「総合的な学習の時間」にて、ハザードマップ等の説明

- ・日時: 令和5年9月12日
- ・場所: 喜連川中学校
- ・対象: 中学3年生(約20名)



情報を集めよう(P3)

登録・ブックマークをしたものにチェック✓(QRコードから登録してください。)

☐ 防災行政情報メール ・メールの登録	☐ さくら市公式LINE ・友だち登録	☐ さくら市公式(旧Twitter) ・フォロー	☐ さくら市ホームページ ・ブックマーク
☐ 防災無線開き直し電話 ・電話番号登録	☐ 防災アプリ ・Kahoo!防災、NERV防災等をダウンロード ・おマナーモードでも強制的に通知されるもの ・アプリ名: _____	☐ 防災庁・新木場のホームページ ・ブックマーク ・おマナーモードでも強制的に通知されるもの ・サイト名: _____	☐ 東京電力LINE ・友だち登録 ・停電情報の確認

※緊急時にはエリアメールなど
緊急時は携帯電話等に緊急連絡メール(エリアメール)を配信します。エリアメールが届いたら画面警戒してください。

15



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

・小中学生を対象とした防災教育の実施及び教員へのサポート

令和5年度の取組状況

小学校における防災教室(学校安全総合支援事業)

主催:教育委員会学校教育課

押上小学校

①消防団による消防団の紹介、
ハザードマップ等の説明

- ・日時:令和5年11月17日
- ・場所:押上小学校
- ・対象:3年生(約20名)

②避難所用パーテーション、簡易トイレ体験

- ・日時:令和5年11月18日
- ・場所:押上小学校
- ・対象:5・6年生及び保護者(約40名)



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

・地域の防災リーダーの育成

令和5年度の取組状況

○ さくら市民大学「防災リーダー養成講座」

- ・主催 教育委員会生涯学習課
- ・参加者 約20名
- ・概要 全7回の連続講座
- ・講師 宇都宮大学、さくら市総務課 他

日付・内容



No.	日付	場所	テーマ
1	9月19日(火)	喜連川公民館	オリエンテーション
2	10月 3日(火)		地域防災とは何か
3	10月10日(火)		ハザードマップの見方を学ぶ
4	10月17日(火)		災害後の心理的問題の理解と支援
5	10月24日(火)	喜連川支所	災害弱者と外国人
6	10月31日(火)	喜連川公民館	私たちにできることを考える
7	11月 7日(火)		まとめと振り返り



2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

・自主防災組織の促進及び支援等の検討

令和5年度の取組状況

○宇都宮大学と協働で自主防災組織設立を推進

①防災マルシェ開催

・日時: 令和5年11月11日

・内容: 氏家駅東口(自主防災組織未設立地区)で、イベント開催
消火器体験、避難所用パーテーション体験、マイタイムライン講座、
防災ランタン作り 他

主催: さくら市、宇都宮大学地域デザイン科学部3年

協力: 防災士ママくらぶさくら、氏家消防署、東京電力パワーグリッド(株)



②自主防災組織未設立地区に資料配布

日時: 令和6年1月17日

2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

- ・自主防災組織の促進及び支援等の検討

令和5年度の取組状況

○自主防災組織の設立、活動支援補助金

- ・防災資機材等整備補助金
最大50万円、1地区1回限り(補助率100/100)
令和5年度実績:2地区
- ・自主防災組織運営事業補助金
最大3万円、各年度1回、(補助率100/100)
令和5年実績:11地区



1) ハード対策の主な取組

■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- 防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備
- ✓ 防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備

令和5年度の取組状況

令和元年度より、防災ラジオの有償配布のほか、市内に住所を有する80歳以上の方のみで構成する世帯などに対し、申請により無償貸与を実施している。

昨今の災害の頻発化から普及促進のため、令和5年度より価格をより安価にした。

有償配布 ※令和5年度より価格改定

- ・市内に住所を有する方、事業所等がある方
5,000円(1台) ⇒ 2,000円(1台)
- ・市内に住所を有する75歳以上の方のみで構成される世帯
2,000円(1台) ⇒ 1,000円(1台)

無償配布

- ・市内に住所を有する80歳以上の方のみで構成される世帯
- ・視覚障がい者1・2級の方
- ・自治会長
- ・自主防災組織代表者
- ・民生委員
など



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ハザードマップの作成・周知等

- ハザードマップの作成・周知
- ✓洪水ハザードマップの作成・周知

令和5年度の取組状況

○令和3年8月に改訂した下野市洪水ハザードマップの窓口における配布のほか、ホームページでの公開、出前講座等を実施し、普及啓発活動を実施している。(R5実績:10件 230名を対象に講話を実施)



南河内地区自治会長連絡協議会での防災講話
開催日:11月28日(火) 10:00～ 南河内公民館にて
参加者:20名

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 小中学生を対象とした防災教育の実施
- ✓小中学生を対象に防災教育の実施

令和5年度の取組状況 市内小学校での防災に関する授業、体験、講話を実施した。

1. 実施日: 令和5年6月20日(火) 実施場所: 下野市立南河内小中学校
実施内容: 災害をどこか他人事として捉えがちな児童、5年生81名を対象に、災害は身近に起こりえること、過去に下野市で起こった災害のこと、マイタイムラインの作成といった内容で防災授業を実施した。授業の中で講話のほか、段ボールベッドの使用体験なども行った。
2. 実施日: 令和5年7月29日(土)～30日(日) 実施場所: 下野市立旧国分寺西小学校
実施内容: 実際に第二避難所になっている体育館を利用して「親子避難所宿泊体験」を実施した。真夏の体育館という過酷な状況で避難所に一泊してもらうことで、リアルな避難生活を体験してもらった。職員の防災講話や非常食の喫食体験のほか、消防署や消防団にも協力いただき、煙道体験・水消火器体験・放水体験・市給水車からの給水体験なども実施した。
3. 実施日: 令和5年9月21日(木) 実施場所: 下野市立細谷小学校
実施内容: 小規模特認校である細谷小学校の4年生7名を対象に社会科の中の防災に関する授業を安全安心課職員により実施した。人数が少ないことから、実際に段ボールベッドの組立を体験してもらった。
4. 実施日: 令和5年12月14日(木) 実施場所: 下野市立古山小学校
実施内容: 古山小学校4年生81名を対象に、防災に関する授業を行った。授業の中で講話のほか、段ボールベッドの使用体験なども行った。



2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

●市消防団による水防訓練の実施

令和5年度の水防訓練状況

台風・大雨等による大洪水時に迅速、的確に対応できるよう、市消防団による水防訓練を実施した。

実施日：令和5年6月4日（日）

訓練内容：土のう作成訓練、ロープ結索訓練、無線通信訓練、シート張り工法（河川の浸食を防ぐための水防工法）訓練



シート張り工法訓練



土のう作成訓練

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

○具体的な取組

小中学生を対象とした防災教育の実施

令和5年度の取組状況

○小学生を対象とした防災教育の実施(上三川小・北小・坂上小・明治小・明治南小)

- ・災害が発生し避難所に避難した際の一連の流れを体験することによって、災害に対する意識の向上を目指す。また、避難所の開設から運営、撤去に至るまで、実際の避難所担当職員が作業することにより避難所対応の経験を高める。



受付



段ボールパーティション・アルミマットの設置



必要な防災グッズについて話し合う



避難時の行動・資機材の説明



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

●水防災に関する説明会の開催

令和5年度の取組状況

○各種団体や地域住民に対し、風水害対策に関する説明会を実施

【内容】マイ・タイムラインの作成講座

(民生委員、明治南小学校、介護支援専門員)



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ハザードマップの作成・周知等

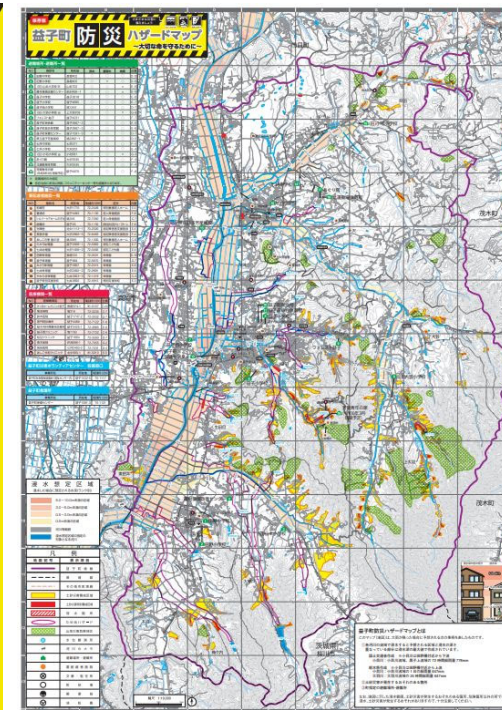
●ハザードマップの作成・周知

✓想定最大外力に基づいた洪水を対象に、洪水ハザードマップを策定・更新する

令和5年度の実施状況

○ハザードマップの更新

- ・既存のハザードマップに掲載のある小貝川に加え、大羽川(令和4年5月告示)並びに、小宅川・百目鬼川・ぐみ川(令和5年5月告示)の4河川を追加した。
- ・ハザードマップは全世帯に配布するとともに町HPにも公開し、周知している。



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■共助の仕組み強化のための取組

●地区防災計画の策定

町内の全自主防災組織における地区防災計画の策定を推進。

令和5年度の取組状況

○栃木県防災士会に講師を委託し、委託料を全額町が負担することで、町内の全自主防災組織における地区防災計画の策定を推進。

各組織の主体性を尊重しつつ、水害時の避難の方向性や、地区オリジナルのハザードマップを掲載し、水害等に対する共助力を増進。

町内の自主防災組織数	14
令和4年度までに策定済みの組織数	2
令和5年度中に策定完了予定の組織数	7
令和6年度中に策定予定の組織数	5

芳賀町東高橋地区防災計画



東高橋防災会

令和6年3月制定



1) ハード対策の主な取組

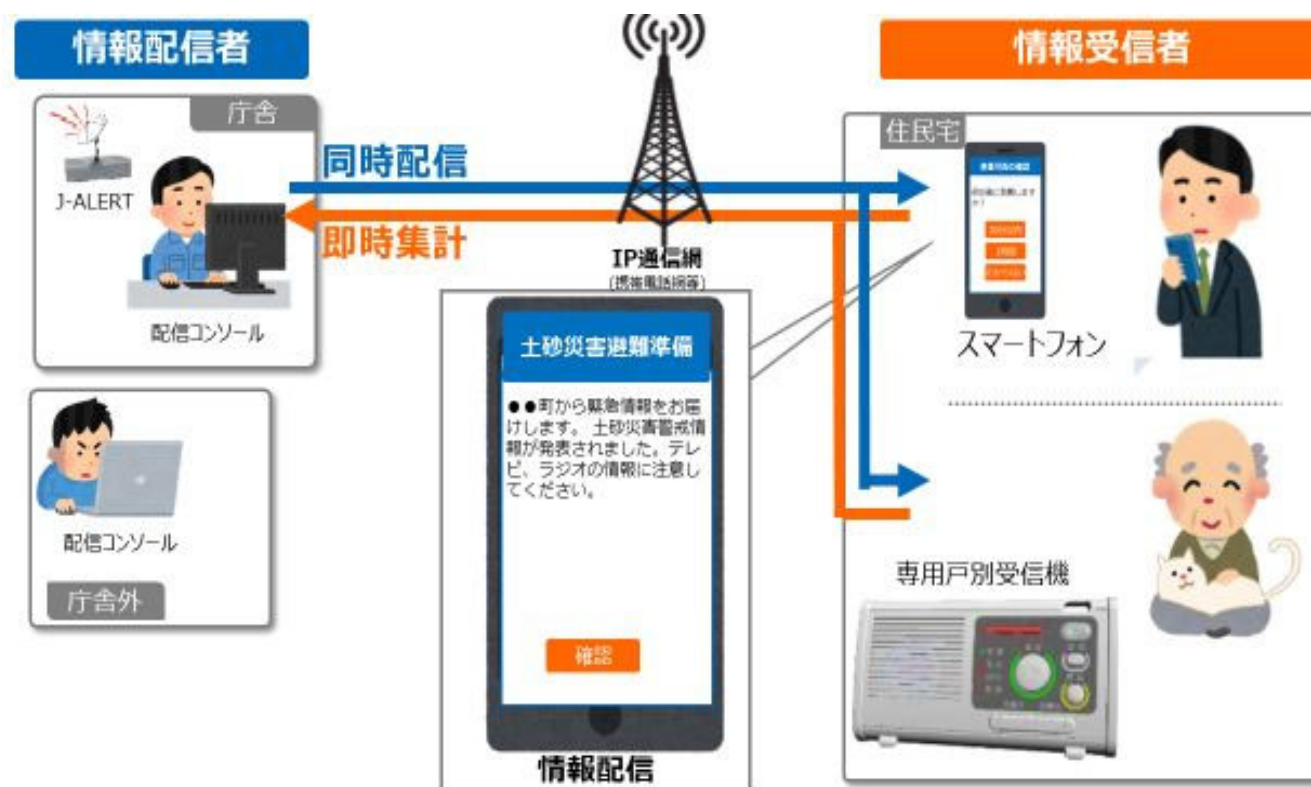
■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- 防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備
- ✓ 防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備

令和5年度の取組状況

○ 防災行政無線の屋外スピーカーを補完するシステムの導入(令和2年度)

- ・ 戸別受信機の貸与(今後も継続)
- ・ スマートフォンアプリ、防災メールへの情報配信



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ハザードマップの作成・周知等

- ハザードマップの作成・周知
災害事例及びハザードマップの見方解説

令和5年度の取組状況

○防災ハザードマップの作成(令和2年度)、配布(役場、道の駅等)

- (・鬼怒川浸水想定区域図
- ・荒川(県管理河川)の上流部のダム放流時の浸水想定図
- ・土砂災害警戒区域 等掲載)



○福祉部局と協同し女性や高齢者等の集まりの際に解説の場を設けた。



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

●出前講座等を活用した講習会の実施

令和5年度の取組状況

○福祉課と連携し、食と栄養等を考える集まりの中で、過去の水害事例や防災についての話をを行った。



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 道の駅展示スペースを使用し、ハザードマップの配布とポスター展示

令和5年度の取組状況

○道の駅 湧水の郷しおやに併設された展示スペースを活用し、水防災に関するパネル展示及びハザードマップ等の配布



2) ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

- 地域防災リーダーの育成
自主防災組織のリーダー等から希望者を募り、県主催の研修会に参加

令和5年度の取組状況

- ・防災研修の一環として、住民（自主防災組織のリーダー等）の希望者を募っての県主催で行われた自主防災組織リーダー研修に参加

- ・令和5年10月11日 実施
- ・参加人数 5名

【内容】

- ・防災まち歩き
- ・気候変動と大雨災害
- ・その他



2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

- 水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検

令和5年度の水防活動状況

・関係機関と重要水防箇所の合同点検の実施

日時 令和5年5月24日
場所 県管理河川等
参加者 県(土木事務所)、
消防署、消防団、
建設業協会、町



1) ハード対策の主な取組

■ 避難行動等に資する基盤等の整備

- 戸別受信機の無償貸与等により避難行動の促進。

令和5年度の取組状況

- 屋外拡声子局での防災無線の放送に加えて、
避難行動要支援者に対して戸別受信機を無償貸与しています。
避難に時間がかかる方へ情報提供を迅速に行い、避難行動を促進します。



■ 無償貸与の戸別受信機(ラジオ付き)

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

●逃げ遅れゼロに向けた防災教育

✓町立小中学校の児童生徒を対象に「マイ・タイムライン作成講座」を開催

令和5年度の取組状況

○マイ・タイムラインのマイスター認定を受けた町内の防災士が中心となり、町内の小学5年生と中学1年生を対象に「逃げキッド」を使用した「マイ・タイムライン作成講座」を開催。来年度も開催予定。



令和5年6月16日	町立中央小学校	5年生対象
令和5年7月14日	町立北小学校	5年生対象
令和5年9月5日	町立西小学校	5年生対象
令和5年9月12日	町立東小学校	5年生対象
令和5年9月19日	町立阿久津小学校	5年生対象
令和5年10月12日	町立阿久津中学校	1年生対象
令和5年10月17日	町立上高根沢小学校	5年生対象



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

- 水防災に関する説明会や避難訓練の実施
 - ✓「行動してみよう！水害から命を守る自家用車避難」の実施

令和5年度の取組状況

○浸水想定区域に居住し、水害時に自家用車での避難を考えている市民の意識向上と避難の実効性向上を図るために、「行動してみよう！水害から命を守る自家用車避難」を9月3日(日)に実施した。

○訓練参加者は自宅から各自の避難先まで、実際に自家用車で避難し、避難経路の確認や、避難の際に予想される障害(渋滞や冠水)などのリスクを考えてもらった。

○避難完了後または避難の途中で「ゴヨーふれあいスポーツセンター」に立ち寄り、避難所体験を行った。避難所体験では、避難所の受付方法や避難時の情報取得方法、市職員による避難経路の指導を行った。また、段ボールベッドや仮設トイレ、備蓄品の展示を行った。



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

- 新たなマイ・タイムライン作成ツールの公開
- ✓「やってみよう！水害から命を守るシミュレーション」の公開

令和5年度の取組状況

○新たなマイ・タイムライン作成普及の取組として、スマートフォンで手軽にマイ・タイムラインを作成することができる「やってみよう！水害から命を守るシミュレーション」を公開した。

○マイ・タイムラインの作成を少しでも取り組みやすくするため、スマホから8個の質問に答えるだけで、マイタイムラインを作成できるツールを作成した。また、解説動画もあるので、避難時の注意点やマイ・タイムライン作成時のポイントを理解することができる。

○8個の質問の回答結果が登録したメールアドレスに送信され、それが自分のマイタイムラインになる。

どんな行動がいか考えよう！
約3分20秒



解説動画

Q2. 水害が迫ったとき、あなたの家族はどう行動しますか？

- ☐ みんなで立ち退き避難（水平避難）をする。
- ☐ みんなで屋内安全確保（垂直避難）をする。
- ☐ 家族で立ち退き避難と屋内安全確保に分かれて行動する。
- ☐ 特に避難等は行わない。

質問



プレイはこちらから

①メールアドレスの入力

やってみよう！水害から命を守るシミュレーション回答フォーム

入力フォーム

Q10. 終了後、登録先のメールアドレスに回答内容をお送りします。アドレスを入力してください（任意）

メールアドレス

メールアドレス

メールアドレス（確認）

②回答結果が届く

▼Q1. あなたの自宅の浸水想定はどれですか？
0.5m～3.0m

▼Q2. 水害が迫ったとき、あなたの家族はどう行動しますか？
みんなで立ち退き避難（水平避難）をする。

▼Q3. 台風や大雨で水害の危険が迫ったとき、あなたの家族はどう行動しますか？
車中避難する

▼Q4. 水害の危険が迫ったとき、どういう手段で避難しますか？
車で避難する

▼Q5. あなたが考えている避難経路では、ハザードマップの線外の部分へ浸水のリスクが

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

●出前講座等を活用した講習会の実施

- ・ 防災意識の普及啓発を図った。
- ・ マイタイムライン作成講座を開催した。

令和5年度の取組状況

○ 自主防災会に対して、出前講座を実施し、マイタイムラインの作成防災知識の普及・啓発を行った。

- ・ 2023年 5月 6日 新田間町自主防災会 15名
- ・ 2023年 7月 9日 林自主防災会 50名



我が家のタイムライン (家)		
避難先 (避難所、親戚宅、友人宅)	避難先までの移動手段	避難先までの移動時間
		分
注意すべきこと	避難情報など	逃げ遅れないためにやるべきこと
台風が発生 台風が接近 災害予報や 気象庁が発表 する情報、 河川の水位 に注意！！	【警戒レベル1】 早期注意情報 【警戒レベル2】 大雨・洪水注意報 河川：氾濫注意水位に 到達 氾濫危険情報発表	●テレビやラジオで台風情報を確認する ●避難先、移動手段、移動時間を再確認する ●避難するときに持っていくものを確認する(〇をつける) ・飲料水 ・食料品 ・着替え ・タオル ・懐中電灯 ・携帯ラジオ ・電池 ・携帯充電器 ・通帳などの貴重品 ・マスク ・ウェットティッシュ ・常備薬 ・その他() ●避難しやすい服装に着替える ※河川や水田に近づくのはやめましょう
避難所が 開く 避難情報 に注意！！	【警戒レベル3】 高齢者等避難が 発令 河川：避難判断水位に 到達 氾濫危険情報発表	●我が家が避難するタイミングは警戒レベル3 ●高齢者など避難に時間のかかる人は避難を始める ・どこに避難するか、家族や親戚に伝える。 ・連絡する家族や親戚の電話番号： _____
避難所が 開く 避難情報 に注意！！	【警戒レベル4】 避難指示が発令 河川：氾濫危険水位に 到達 氾濫危険情報発表	●我が家が避難するタイミングは警戒レベル4 ●危険な場所から全員避難する ・近所の人に声をかけて一緒に避難する。 ・声をかける相手： _____
避難所が 開く 避難情報 に注意！！	【警戒レベル5】 河川：氾濫が発生 氾濫危険情報発表	避難完了！
【使い方】 ・家の中の目立つ場所に貼っておき、災害時に内容を確認しながら避難を行いましょう。 ・内容に変更がある場合は見直すとともに、定期的に我が家のタイムラインの確認を含む避難行動開始の訓練を行いましょう。		

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

- タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練
- ✓実践的な総合防災訓練を実施

令和5年度の取組状況 「龍ヶ崎市・川原代ふれあい協議会総合防災訓練」

●訓練想定：

台風が過ぎ去った翌日に小貝川の水位が上昇し、越水の危険性が高まったことを想定

●日時：令和5年11月25日（土） 8：30～13：00

●場所：龍ヶ崎市立馴馬台小学校体育館、龍ヶ崎市立川原代小学校体育館・グラウンド、小貝川土手（龍ヶ崎市高須橋周辺）、龍ヶ崎市役所附属棟1階会議室

(1) 市災害対策本部設置・情報伝達訓練

市役所の附属棟へ災害対策本部を設置し、各班の災害対応を展開、また、訓練シナリオに沿って、防災関係機関とIP無線やFAXを利用し、情報伝達訓練を実施しました。



災害対策本部会議

(2) 避難訓練・避難所設営訓練・災害ボランティアセンター受付訓練

防災行政無線の放送を合図に川原代地区住民が高台の指定避難所となる馴馬台小学校へ避難する訓練を実施しました。



避難所のレイアウトの様子

(3) 現地災害対応訓練

小貝川の水位監視のため、消防団本部は、小貝川土手に現地対策本部を設置。消防団は各機庫において待機し、本部の出動命令により、小貝川土手の現地対策本部に参集し、小貝川及び牛久沼の水位監視、小貝川土手の亀裂確認、漏水箇所の確認などの見回りを実施しました。



消防団による堤防巡視の様子

(4) 川原代小学校児童防災訓練

小学校児童と保護者が、授業参観後にパーテーション・段ボールベット体験や土のうの作成体験、消防署・消防団が実施する「現地災害対応訓練」の見学を行いました。



土のう作成体験の様子

1) ハード対策の主な取組

■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

● 新庁舎の開庁

令和5年度 of 取組状況

○ 令和5年5月8日より新庁舎が開庁。

① 電気関係

・ 300KVAの非常用発電機を設置。燃料は軽油で合計6000Lを備蓄し、72時間運転が可能。

② 上下水関係

・ 災害時給水がストップすると、上水は受水槽(呼称容量:24 m^3 、有効容量16 m^3 :今回は調整の結果12 m^3 で引渡済み)分は使用可。停電時は井戸水の中水利用(トイレ)を予定。

・ 排水については、下水管が破断し放流が出来ない場合に備え80 m^3 の緊急配水槽を地下ピットに用意。



1) ハード対策の主な取組

■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

- 防災行政無線の改良(防災行政無線テレガイドサービスの運用開始)

令和5年度 of 取組状況

- ・令和5年5月より防災行政無線テレガイドサービスの運用を開始した。
- ・HP、お知らせ版等で周知。

防災行政無線の放送内容を電話で
確認できるようになりました

電 話 番 号 (通話料がかかります)

☎0296-44-3111



<注意事項>

- ・音声ガイダンスにしたがって確認してください。
- ・放送直後は電話回線が込み合う場合がございますので、繋がらない場合はしばらくたってからお掛け直し ください。
- ・フリーダイヤルではございませんので、通話料は自己負担となります。

サービスに関するお問い合わせ先
下妻市役所 消防防災課 ☎0295-43-2111

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■共助の仕組み強化のための取り組み

- 市総合防災訓練の実施
避難訓練の実施

令和5年度の取組状況

○市総合防災訓練の実施

・11月26日(日)に自衛隊・消防・企業等協力のもと自治会等向け訓練や市民向けの体験ブースや展示を実施した。

・下妻市千代川地区の自主防災組織を対象に、実際の避難所までの避難訓練を実施した。避難所では避難所開設訓練や防災士による防災講話を実施した。

参加者約1,000名(一般来場者数約300名)

令和5年度 下妻市 総合防災訓練

日 11月26日(日)
時 AM10:00~12:00

会場 フィットネスパーク・きめ
多目的第2グラウンド
(ほっとランド・きめの近くです)

会場周辺図
※会場は「ほっとランド・きめ」北東のアスファルト広場です。
駐車場は、その北側草地です。
なるべく乗合せてご来場願います。
※ほっとランド側駐車場は使用しないようお願いいたします。

会場周辺図
車道入口
砂沼方面
信号
クリーンポート
ほっとランド・きめ

「防災のスイッチを入れる日」

特殊車両が大集合！
はしご車や自衛隊の車にも乗れる！
カレーの試食もあるよ！

訓練
放水訓練
要支援者搬送訓練
救命訓練
トリアージ訓練
ドローン離発着訓練
初動情報収集・伝達訓練
人命救助・救急搬送訓練

体験
救助体験(大声・浮き輪投げ)
消火体験(水消火器)
救命体験(AED、止血・固定等)
ドローン操縦体験(ミニドローン)
降雨体験
消防梯子車試乗体験
自衛隊車両試乗体験
炊出し試食体験
(自衛隊カレー)

展示
防災に役立つ展示
※参加機関調整中

主催／下妻市
共催／下妻消防署

問い合わせ先
下妻市消防防災課
TEL:0296-43-8306

同日午前7時30分～9時過ぎ、避難訓練も実施されます。
(千代川中・宗道小・大形小・やすらぎの里しもつま)
防災訓練の実施については、当日8時に防災行政無線でご案内します。

下妻市イメージキャラクター
シモンちゃん

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■共助の仕組み強化のための取り組み

●防災事業説明会の実施(地震への備え、自主防災組織設立・補助制度の説明等)

令和5年度 of 取組状況

○ 自治区長等を対象に、7月1日及び9日に防災事業説明会を実施した。

参加者 7月1日AM①50名
7月1日PM②17名
7月9日AM①32名
7月9日PM②30名

362組織中127組織が参加



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 小学生を対象とした防災教育の実施
- ✓小学校の総合学習授業の中で、水害教育に取り組んでいく

令和5年度の取組状況

○R5年7月～11月に市内の小中学校（15校）で防災スポーツを実施

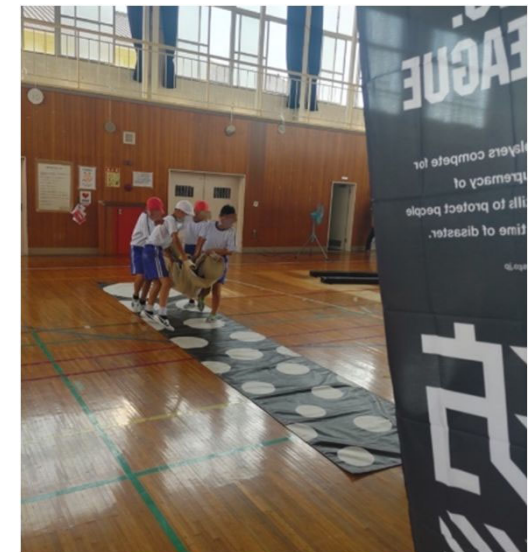
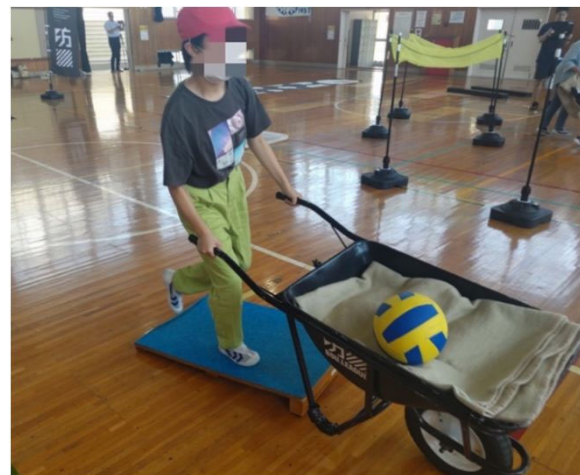
【実施内容】

- ・日常からスポーツを通して災害に備え、生き抜く力を備えるための防災学習。
ゲーム感覚で楽しみながらも災害時に役立つノウハウを身に付け、防災意識向上、防災行動につなげていくイベント。



◆キャタピラ煙避難・・・
低い姿勢で煙を吸い込まない
ように避難する

◆一輪車で物資搬送
小回りの利く一輪車の操作
方法を身に付ける



◆毛布担架障害物
身の回りのもので担架を
作り負傷者を搬送する

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■共助の仕組み強化のための取組

- 地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取り組みの実施
- ✓地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常勤務における防災に関する取組事例を共有
- ✓災害対応研修の場を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等の説明を実施
- ✓最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する支援を実施

令和5年度の取組状況

○当市福祉部門が主催する、民生委員や福祉専門職が集まる地域ケア会議において、災害時の要配慮者に対する避難所での振り分けについて、個別避難計画を基に協議した。

【今回対象となる取組内容のスライド】

【グループワーク】

要配慮者に対する避難所区分

一般避難所において福祉避難所の対象となる要配慮者がおり、特に配慮が必要であると判断される場合は、対象者を福祉避難所へ送致する。



参考：常総市地域防災計画第4編風水害応急対策編第6章被災者生活支援

6



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■共助の仕組み強化のための取組

- 自主防災組織結成の促進
 - ✓自主防災組織の機能・重要性に関する講演会の実施

令和5年度の取組状況

○取手市では、総人口における高齢化人口の割合が3割を超えており、災害時における高齢者を含めた要配慮者の避難への対応が課題となっております。そのため、地域防災力の向上を目的とし、自主防災組織未結成地区を対象に、自主防災組織の機能・重要性に関する講演会を開催いたしました。(令和4年度より継続実施)

【対象】

自主防災組織未結成地区(15地区)の住民
※民生委員・児童委員及び市政協力員には

個別で通知

参加者:36名

【内容】

- ・平成27年鬼怒川決壊時の体験談
- ・自主防災組織結成の重要性
- ・防災講演会アンケート



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- アプリ、サービスを活用した災害情報の取り方に係る周知
- ✓市役所待合スペースで市民に対する周知を実施

令和5年度の取組状況

○市役所本庁舎1階フロア待合スペースの情報周知用モニター(4箇所)で「逃げなきゃコール」の情報を令和5年10月1日から3か月間周知した。



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

●水防災に関する普及・啓発活動の実施

✓水防災意識強化週間に水防災に関するパネル展を実施

令和5年度の取組状況

○市内商業施設(イーアスつくば)が主催の防災に関するイベントに対し協力を行った。8月28日(月)～9月14日(木)の間、施設内の特設スペースにて、つくば市危機管理課提供のパネル展を実施した(水防災以外の内容も含む)。

水防災に係るパネルは、風水害発生前からの備えや情報収集の方法等を具体的に記載したものを複数枚用意した(FUKKO DESIGN作成の防災アクションガイドも許可を得た上、展示した)。



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

- 水防災に関する普及・啓発活動の実施
 - ✓啓発イベントの実施

令和5年度の取組状況

○11月13日(茨城県民の日)に市内商業施設(イーアスつくば)にて、市主催で啓発イベントを実施した。危機管理課のブースでパネル展示及び資料配布等を実施した(水防災以外の内容も含む)。

【イベント名】 良い明日が見えるまち Tsukubaフェス ～ぼうさい・こうつう・ぼうはん～

【来場者数】 2,500名(イベント全体)



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

- 水防災に関する普及・啓発活動の実施
 - ✓啓発イベントへの参加

令和5年度の取組状況

○10月13日、14日に市内商業施設(イオンモールつくば)が主催の防災に関するイベントにブース出展した。危機管理課のブースでパネル展示及び資料配布等を実施した(水防災以外の内容も含む)。

【イベント名】 つくば安全安心フェスタ

【来場者数】 10月13日1,200名、14日3,000名 (イベント全体)



1) ハード対策の主な取組

■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

●守谷市立小中学校の体育館空調設備設置(避難所環境改善)

令和5年度の取組状況

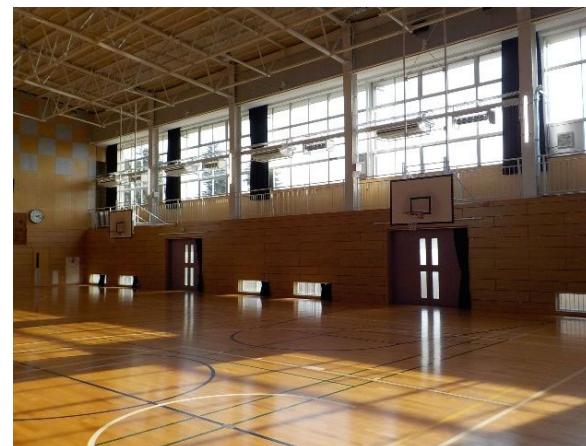
令和4年度～令和7年度にかけて守谷市立小中学校の体育館(13校)へ補助金を活用し、自立発電型の空調を順次導入し活用しています。

既存の施設に設置工事行う他、体育館の大規模改修に合わせて空調設備を設置しております。いずれも自立発電機能を有するガス式空調です。

(目的)避難所の暑さ対策

- ・令和4年度 6校
- ・令和5年度 4校
- ・令和6・7年度 残り3校を整備予定

※平常時は学校で使用しております。



体育館内の空調設備



自立発電型室外機

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

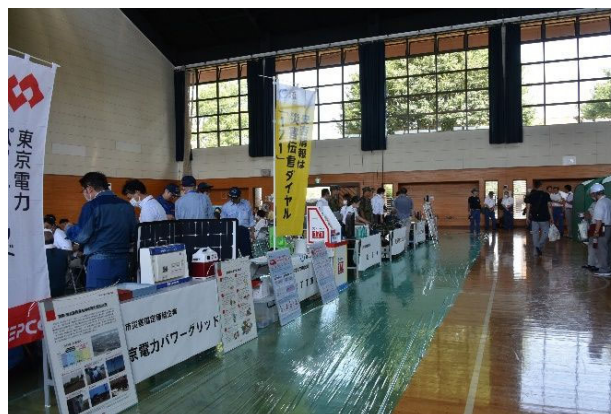
■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

●タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練

・筑西市(明野地区)洪水ハザードエリアを対象とした避難力強化訓練

令和5年度の取組状況

- ① 目 的 令和6年度に「五葉学園」が開校となり、それに伴い明野地区の5小学校が廃校となる。地元自治会からは、指定避難所である小学校が廃校となった際に、災害時の避難に不安があるとの声が多く挙がっていた。そのため、五葉学園の開校前に避難訓練を実施し、地域の避難力強化を図る。
- ② 日 時 令和5年8月5日(土) 9:00～11:00
- ③ 会 場 明野トレーニングセンター
- ④ 想 定 大型で猛烈な台風の影響により、降雨量の増加及び河川の水位上昇が予想される中、流域住民に対し適切なタイミングで避難情報を発令するとともに、住民はマイ・タイムラインを参考に避難を開始し、避難後に避難所の体験や防災講習会を受講し、自己の避難行動や避難の重要性を再認識する。
- ⑤ 内 容
- ・避難発令による住民避難訓練
 - ・避難所体験
 - ・関係企業等によるブース展開 等



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

- 水防災意識強化週間における集中的な水防災に関する普及・啓発活動の実施
- ・水防災に関するパネル展の実施

令和5年度の取組状況

- ① 目 的 水防災意識強化週間に、不特定多数の市民が行き交うしもだて地域交流センターアルテリオにおいて、水害の歴史やマイタイムライン作成の重要性を周知するためにポスター掲示やパンフレットの配布を行い啓発活動を行う。
- ② 日 時 令和5年9月3日（日） ～ 9月10日（日）
- ③ 会 場 しもだて地域交流センター アルテリオ
- ④ 内 容
- ・鬼怒川や小貝川の水害ヒストリーの掲示
 - ・マイタイムライン作成手引きの掲示 等



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及 ■災害を我がことと考えるための取組

●マイ・タイムライン作成講座の実施

令和5年度の取組状況

市民の皆さんと行政が力をあわせ、市民一人ひとりが生き生きと暮らす、豊かで住みよいまちづくりを推進するために、「坂東市まちづくり出前講座」を実施しています。出前講座は、地震・洪水等の災害時、どのように対応すべきか？市の防災体制について、皆さんの要請に応じて市の職員が講師として、公民館や集会場等に出向く制度です。出前講座では、企業の学習会、学校の授業、子供会やPTA活動の一環として、スライドやビデオを使用して、防災に関する基礎知識や対応方法を気軽に学べる講座を実施しています。



マイ・タイムライン作成講座
坂東市立東中学校
【令和5年7月4日】



マイ・タイムライン作成講座
坂東市立中川小学校
【令和5年9月26日】



マイ・タイムライン作成講座
坂東市立七郷小学校
【令和5年9月27日】

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

●出前講座等を活用した講習会の実施

✓出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施

令和5年度 of 取組状況

○水害などの災害について、また災害が発生したときにはどのようなタイミングで避難するかを知ってもらうために、つくばみらい市防災課の職員が自治会等に出向き、防災出前講座を行った。

実施月	対象者	参加者数
2023年 7・11月	市内12の行政区	221名
2023年 8月	社会福祉協議会主催ワークキャンプ(対象:小・中学生)	15名
2023年 10月	民生委員・児童委員	76名



行政区での出前講座の様子



ワークキャンプの様子

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

- 市職員の体制確認
- 全市民に対する避難行動の呼びかけ、一部市民の避難所への避難訓練

令和5年度の取組状況

○つくばみらい市防災訓練を実施

令和5年12月23日、鬼怒川、小貝川の氾濫警戒情報及び大雨警報を受け、高齢者等避難(警戒レベル3)を発令し、その後、氾濫危険情報に基づき、避難指示(警戒レベル4)を発令した。

市は災害警戒本部を設置し、仮想の被害情報を付与することによる図上訓練を実施した。

また、全市民に防災行政無線及び防災アプリ等にて周知を行い、避難行動の確認、さらに一部市民は避難所へ避難した。

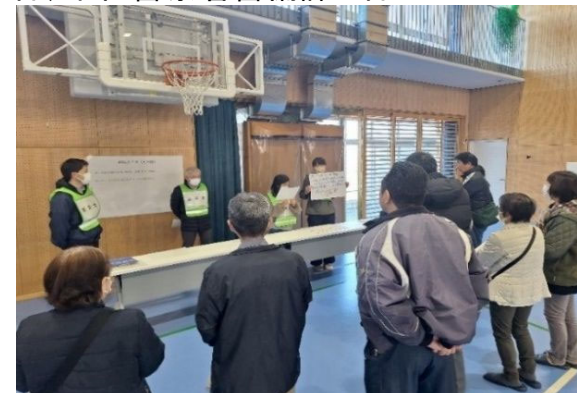
【訓練内容】

- ・災害警戒本部設置訓練
- ・防災行政無線・市防災アプリ・SNS等による避難行動の呼びかけ(全市民)
- ・避難行動要支援者に対する安否確認・搬送支援訓練
- ・避難所(富士見ヶ丘小学校)での防災士による防災クイズ
- ・常総警察署警備課長による防災講話

◇一般参加者34名、防災士11名、市職員・消防署・消防団56名、県職員2名、常総警察署警備課2名



情報共有室の様子



避難所での防災クイズの様子

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及 ■災害を我がことと考えるための取組

マイ・タイムライン作成を中心とした防災講座の実施

令和5年度の取組状況

団体	日時	場所	参加者数	協力
兵庫沼端行政区 (高齢者)	9月10日(日) 13:30～15:30	兵庫沼端集落センター	20人	
川尻さくら会 (高齢者)	9月30日(土) 10:00～12:00	川尻集落センター	20人	八千代町防災士会
西豊田小学校(5年 生児童及び保護者)	11月10日(金) 13:20～14:05	生活科室	60人	八千代町防災士会
川西地区コミュニティ 推進協議会	12月2日(土) 10:00～12:00	久下田コミュニティセンター	20人	八千代町防災士会
川西小学校 (4～6年生)	12月12日(火) 13:30～14:15	体育館	60人	八千代町防災士会
東中学校(1年生生徒 及び保護者)	12月14日(木) 13:30～14:20	体育館	120人	八千代町防災士会

○令和5年度 開催実績 合計6回 参加者合計約300人

○今後の課題

- ・各行政区単位での講座の開催
- ・マイ・タイムラインを活用した避難訓練や危険箇所の共有
- ・町防災士会が主となって推進できるよう、体制の整備

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及 ■災害を我がことと考えるための取組

マイ・タイムライン作成を中心とした防災講座の実施

令和5年度の取組状況(記録写真)



9/10(日)兵庫沼端行政区



9/30(土)川尻さくら会



11/10(金)西豊田小学校



12/2(土)川西地区コミュニティ推進協議会



12/12(火)川西小学校



12/14(木)東中学校

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

八千代町防災士会による防災情報の啓発活動(ワークショップ、河川情報ライブカメラ、川の防災情報)

令和5年度の取組状況

○八千代町防災士会・・・令和5年8月1日(火)に連絡協議会から名称を変更して正式に設立し、町民の防災意識の醸成を図るため活動を開始している。

○啓発活動の詳細

イベント名称	日時	会場	活動内容	参加者数
やちよの秋まつり	11月26日(日) 10:00～15:00	八千代町中央公民館及び 駐車場等	ワークショップ(ゴミ袋ポンチョ、新聞紙スリッパ) 河川情報ライブカメラ 川の防災情報	100人

○今後の課題・展望

・ワークショップの材料を事前にある程度裁断しておくことで参加者の取組がスムーズに図れるため事前に準備できることは済ませておく。

・今回の活動を、マイ・タイムライン作成等の防災講座にも組み入れ、複合的に展開できるよう内容の検討して実行する。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

防災情報の啓発活動(ワークショップ、河川情報ライブカメラ、川の防災情報)

令和5年度の取組状況(記録写真)



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練

令和5年度の取組状況

防災訓練実施内容

11月5日に、洪水を想定した、町と地区（自主防災組織）による合同防災訓練を実施。

町では、災害対策本部を設置し、避難所開設、応急給水、消防団による堤防の巡視を行い、地区（自主防災組織）では、非難の呼びかけ訓練を行い、町へ呼びかけ完了等の伝達訓練を実施するとともに、アルファ米を使った炊き出し訓練など、地域の実情に合った訓練を行っていただきました。

今回の訓練では、町内36地区中31地区にご参加いただき、初めて防災訓練を実施する地区もあり、住民の防災への意識の向上が見られました。



災害対策本部設置訓練



避難所での避難者受付訓練



自主防災組織の炊き出し訓練

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災意識の普及

職員と町民の防災意識の向上

令和5年度の取組状況

今年度より、職員の防災力の向上を目的に、防災アドバイザーからのアドバイスを受け、職員へのさらなる防災意識の改革を行うための業務委託契約を締結。

主な内容として、職員へ防災意識調査を行い現状把握後に、課題解決の研修を実施。日常業務と同様に災害への備えも重要であると認識してもらえよう意識と対応力の向上を図っている。

また、町民の方に対しても、「ここでしか聞けない～今日から始める風水害対策」と題して、防災講演会を開催し、防災対策や意識の向上を図った。



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

■地域の防災リーダーの育成

✓各地区の代表者及び防災士連絡会へのマイ・タイムライン講習会を実施

令和5年度の取組状況

県職員の方を講師としてお招きして、「我が家のマイ・タイムライン作成講習会」を行いました。

講習会では近年の災害、水害から身を守ること、いざという時の災害に備えての自分たちはどのように行動するべきなのかを考え、町の洪水ハザードマップを見ながら、参加者各々のマイ・タイムラインを作成しました。



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 出前講座等を活用した講習会の実施
- ✓県政出前講座等の実施

令和5年度の取組状況

○県職員が講師となり、学生や防災士を目指す県民を対象に、県の防災・減災に関する取組などについて説明し、防災・減災に対する理解促進・意識啓発等を図った。

開催日	主催者・開催場所等	参加者数(名)
5月	白鷗大学	194
5月	大山公民館	44
6月	作新学院大学	85
7月	宇都宮大学	20
9月	宇都宮大学	30
10月	作新学院大学防災士養成講座	59
11月	大田原市防災士養成講座	50
R6年1月(予定)	栃木県看護協会	20
R6年2月(予定)	作新学院大学防災士養成講座	70



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

●出前講座等を活用した講習会の実施

✓出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施

令和5年度の取組状況

○河川水難事故防止のための「出前講座」実施

台風やゲリラ豪雨等で急激に河川が増水することによる水難事故の発生防止のため、県内の小中学校等へ県土整備部職員(各出先土木事務所職員)が出向き、リーフレット等を用いた出前講座を実施。

令和5年度実施校(19校)

- ・7月3日(月) 塩山町立玉生小学校
- ・7月4日(火) 益子町立益子小学校
- ・7月4日(火) 那須町立田代友愛小学校
- ・7月6日(木) 佐野市立多田小学校
- ・7月6日(木) 日光市立今市第三小学校
- ・7月6日(木) 小山市立小山第一小学校
- ・7月7日(金) 佐野市立田沼小学校
- ・7月7日(金) 鹿沼市立板荷小学校
- ・7月7日(金) 大田原市立西原小学校
- ・7月7日(金) 上三川町立坂上小学校
- ・7月10日(月) 那珂川町立馬頭東小学校
- ・7月13日(木) 宇都宮市立上河内東小学校
- ・7月13日(木) 足利市立毛野小学校
- ・7月13日(木) 茂木町立須藤小学校
- ・7月14日(金) 茂木町立中川小学校
- ・7月18日(火) 真岡市立長沼小学校
- ・7月18日(火) 那須烏山市立境小学校
- ・7月19日(水) 宇都宮市立瑞穂野北小学校
- ・7月27日(木) 那須塩原市立塩原小中学校



【川に関するクイズによる講座】



【ライフジャケット試着体験】

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

- ハザードマップの訓練等への活用
- ✓地区防災計画の策定の促進

令和5年度の取組状況

ハザードマップを活用するなど、地域の災害リスクを踏まえて適切な避難行動がとれるよう、県内の自主防災組織等において地区防災計画の策定を促進した。

👉地区防災計画策定促進検討会

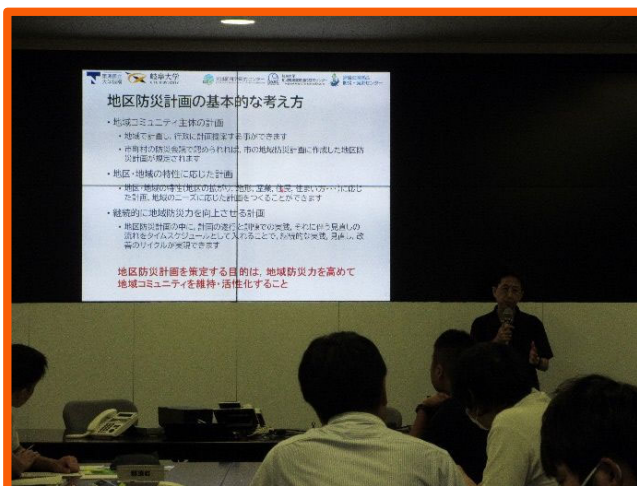
計画策定支援に携わる市町の担当職員や防災士等による今後の支援の方向性の検討及び研修
令和5(2023)年 8月25日(金曜日) 参加者:46名

👉地区防災計画実践支援事業

啓発パネルの展示、出前講座の実施

👉地域防災力強化推進事業補助金(地区防災計画策定強化事業)

計画策定を行う際の専門家派遣費用を市町へ助成 R5交付決定:11地区



検討会8/25



出前講座の様子

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

- 地域の防災リーダーの育成
- ✓自主防災組織リーダー育成研修会の実施

令和5年度の取組状況

自主防災組織等の指導的立場にある方を対象とし、知識、技能を習得していただくとともに、その役割についての自覚を高め、地域における自主防災組織活性化のために活躍できる人材の養成のため、講演やグループワークを実施した。

第1回	令和5(2023)年10月2日(月曜日)上三川いきいきプラザ(上三川町)	51名
第2回	令和5(2023)年10月11日(水曜日)那須塩原市黒磯公民館(那須塩原市)	49名
第3回	令和5(2023)年10月17日(火曜日)とちぎ岩下の新生姜ホール(栃木市)	53名
第4回	令和5(2023)年10月24日(火曜日)鹿沼市役所(鹿沼市)	38名

参加者 合計191名



(講義)防災まち歩きについて



(演習)防災まち歩き

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

- 地域の防災リーダーの育成
 - ✓とちぎ地域防災アドバイザー連絡会議の実施

令和5年度 of 取組状況

自主防災組織等で中核的な役割を担う人材を確保するため養成・登録したとちぎ地域防災アドバイザーを対象に、当該アドバイザーの育成及び情報交換等を目的とした連絡会議を実施した。

実施日 令和5(2023)年11月4日(土曜日)

参加者 19名



防災士の現状・地区防災計画策定・クロスロードに関する講義



HUG(避難所運営ゲーム)

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

- 水防災意識強化週間における集中的な水防災に関する普及・啓発活動の実施
 - ✓水防災に関するパネル展示及び電子看板による「逃げなきゃコール」広報動画の掲示

令和5年度の取組状況

○水防災に関するパネル展示

栃木県庁本館15階ロビーにて、「水防災意識強化週間」に係るパネルの展示や、栃木県が作成した「とちぎの川パンフレット」「緊急速報メールに関するチラシ」等を設置し、水防災に関する普及・啓発活動を実施した。



○電子看板による「逃げなきゃコール」広報動画の掲示

国土交通省が取組を推進している、離れた地域に住む家族へ避難を呼びかける「逃げなきゃコール」の広報動画を、栃木県庁本館1階ロビー及び15階ロビーにて、電子看板による掲示を行い、県民へ取組を周知した。



2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間確保のための水防活動の取組

■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

- 自主防災組織の促進及び支援等の検討
- ✓自主防災組織の促進及び支援

令和5年度の取組状況

地域住民が協力し合う自主防災組織の普及の促進及び支援等を実施した。

○ 自主防災組織設立支援事業

自主防災組織活動カバー率が100%未満である市町を対象に、有識者による講演会、研修会等を実施するための経費を補助することで、防災意識の高揚、自主防災組織への理解促進等を図った。

自主防災組織設立講演会の開催支援

- 日時等 ①令和5(2023)年12月5日(火曜日) 日光市中央公民館(日光市)
②令和6(2024)年2月15日(木曜日) 壬生町城址公園ホール(壬生町) (予定)

○ 地域防災力強化推進事業補助金(自主防災組織強化推進事業)

県内自主防災組織の育成や、防災資機材等の整備に関する市町の経費の一部に補助金を交付し、自主防災組織の強化を図った。

・令和5年度実績

交付決定 16市町 計7,893千円

補助金対象防災資機材(例)→



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

●マイ・タイムライン作成授業の実施

令和5年度の取組状況

- 水害時の逃げ遅れによる人的被害ゼロに向け、住民が適切な避難行動を取れるようにするため、「マイ・タイムライン」の普及に努めている。
- 特に令和4年度からは、国や市町村等と連携し、洪水ハザード内にある全小学校において「マイ・タイムライン」の作成授業を実施しており、災害の怖さや自分の命は自分で守る“自助”の大切さを認識してもらうなど、防災教育に取り組んでいる。
- 令和5年度実績（見込み）：全99校のうち62校について県で講師派遣予定（※）
※その他は国や市町村等で実施



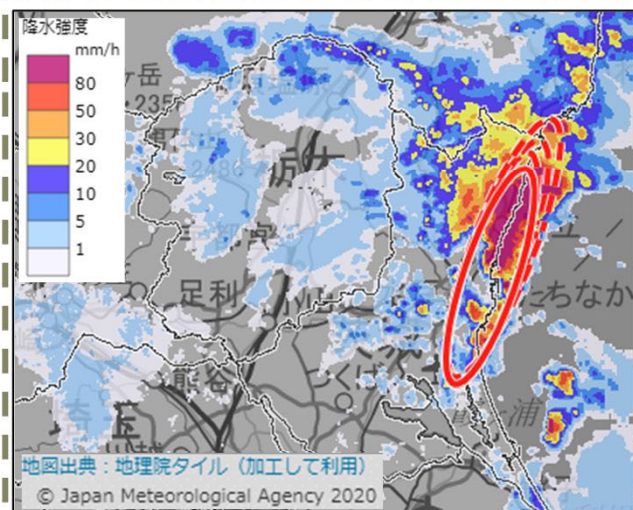
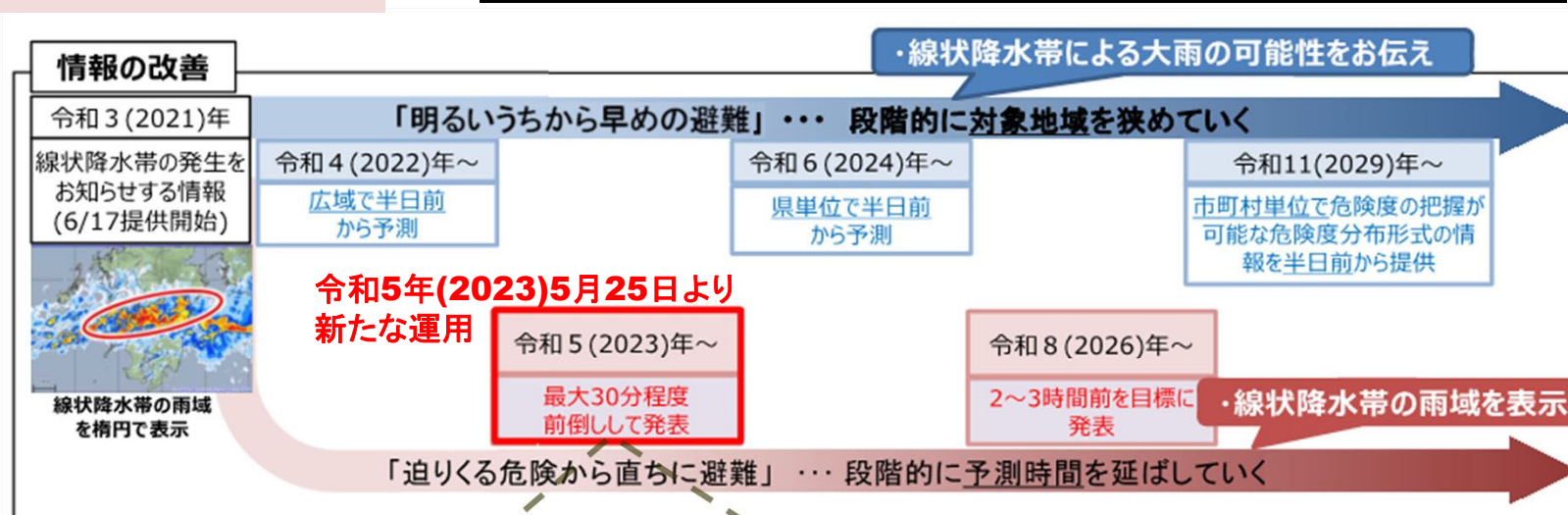
マイ・タイムライン作成授業の様子

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

- 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）
- ✓ 「線状降水帯による大雨の可能性」の情報提供、警報等における危険度の色分け表示等

令和5年度の取組状況 ■「顕著な大雨に関する気象情報」をより早く提供



「顕著な大雨に関する気象情報」は、線状降水帯による大雨の危機感を少しでも早く伝えるため、これまで発表基準を実況で満たしたときに発表していたものを、令和5年5月25日から、予測技術を活用し最大30分程度前倒して発表。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 水防災に関する説明会の開催
- ✓台風説明会を開催する

令和5年度の取組状況

○台風の接近等に伴う影響や防災上の留意事項等について、台風説明会を対面とオンライン形式で開催（宇都宮地方気象台と関東地方整備局の共同開催）。
栃木県関係部局と各市町関係機関等に注意、警戒を呼びかけ解説資料を提供。

○令和5年度台風説明会等開催状況

- ・令和5年8月 4日 台風第6号
- ・令和5年8月10日 台風第7号
- ・令和5年9月 6日 発達する熱帯低気圧
- ・令和5年9月 7日 台風第13号



台風説明会開催の様子
(場所：宇都宮地方気象台)



留意事項

- ◆栃木県では、8日昼過ぎから夜遅くにかけて、警報級の大雨となる見込みです。
- ◆これまでに降った大雨により、地盤の緩んでいる所があります。土砂災害に厳重に警戒し、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に警戒してください。

今後の台風の進路により、雨の降り方が変わる可能性もありますので、最新の台風情報に留意してください。

台風説明会資料一部抜粋

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- 小中学生を対象とした防災教育の実施及び教員へのサポート
- ✓小中学生を対象に防災教育を実施する

令和5年度の取組状況

○栃木県教育委員会主催の、とちぎ子どもの未来創造大学「体験気象学」

- ・令和5年7月8日栃木市、8月18日那須町で開催

○宇都宮市教育委員会主催の、宮っ子チャレンジウィーク「中学生社会体験学習」

- ・令和5年11月28日～30日中学生計4名 宇都宮地方気象台で開催

○宇都宮市主催の、宮っこトライ「小学生高学年職業体験」

- ・令和5年12月26日、27日小学生計16名 宇都宮地方気象台で開催

上記の防災教育において、気象庁（気象台）の業務説明や気象実験等実施し、防災知識の啓発等を実施



とちぎ子どもの未来創造大学の様子



宮っ子チャレンジウィークの様子



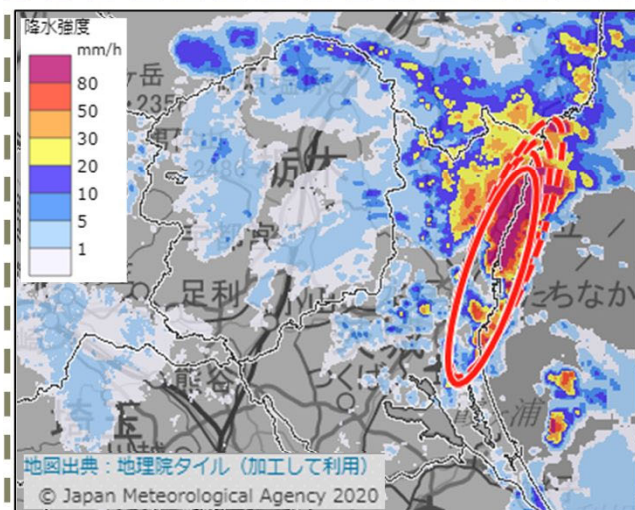
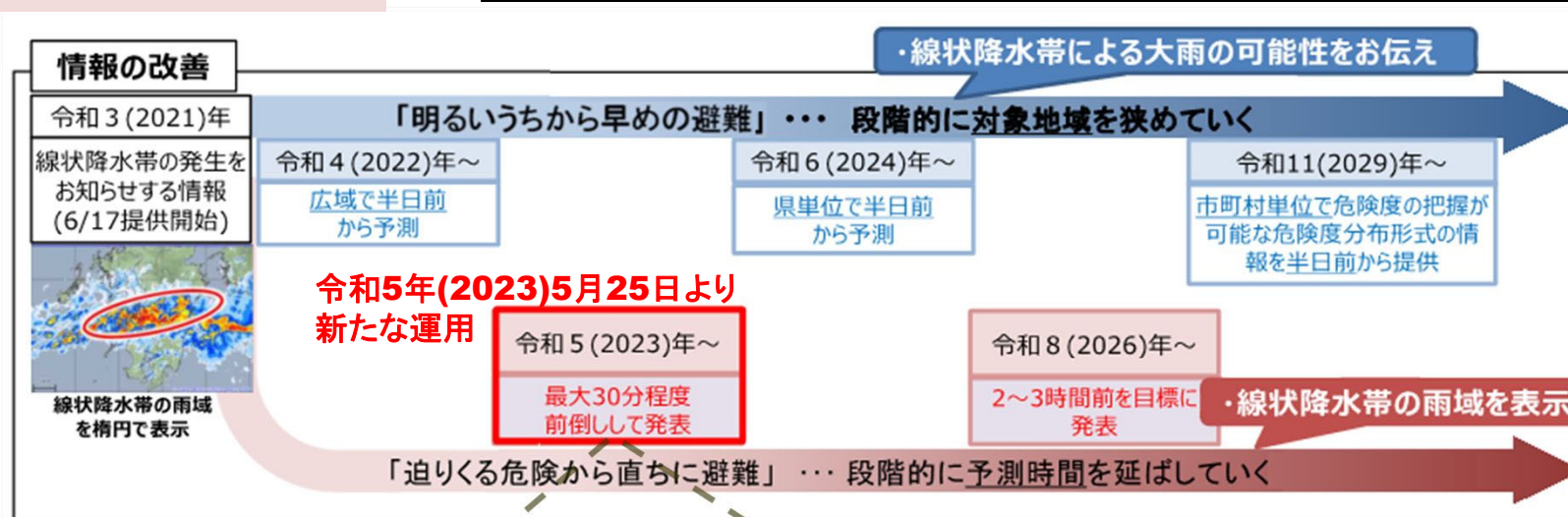
宮っこトライの様子

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

- 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）
- ✓ 警報等における危険度の色分け表示、「警報級の現象になる可能性」の情報提供、メッシュ情報の充実化

令和5年度の取組状況 ■「顕著な大雨に関する気象情報」をより早く提供



雨雲の動き 2023年9月8日18時00分

線状降水帯(現在時刻の解析) あり

線状降水帯(10～30分先の解析) あり

大雨災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域(現在時刻の解析)

大雨災害発生の危険度が急激に高まっている線状降水帯の雨域(10～30分先の解析)

「顕著な大雨に関する気象情報」は、線状降水帯による大雨の危機感を少しでも早く伝えるため、これまで発表基準を実況で満たしたときに発表していたものを、令和5年5月25日から、予測技術を活用し最大30分程度前倒して発表。

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成

- タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練
- ✓ロールプレイング等の実践的な訓練を実施、もしくは検討を行う

令和5年度の取組状況

○市町村が行う各種訓練への参画し、シナリオ作成時の協力、訓練内でのホットラインの実施、訓練後の講演等を実施した。

- ・ 令和5年7月16日(日) 茨城県・東海村2023年避難力強化訓練(オンライン参加)
- ・ 令和5年7月24日(月) 令和5年度災害対策本部運営訓練(常総市)
- ・ 令和5年7月31日(月) 鉾田市風水害対応防災訓練(鉾田市)
- ・ 令和5年11月19日(日) 令和5年度十王地区自主防災訓練(日立市)



常総市 令和5年度災害対策本部運営訓練の様子



東海村 2023年避難力強化訓練の様子

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

●小学生を対象とした防災教育の実施

✓ 授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身につけていただくための講習会を実施する

令和5年度の取組状況

○令和5年度学校安全総合支援事業における中核教員向け講義の実施

- ・ 茨城県による標記事業に当台職員が協力。中核教員勉強会(結城市)において防災情報の利活用に関する講義を行った。
- ・ モデル地域となっている結城市の児童・生徒向けの防災ハンドブック作成に情報を提供し、助言した。
- ・ 拠点校が結城特別支援学校であることから、資料「要配慮者支援のための防災情報入手先一覧(水戸地方気象台HPに掲載)」を提供し、利用を呼び掛けた。
- ・ 潮来市教育委員会より、当台職員が当該事業の実践委員会委員(自然防災アドバイザー)に依頼され、実践委員会や中核教員研修会等に出席して助言や講義を行った。



7月25日(火)中核教員勉強会(結城市)

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■ハザードマップの作成・周知等

●ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用

✓ハザードマップの周知のサポートとして、ハザードマップポータルサイトや地図情報を提供する

令和5年度の取組状況 ハザードマップポータルサイトの「重ねるハザードマップ」に自然災害伝承碑を掲載

「重ねるハザードマップ」に自然災害伝承碑を掲載することで、過去の自然災害を知るきっかけづくりや学校教育や地域学習において活用することが期待されます。

表示イメージ



洪水浸水想定区域とハザードマップ上で重ね合わせ

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

●水害記録の伝承

✓自然災害伝承碑の情報を「地理院地図」に掲載する

令和5年度の取組状況

取組目的

国土地理院では、令和元年度から災害教訓の伝承に関する地図・測量分野からの貢献として、過去の自然災害に関する石碑やモニュメントなど「自然災害伝承碑」を地形図等に掲載しております。これにより、過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指します。

これまでの掲載数

協議会	市町村数	掲載数
上流	2市	4基
下流	6市	21基

令和6年1月29日現在

分布図



「自然災害伝承碑の地図化を通じた災害教訓の周知・普及」の取組

表示イメージ

国土地理院では、令和元年6月から「地理院地図」において、全国各地に建立されている自然災害伝承碑に関する情報（位置や伝承内容など）を掲載しています。



※自然災害伝承碑を示すアイコン

概要	
碑名	鬼怒の清流
災害名	平成27年9月関東・東北豪雨 (2015年9月9日)
災害種別	洪水
建立年	2021
所在地	茨城県筑西市伊佐山
伝承内容	平成27年(2015)9月9日、台風18号と台風17号により発生した線状降水帯で、茨城県・栃木県の鬼怒川流域で記録的な大雨となった。9月10日明け方に常総市若宮戸地区にて溢水、午後1時頃に同市三坂町で堤防が決壊、大規模に浸水し、全半壊家屋5千棟以上の甚大な被害となった。また、筑西市内も床上、床下合わせ207棟の浸水被害となった。

ID:08227-001

2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■災害を我がことと考えるための取組

- 水防災意識強化週間における集中的な水防災に関する普及・啓発活動の実施
- ✓水防災意識強化週間に水防災に関するパネル展を実施

令和5年度 of 取組状況

水防災意識強化週間におけるパネル展示

水防災意識強化週間の普及・啓発活動の取組として、関東地方測量部でパネル展示を行いました。

展示パネル



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- ・水防災に関する説明会の開催(ダム放流に関する説明会の実施)
- ・出前講座等を活用した講習会の実施

令和5年度の取組状況

○ダム放流に関する説明会の実施(1回/年)

各種団体(栃木県、市町村、警察、漁業組合、自治会、旅館関係、報道機関、教育機関、地元企業、水道、土地改良区等)の方々を対象として、ダムの目的、役割、機能などについて理解を深めていただくための説明会を実施し、洪水時の迅速かつ的確な避難行動や水難事故防止につなげる。

- ・日時 令和5年5月29日(月)
- ・場所 日光市役所(藤原庁舎)



○出前講座による講習会の実施

宇都宮市清原地区自治会連合会より依頼があり、清原地区自治会長及び関係者の方々27名に向けて、講習会を実施。ダムの役割から水難事故の話もさせて頂いた。知らない事が多く、勉強になったと意見を頂いた。

- ・日時 令和6年3月22日(金)
- ・場所 清原地区市民センター



2) ソフト対策の主な取組 ② 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組

■ ダム等の危機管理型の運用

事前放流の実施による治水容量の増強

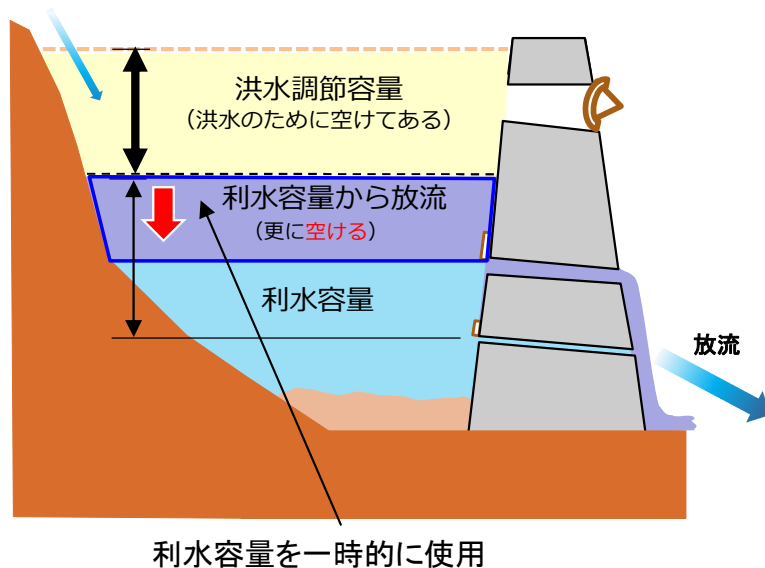
令和5年度の取組状況

【事前放流】

計画規模を超えるような大規模な洪水が予想される場合、ダムに通常確保している洪水のために空けている洪水調節容量に加え、利水のために確保している利水容量を事前に放流して減らし、一時的に洪水調節容量を増やす取り組みを鬼怒川13ダムで実施。(令和2年5月28日治水協定締結)

この取り組みにより洪水調節容量は約1.4億 m^3 (6ダム)から最大約2.8億 m^3 (13ダム)に増強されることとなり、洪水調節機能は2倍に強化されます。

※雨量、流入量の予測精度向上を図り、
洪水調節容量をより効果的に活用できるように検討



1) ハード対策の主な取組

■ 洪水を河川内で安全に流す対策

- 護岸整備(河岸侵食対策等)
 - ・ 鬼怒川の護岸整備(河岸侵食対策)

【国の取り組み】

関東地整

鬼怒川右岸板戸井地先河岸補修外工事(完了)



下籠谷地先低水護岸工事(施工中)



鬼怒川下流部周辺整備工事(施工中)



1) ハード対策の主な取組

■ 洪水を河川内で安全に流す対策

- 鬼怒川の対策
 - ・ 田川合流点の水門整備

【国の取り組み】

関東地整

田川水門(仮称)新設工事(施工中)



1) ハード対策の主な取組

■ 洪水を河川内で安全に流す対策

- 小貝川の対策
 - 堤防整備
 - 樋管改修、樋管撤去

【国の取り組み】

関東地整

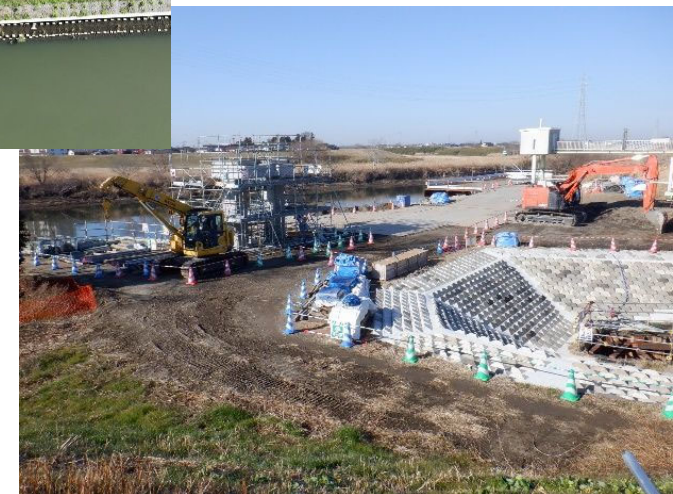
小貝川右岸東町築堤工事(施工中)



道畑排水樋管撤去工事(完成)



古八間排水樋管改築工事(施工中)



2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

■防災教育や防災知識の普及

- リーダ認定講座、リーダスキルアップ講座の開催
- マイ・タイムライン作成講座の実施

【国の取り組み】

関東地整

『マイ・タイムラインリーダ認定講座、 マイタイムラインリーダを対象としたスキルアップ講座』

【概要】マイ・タイムライン講師育成を目的としたリーダ一認定講座をオンライン（ZOOM）で実施。

【開催日時】令和5年11月27日（月）

・リーダ認定 43名

『マイ・タイムライン作成講座』

○令和5年6月30日（金）

結城市立結城東中学校 2年生（114名）



【概要】マイ・タイムラインリーダスキルアップ講座
をオンライン（ZOOM）で実施。

【開催日時】令和6年1月21日（土）

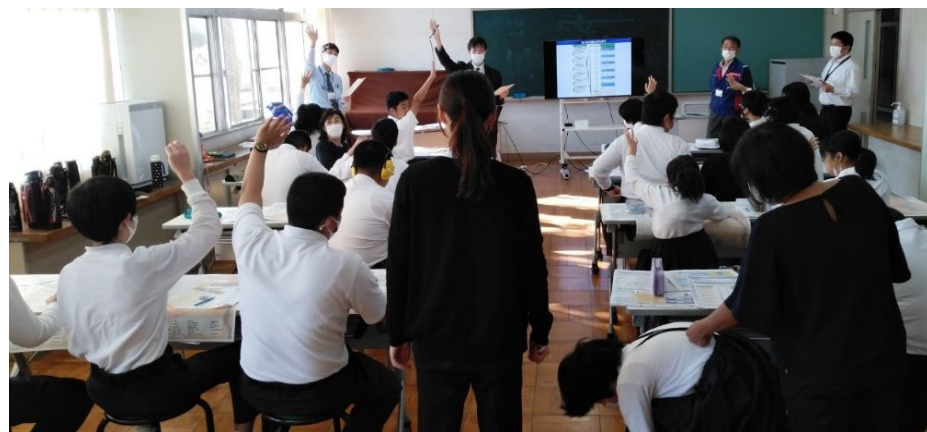
・マイスター1名、A級1名の方から「マイ・タイムライン講習会を通じた住民の水防災意識を向上させる具体的な工夫」を発表。

・国土地理院関東測量部長による講義「水害リスクを知る～ハザードマップをより深く読むために」

・参加者 45名

○令和5年9月17日（火）

茨城県立結城特別支援学校 2・3年生（40名）



OR5年度の取組状況および今後実施する取組

別紙1

具体的な取組の柱		主内容	目標時期															地域住民	各取組に対して、国や県に対するご要望や苦勞されている課題等がございましたら、以下の（自由記入欄）にご記入ください。
事 項				宇都宮市	小山市	真岡市	矢板市	さくら市	下野市	上三川町	益子町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県	国			
具体的取組																			
1)ハード対策の主な取組																			
■洪水を河川内で安全に流す対策																			
	・護岸整備（河岸侵食対策）等	・護岸整備（河岸侵食対策）等	順次実施													関東地整■			
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																			
	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	H28年度から順次実施													関東地整■			
	・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備	・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			活用		
	・水防活動を支援するための水防資機材等の配備（新技術活用も含め）及び適切な管理	・水防活動を支援するための水防資機材等の配備や新技術の活用検討、配備後の適切な管理を実施	H28年度から順次実施	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	関東地整■		
	・簡易水位計や簡易型河川監視カメラ等の設置	・簡易水位計や簡易型河川監視カメラの設置	H28年度から順次実施												■	関東地整■			
	・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	H28年度から順次実施	●	●	●	—	●	—	—	—	—	●	—					
2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																			
■ハザードマップの作成・周知等																			
	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション（鬼怒川・小貝川）の公表	・鬼怒川洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表 ・小貝川洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの策定・公表	H28.8 H26年度														関東地整●	活用	
	・ハザードマップの作成・周知	・想定最大外力にもとづいた洪水を対象に、洪水ハザードマップを策定・更新する	H29年度から順次実施	■	■	■	■	■	●	■	■	■	■	■			活用	・R4年度ハザードマップ更新、R7年度ハザードマップ更新予定【上三川町】 ・R6.3改定予定【小山市】	
	・地域の特性を踏まえた適切な避難方法（垂直避難等）や効果的なまちごとまちごとハザードマップの検討・周知	・水位の上昇が早い、上流域の特性を踏まえた垂直避難等の適切な避難方法の検討や、公共施設や電柱を中心に、看板の設置や周知を行う	H29年度から順次実施	▲	■	▲	■	■	▲	▲	○	▲	▲	▲	■	気象庁■ 地理院— 関東地整■	活用	・まちごとまちごとハザードマップの周知の結果、R6年度設置に向けて一つの地区において合意形成済。【小山市】	
	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・要配慮者利用施設の避難計画に水を位置づけていく	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	—	■	■	■		気象庁■	活用		
	・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	・ハザードマップの周知のサポートとして、ハザードマップポータルサイトや地図情報を提供する	H28年度から順次実施													地理院■	活用		

■:令和4年度実施

■:令和5年度実施

■:令和6年度以降に実施予定

■:令和7年度以降に実施予定

○:実施予定、●:実施済み、■:実施済み(継続)、▲:検討中、—:対象なし

■：令和4年度実施 ■：令和5年度実施 ■：令和6年度以降に実施予定 ■：令和7年度以降に実施予定 ○：実施予定 ●：実施済み ■：実施済み（継続）、▲：検討中、—：対象なし

○R5年度の取組状況および今後実施する取組

別紙1

具体的な取組の柱		主な内容	目標時期															地域住民	各取組に対して、国や県に対するご要望や苦勞されている課題等がございましたら、以下の（自由記入欄）にご記入ください。
事 項				宇都宮市	小山市	真岡市	矢板市	さくら市	下野市	上三川町	益子町	芳賀町	塩谷町	高根沢町	栃木県	国			
具体的取組																			
2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																			
■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成																			
・短時間判断等の上流域の特徴を考慮したタイムラインの更新及び実践的な訓練の検討		・水位の上昇が早いことで限られた時間での避難指示等の判断を行うことが想定され、その特徴を踏まえたタイムラインへの更新、実践的な訓練の検討を行う	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	気象庁 ■ 地理院 ■ 関東地整 ■	参加	
・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）		・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	H29年度から順次実施														気象庁 ■	活用	
■防災教育や防災知識の普及																			
・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置		・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置する	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	●	気象庁 ■ 地理院 ■ 関東地整 ■	活用	・担当課窓口にて随時受付中【小山市】
・水防災に関する説明会の開催		・水防災に関する説明会を開催する	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	気象庁 ■ 地理院 ■ 関東地整 ■	参加	・まちづくり出前講座として随時実施【小山市】
・水害記録の伝承		・自然災害伝承碑の情報を「地理院地図」に掲載する ・過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指す	R2年度から順次実施	—	■	▲	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	気象庁 ■ 地理院 ■ 関東地整 ■	活用	
・小中学生を対象とした防災教育の実施及び教員へのサポート		・小中学生を対象に防災教育の実施や授業への組込みの際の教員へのサポートを実施	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	気象庁 ■ 地理院 ■ 関東地整 ○	参加	
・出前講座等を活用した講習会の実施		・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	●	■	■	■	気象庁 ■ 地理院 ■ 関東地整 ■	参加	
・プッシュ型の洪水予報等の情報発信		・プッシュ型による情報発信（洪水予報等）の実施	H28年度から順次実施														関東地整 ■	活用	
・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供		・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供	H28年度から順次実施														関東地整 ■	活用	
・水害リスクラインによる水位情報の提供		・水害リスクラインによる一般への水位情報の提供	R2年度から順次実施														関東地整 ■	活用	
■共助の仕組み強化のための取組																			
・防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会への参加や協議会に関する情報共有を実施		・防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会への参加や防災部局から協議会に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施	R元年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や防災関連のパンフレット等を設置		・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等のパンフレット等を設置	R元年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	▲		活用	
・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施		・地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常勤務における防災に関する取組事例を共有 ・災害対応研修の場を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等の説明を実施 ・最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する支援を実施	R元年度から順次実施	■	○	▲	■	■	■	■	▲	▲	■	■	■	▲		参加	
■災害を我がことと考えるための取組																			
・ハザードマップの訓練等への活用		・ハザードマップを活用した自主防災組織等による避難訓練の実施	R元年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	関東地整 ■	参加	
・マイ・タイムライン作成講座の実施		・マイ・タイムライン作成講座の実施	R元年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	▲	▲	■	■	●	関東地整 ■	参加	
・地域の防災リーダーの育成		・地域の防災士等やマイ・タイムラインリーダーへの研修を実施	R元年度から順次実施	■	■	■	■	■	▲	■	■	▲	■	■	■	▲	気象庁 ■ 関東地整 ■	参加	
・水防災意識強化週間における集中的な水防災に関する普及・啓発活動の実施		・水防災意識強化週間に水防災に関するパネル展を実施	R元年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	▲	関東地整 ■ 地理院 ■	参加	

■：令和4年度実施 ■：令和5年度実施 ■：令和6年度以降に実施予定 ■：令和7年度以降に実施予定

○：実施予定、●：実施済み、■：実施済み（継続）、▲：検討中、—：対象なし

具体的な取組の柱		主 な 内 容	目 標 時 期															地域 住民	各取組に対して、国や県に対するご要望や苦勞されている課題等がございましたら、以下の（自由記入欄）にご記入ください。
事 項				宇 都 宮 市	小 山 市	真 岡 市	矢 板 市	さ く ら 市	下 野 市	上 三 川 町	益 子 町	芳 賀 町	塩 谷 町	高 根 沢 町	栃 木 県	国			
具体的な取組																			
2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組																			
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化																			
	・水防団等への連絡体制の再確認	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・適切な管理の実施	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
	・水防団同士の連絡体制の確保	・近隣の水防団の連絡体制の確保	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
	・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加	H28年度から順次実施	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	■	気象庁 関東 地整	■	参加	
	・関係機関が連携した実働水防訓練の検討・実施	・利根川水系合同水防訓練及び鬼怒・小貝水防連合水防訓練等の水防管理団体の訓練に参加及び実施内容等の検討	引き続き実施	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	気象庁 関東 地整 地理院	■	参加	
	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	・広報紙やホームページ等で広く募集していく	引き続き実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			参加	
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・地域の建設業者も組み込んだ水防支援体制の検討を実施し、構築する	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
	・自主防災組織の促進及び支援等の検討	・地域の住民が協力し合う自主防災組織の普及の促進及び支援等の検討の実施	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	気象庁 関東 地整	■	参加	
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立																			
	・既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討等	・AI等を用いた洪水の予測精度の向上を図る	H28年度から順次実施														関東 地整	■	
2)ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための氾濫水の早期排水を促す既存施設の活用等の取組																			
■既存施設の活用を含めた緊急排水計画(案)の作成及び既存施設の管理方法の検討																			
	・排水機場・樋門・水門等の情報共有、露堤の排水機能を踏まえた排水の検討等を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成	・排水施設の情報共有、既設の露堤の排水機能を活用した排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した緊急排水計画(案)を作成	H29年度から順次実施	■	■	■	■		■	■	■	■	■	■	■	■	気象庁一 地理院一 関東 地整	■	
	・露堤の適切な管理のための機能・効果の啓発活動の検討・周知	・露堤の排水機能を維持するための適切な管理、それを維持するために必要な啓発活動の検討	H29年度から順次実施	—	—	○	—	■	—	—	—	—	■	▲	—	■	気象庁一 地理院一 関東 地整	○	

■：令和4年度実施 ■：令和5年度実施 ■：令和6年度以降に実施予定 ■：令和7年度以降に実施予定

○：実施予定、●：実施済み、■：実施済み（継続）、▲：検討中、—：対象なし

〇R5年度の取組状況および今後実施する取組

別紙1

具体的な取組の柱		主 内 容	目 標 時 期																	地 域 住 民	各取組に対して、国や県に対するご要望や苦勞されている課題等がございましたら、以下の（自由記入欄）にご記入ください。
事 項	具体的取組			古 河 市	結 城 市	龍 ヶ 崎 市	下 妻 市	常 総 市	取 手 市	つ く ば 市	守 谷 市	筑 西 市	坂 東 市	つ く ば み ら い 市	八 千 代 町	利 根 町	茨 城 県	国			
1)ハード対策の主な取組																					
■洪水を河川内で安全に流す対策																					
		<鬼怒川> ・次堤防所の堤防整備 ・治水箇所の堤防整備 ・漏水箇所の堤防整備 ・その他区間の堤防整備（大形橋より上流） ・その他区間の堤防整備（大形橋より下流） ・洪水時の危険性に関する緊急対策（河道掘削・樹木伐採） ・堤防決壊時の危険性に関する緊急対策（堤防強化対策） <小貝川> ・堤防整備等 <八間堀川> ・八間堀川の河川改修	<鬼怒川> H28.6末 H30年度 H28年度 R2年度 H30年度 H30年度から順次実施 H30年度から順次実施 <小貝川> 順次実施 順次実施 <八間堀川> H29年度														関東 地整■				
■危機管理型ハード対策																					
		<小貝川> ・天端の保護 ・裏法尻の補強	H29年度から順次実施 H29年度から順次実施															関東 地整■			
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																					
		・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	H28年度から順次実施															関東 地整●			
		・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	●	■	■					
		・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備	H28年度から順次実施	▲	▲	●	▲	-	▲	-	■	●	-	●	■	■		関東 地整■			
		・簡易水位計や量水標、簡易型河川監視カメラの設置	H28年度から順次実施													■		関東 地整●			
		・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	H28年度から順次実施	●	-	●	-	●	-	-	-	-	●	●	-						
2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																					
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等																					
		・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図（鬼怒川・小貝川・八間堀川）の公表	・鬼怒川洪水浸水想定区域図の策定・公表 ・小貝川洪水浸水想定区域図の策定・公表 ・八間堀川洪水浸水想定区域図の策定・公表	H28年度 H28年度 H29年度												●		関東 地整●	活用		
		・想定最大規模降雨による氾濫シミュレーション（鬼怒川・小貝川・八間堀川）の公表	・鬼怒川洪水氾濫シミュレーションの策定・公表 ・小貝川洪水氾濫シミュレーションの策定・公表 ・八間堀川洪水氾濫シミュレーションの策定・公表	H28年度 H28年度 H29年度												▲		関東 地整■	活用		
		・広域避難計画の策定・更新	・協議会の中で広域避難計画を策定・更新	H29年度	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	●		関東 地整■ 気象庁■ 地理院■	活用	
		・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知	・想定最大外力にもとづいた洪水を対象に、広域避難計画も反映した洪水ハザードマップを策定・更新する	H30年度から順次実施	●	■	●	▲	●	■	●	●	●	■	■	■			地理院■	活用	
		・まるごとまちごとハザードマップ整備・拡充	・公共施設や電柱を中心に、看板の設置を検討していく	H28年度から順次実施	■	▲	▲	▲	●	▲	■	▲	▲	■	○					活用	
		・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	・要配慮者利用施設の避難計画に水害を位置づけていく	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	●	■	■	○	■			活用	
		・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	・ハザードマップの周知のサポートとして、ハザードマップポータルサイトや地図情報を提供する	H28年度から順次実施															地理院■	活用	

■:令和4年度実施

■:令和5年度実施

■:令和6年度以降に実施予定

■:令和7年度以降に実施予定

○:実施予定

●:実施済み

■:実施済み(継続)

▲:検討中

-:対象なし

■：令和4年度実施
 ■：令和5年度実施
 ■：令和6年度以降に実施予定
 ■：令和7年度以降に実施予定
 ○：実施予定
 ●：実施済み、●：実施済み（継続）、▲：検討中、－：対象なし

〇R5年度の取組状況および今後実施する取組

別紙1

具体的な取組の柱		主 要 内 容	目 標 時 期																	地域住民	各取組に対して、国や県に対するご要望や苦勞されている課題等がございましたら、以下の（自由記入欄）にご記入ください。
事 項																					
具体的な取組																					
2)ソフト対策の主な取組 ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取組																					
■避難指示の発令に着目したタイムラインの作成																					
	・避難指示の発令に着目したタイムラインの作成	・現在試行段階であるタイムラインを、検証し見直しを図っていく ・チェックリストを活用したタイムラインを国と協同し策定する	H28.5	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	関東 地整■ 気象庁■	
	・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	・ロールプレイング等の実践的な訓練を実施、もしくは検討を行う	H28年度から定期的に実施	■	▲	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	関東 地整■ 気象庁■ 地理院■	参加
	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）	・警報等における危険度の色分け表示 ・「警報級の現象になる可能性」の情報提供 ・メッシュ情報の充実化	H29年度から順次実施																気象庁■	活用	
■防災教育や防災知識の普及																					
	・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置	・ハザードマップの見方などの水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口を設置する	H28.6から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	関東 地整■ 気象庁■ 地理院■	
	・水防災に関する説明会の開催	・水防災に関する説明会を開催する	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	関東 地整■ 気象庁■ 地理院■	
	・水害記録の伝承	・自然災害伝承碑の情報を「地理院地図」に掲載する ・過去の自然災害の教訓を地域の方々に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減を目指す	R元年度から順次実施	-	-	■	●	●	-	▲	-	●	-	■	-	■	-	■	■	関東 地整■ 気象庁■ 地理院■	
	・教員を対象とした講習会の実施	・授業を実施する前に担当教員にも水災害の知識を身につけていただくための講習会を実施する	H29年度から順次実施	■	▲	▲	▲	▲	■	▲	●	▲	▲	▲	●	■	■	■	■	関東 地整■ 気象庁■ 地理院■	
	・小学生を対象とした防災教育の実施	・小中学校の総合学習授業の中で、水災害教育に取り組んでいく	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	▲	■	■	■	■	■	■	■	■	■	関東 地整■ 気象庁■ 地理院■	参加
	・出前講座等を活用した講習会の実施	・出前講座等の要望があれば積極的に参加し、防災知識の普及啓発活動等の支援を実施	H28年度から順次実施	■	●														■	関東 地整■ 気象庁■ 地理院■	参加
	・ブッシュ型の洪水予報等の情報発信	・ブッシュ型による情報発信（洪水予報等）の実施	H28年度から順次実施																■	関東 地整■	活用
	・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	・水位計の情報やライブカメラの映像をリアルタイムで提供	H28年度から順次実施																■	関東 地整■	活用
	・水害リスクラインによる水位情報の提供	・水害リスクラインによる一般への水位情報の提供	R2年度から順次実施																■	関東 地整■	活用
■共助の仕組み強化のための取組																					
	・防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会への参加や協議会に関する情報共有を実施	・防災部局だけでなく高齢者福祉部局についても、協議会への参加や防災部局から協議会に関する情報提供を受けるなどにより情報共有を実施	R元年度から順次実施	▲	■	▲	■	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●	■	■		
	・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や防災関連のパンフレット等を設置	・地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等のパンフレット等を設置	R元年度から順次実施	■	■	▲	■	■	●	■	■	■	■	■	▲	■	-		■	活用	
	・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施	・地域包括支援センター・ケアマネジャー等の日常勤務における防災に関する取組事例を共有 ・災害対応研修の場を活用し、ケアマネジャーへハザードマップ等の説明を実施 ・最新の防災・減災施策の説明や高齢者自身の災害・避難カードの作成に対する支援を実施	R元年度から順次実施	●	▲	■	■	■	▲	▲	■	■	■	●	▲	●	■	■	■	気象庁■ 地理院■ 関東 地整■	参加
■災害を我がことと考えるための取組																					
	・ハザードマップの訓練等への活用	・ハザードマップを活用した自主防災組織等による避難訓練の実施	R元年度から順次実施	■	▲	■	■	■	▲	■	■	■	■	■	▲	■	■	-	■	気象庁■ 地理院■ 関東 地整■	参加
	・マイ・タイムライン作成講座の実施	・マイ・タイムライン作成講座の実施	R元年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	気象庁■ 地理院■ 関東 地整■	参加
	・地域の防災リーダーの育成	・地域の防災士等やマイ・タイムラインリーダーへの研修を実施	R元年度から順次実施	■	■	■	○	■	■	■	▲	■	■	■	■	■	■	■	■	気象庁■ 地理院■ 関東 地整■	参加
	・水防災意識強化週間における集中的な水防災に関する普及・啓発活動の実施	・水防災意識強化週間に水防災に関するパネル展を実施	R元年度から順次実施	■	▲	■	■	■	●	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	気象庁■ 地理院■ 関東 地整■	参加
				■:令和4年度実施	■:令和5年度実施	■:令和6年度以降に実施予定	■:令和7年度以降に実施予定	○:実施予定、●:実施済み、■:実施済み(継続)、▲:検討中、-:対象なし													

■ : 令和4年度実施
 ■ : 令和5年度実施
 ■ : 令和6年度以降に実施予定
 ■ : 令和7年度以降に実施予定
 ○ : 実施予定
 ● : 実施済み
 ■ : 実施済み（継続）
 ▲ : 検討中
 - : 対象なし

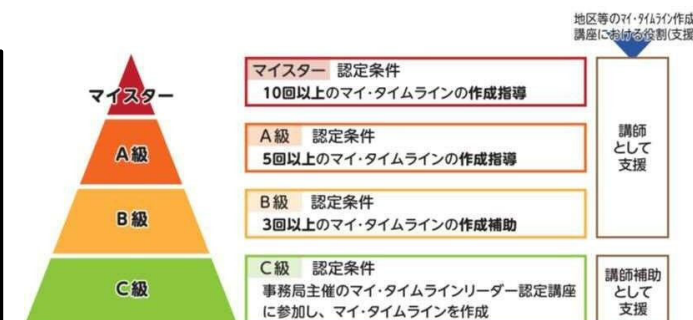
○R5年度の取組状況および今後実施する取組

別紙1

具体的な取組の柱		主 内 容	目 標 時 期															地域 住 民	各取組に対して、国や県に対するご要望や苦勞されている課題等がございましたら、以下の（自由記入欄）にご記入ください。			
事 項	具体的取組			古 河 市	結 城 市	龍ヶ 崎 市	下 妻 市	常 総 市	取 手 市	つくば 市	守 谷 市	筑 西 市	坂 東 市	つくばみらい 市	八 千 代 町	利 根 町	茨 城 県			国		
2)ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組																						
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化																						
	・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 ・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	・無線やメールなどを活用した情報伝達手段の確保 ・情報伝達訓練等の実施	H28年度から定期的に実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
	・水防団同士の連絡体制の確保	・近隣の水防団の連絡体制の確保	H28年度から定期的に実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
	・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	・毎年、国が実施している重要水防箇所等の共同点検に参加	H28年度から定期的に実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	関東地整 気象庁	参加		
	・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	・利根川水系合同水防訓練及び鬼怒・小貝水防連合体水防訓練に参加 ・水防管理団体が行う訓練への参加	引き続き定期的に実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	関東地整 気象庁	参加		
	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	・広報紙やホームページ等で広く募集していく	引き続き実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		参加		
	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	・地域の建設業者も組み込んだ水防支援体制の検討を実施し、構築する	H29年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■				
2)ソフト対策の主な取組 ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組																						
■緊急排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施																						
	・排水機場・樋門・水門等の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	・排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成	H28年度から順次実施	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	関東地整 気象庁 地理院			
	・排水計画に基づく排水訓練の実施	・排水計画に基づく排水訓練の検討および実施	H28年度から順次実施	■	■	▲	▲	■	▲	▲	■	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	関東地整 気象庁 地理院			
●：令和4年度実施 ■：令和5年度実施 ▲：令和6年度以降に実施予定 ■：令和7年度以降に実施予定 ○：実施予定、●：実施済み、■：実施済み(継続)、▲：検討中、－：対象なし																						

【リーダー認定制度の現状と課題】

- ①講師として支援できるリーダーが少ない
 - ・水防災や河川の知識を有している人材であっても、C級のため講師としての支援ができない。
 - ・コロナ禍により講座開催の場が少なくなっていたため、C級認定者が講師補助としての支援実績が積みなかった。
- ②リーダー認定講座が事務局開催の年1回であるため、地域住民の参加がしにくい。



リーダー階級	認定者数
マイスター	6名
A級	4名
B級	28名
C級	416名 (うち防災士等209名)
合計	454名



【対応策】：規約改正により、上記の課題の解決を図る。

○C級取得者でも、防災士や気象予報士の資格を有している者、また消防団員・水防団員は、講師として役割を実施できる。（第6条の規約追加）

※【リーダー認定制度の現状と課題①に対応】

○各自治体でリーダー認定講座の開催を可能とする。（第5条の規約追加）

※【リーダー認定制度の現状と課題②に対応】

【改訂のポイント】

- ◎マイ・タイムライン作成講座で支援する講師を増やすため、**防災士など水防災に関する専門知識がある方は、講師として活動できるよう規約（第6条）に記載**
- ◎リーダー認定講座の講師は自治体職員だけでなく、**経験を積んだマイスターのリーダーの方も講師としての支援が可能**となるよう、規約（第6条）に記載



R6年度の協議会で規約改訂（案）を審議

【第6条 リーダーの階級】

- 1 リーダーの階級は、「マイスター」「A級」「B級」「C級」とする。
- 2 マイ・タイムライン作成講座の講師としての支援は、「マイスター」「A級」「B級」の階級を取得したリーダーが実施可能とする。ただし、「C級」でも、防災士、気象予報士の資格取得及び消防団員・水防団員であれば、講師としての支援を可能とする。
- 3 マイ・タイムライン作成講座の講師補助としての支援は、「マイスター」「A級」「B級」「C級」の階級を取得したリーダーが実施可能とする。
- 4 「マイスター」のリーダーは、協議会が主催するマイ・タイムラインリーダー認定講座の講師としての支援を可能とする。

【改訂のポイント】

- ◎協議会構成自治体が主体的にリーダー認定講座を開催できるよう、規約（第5条）に記載
- ◎第5条の規約追加に伴う規約（第3条、第4条、第7条、第10条、第11条、別紙2）の修正を記載



R6年度の協議会で規約改訂（案）を審議

【第5条 リーダー認定講座の開催】

- 1 リーダー認定講座は、協議会構成自治体が主体的に開催することを基本とする。
- 2 リーダー認定講座の講師は、開催場所の協議会構成自治体の職員とすることを基本とする。
- 3 リーダー認定証等（認定証・カード・ログインパスワード）の発行・発送は、開催場所の協議会構成自治体を実施することを基本とする。

マイ・タイムラインリーダー認定制度規約（案） 新旧対照表

新		旧		備考
第3条 認定対象者と 認定条件	2. (2) 協議会が主催するマイ・タイムラインリーダー認定講座等を受講し、マイ・タイムラインリーダー認定申請書（様式1）を 開催した協議会構成自治体等 事務局に提出した方	第3条 認定対象者と 認定条件	2. (2) 協議会が主催するマイ・タイムラインリーダー認定講座等を受講し、マイ・タイムラインリーダー認定申請書（様式1）を開催した 事務局 に提出した方	
第4条 活動内容等	3 協議会構成自治体等 が開催するマイ・タイムライン作成講座で、マイ・タイムラインについての作成を支援する ことを基本とする。	第4条 活動内容等	3 協議会構成自治体 が開催するマイ・タイムライン作成講座 等 で、マイ・タイムラインについての作成を支援する。	
第4条 活動内容等	6 リーダーは、事務局が開催するマイ・タイムラインリーダー 研修 等に参加し、常にリーダーとしての素質の向上を図るよう努める。	第4条 活動内容等	6 リーダーは、事務局が開催するマイ・タイムラインリーダー 認定講座 等に参加し、常にリーダーとしての素質の向上を図るよう努める。	
第5条 リーダー認定 講座の開催	1 リーダー認定講座は、協議会構成自治体が主体的に開催することを基本とする。 2 リーダー認定講座の講師は、開催場所の協議会構成自治体の職員とすることを基本とする。 3 リーダー認定証等（認定証・カード・ログインパスワード）の発行・発送は、開催場所の協議会構成自治体を実施することを基本とする。	記載なし		新規追加

新		旧		備考
6条 リーダーの階級	1 リーダーの階級は、「マイスター」「A級」「B級」「C級」とする。 2 マイ・タイムライン作成講座の講師としての支援は、「マイスター」「A級」「B級」の階級を取得したリーダーが実施可能とする。ただし、「C級」でも、防災士、気象予報士の資格取得及び消防団員・水防団員であれば、講師としての支援を可能とする。 3 マイ・タイムライン作成講座の講師補助としての支援は、「マイスター」「A級」「B級」「C級」の階級を取得したリーダーが実施可能とする。 4 「マイスター」のリーダーは、協議会が主催するマイ・タイムラインリーダー認定講座の講師としての支援を可能とする。	記載なし		新規追加
第7条 リーダーへの援助	リーダーは、その活動の際に、活用場所等の活用用途と必要部数等を記入した逃げキッド提供依頼書（様式3）を <u>開催する協議会構成自治体等</u> に提出し、逃げキッド等は無償で活用することができる。	第5条 リーダーへの援助	リーダーは、その活動の際に、活用場所等の活用用途と必要部数等を記入した逃げキッド提供依頼書（様式3）を<u>事務局</u>に提出し、逃げキッド等は無償で活用することができる。 <u>ただし、逃げキッドの配布は、事務局の許可が得られた場合に限る。</u>	
第10条 登録内容の変更	登録内容に変更があった場合は、速やかにEメールやFAXまたはマイ・タイムラインポータルサイトによる登録等の方法で <u>申請した協議会構成自治体等</u> に知らせる。	第8条 登録内容の変更	登録内容に変更があった場合は、速やかにEメールやFAXまたはマイ・タイムラインポータルサイトによる登録等の方法で <u>事務局</u> に知らせる。	

新		旧		備考
第10条 認定の解除	認定の解除を希望するリーダーは、 <u>申請した協議会構成自治体等</u> に連絡し、解除手続きを行う。	第10条 認定の解除	認定の解除を希望するリーダーは、 <u>事務局</u> に連絡し、解除手続きを行う。	
別紙2	C級 <u>協議会</u>主催のマイ・タイムラインリーダー認定講座に参加し、マイ・タイムラインを作成し、マイ・タイムラインリーダー認定申請書を事務局もしくは協議会構成自治体に提出した方。 B級 マイ・タイムラインの作成の補助<u>もしくは指導</u>を3回以上した方。	別紙2	C級 <u>事務局</u>主催のマイ・タイムラインリーダー認定講座に参加し、マイ・タイムラインを作成し、マイ・タイムラインリーダー認定申請書を事務局もしくは協議会構成自治体に提出した方。 B級 マイ・タイムラインの作成の補助を3回以上した方。	

マイ・タイムラインリーダー認定制度規約（案）

鬼怒川・小貝川上・下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

2018年12月13日 施行

2019年 7月22日 改訂

2021年 2月19日 改訂

2024年 6月 5日 改訂

第1条 目的

- 1 「鬼怒川・小貝川上・下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下、「協議会」という。）が実施する「みんなでタイムラインプロジェクト」（以下、「プロジェクト」という。）の活動を広めていくこと。
- 2 マイ・タイムラインを普及し、地域に防災・減災活動を根付かせるため、その推進活動ができる人を「マイ・タイムラインリーダー」（以下、「リーダー」という。）として認定し、その人材の育成を目指すこと。
- 3 「マイ・タイムラインリーダー認定制度規約」（以下、「本規約」という。）は、リーダーの認定、並びに活動内容に関して必要な事項を定めたものである。なお、本制度は、リーダー認定者ではない方の本プロジェクトへの活動を妨げるものではない。

第2条 事務局

マイ・タイムラインリーダー認定制度に関する事務局は、協議会の事務局とする。

第3条 認定対象者と認定条件

- 1 リーダーの認定対象者は以下のとおりである。
 - （1）満18歳以上の方
 - （2）別紙1に示した協議会構成自治体に在住もしくは事務局が相応しいと認めた方
- 2 リーダーの認定条件は以下のとおりである。
 - （1）本プロジェクトの活動に賛同し、活動を共にしていただける方
 - （2）協議会が主催するマイ・タイムラインリーダー認定講座等を受講し、マイ・タイムラインリーダー認定申請書（様式1）を開催した協議会構成自治体等事務局に提出した方
 - （3）昇級は、活動報告を提出し、別紙2に示した条件を満たした方

第4条 活動内容等

- 1 リーダーの活動範囲は、協議会構成自治体内を基本とする。ただし、協議会以外の活動について妨げるものではない。
- 2 協議会構成自治体の住民に対して、リーダーがマイ・タイムライン作成講座を実施

し、マイ・タイムラインについての作成を支援する。

- 3 協議会構成自治体等が開催するマイ・タイムライン作成講座等で、マイ・タイムラインについての作成を支援することを基本とする。
- 4 リーダーは、マイ・タイムラインリーダー活動報告書（様式2）を提出する。また、本プロジェクトの推進に資する意見の提出をお願いする場合がある。
- 5 本プロジェクトにて作成されたツール以外で使用した資料については、活動報告の記録として、写しを提出する。
- 6 リーダーは、事務局が開催するマイ・タイムラインリーダー認定講座研修等に参加し、常にリーダーとしての素質の向上を図るよう努める。
- 7 リーダーの活動に伴う交通費及び飲食等は、原則として自己負担とする。
- 8 リーダーが活動中の事故等による損害に対し、賠償を求めないものとする。

第5条 リーダー認定講座の開催

- 1 リーダー認定講座は、協議会構成自治体が主体的に開催することを基本とする。
- 2 リーダー認定講座の講師は、開催場所の協議会構成自治体の職員とすることを基本とする。
- 3 リーダー認定証等（認定証・カード・ログインパスワード）の発行・発送は、開催場所の協議会構成自治体を実施することを基本とする。

第6条 リーダーの階級

- 1 リーダーの階級は、「マイスター」「A級」「B級」「C級」とする。
- 2 マイ・タイムライン作成講座の講師としての支援は、「マイスター」「A級」「B級」の階級を取得したリーダーが実施可能とする。ただし、「C級」でも、防災士、気象予報士の資格取得及び消防団員・水防団員であれば、講師としての支援を可能とする。
- 3 マイ・タイムライン作成講座の講師補助としての支援は、「マイスター」「A級」「B級」「C級」の階級を取得したリーダーが実施可能とする。
- 4 「マイスター」のリーダーは、協議会が主催するマイ・タイムラインリーダー認定講座の講師としての支援を可能とする。

第57条 リーダーへの援助

リーダーは、その活動の際に、活用場所等の活用用途と必要部数等を記入した逃げキッド提供依頼書（様式3）を開催する協議会構成自治体等の事務局に提出し、逃げキッド等を無償で活用することができる。

~~ただし、逃げキッドの配布は、事務局の許可が得られた場合に限る。~~

第68条 活動期間

- 1 本プロジェクトにおけるリーダーの活動期間は、令和8年3月31日までと定める。
- 2 本活動期間は、予告なく変更・一時休止される場合があります、その場合は、リーダーの認定も自動的に更新される。活動期間の変更は本規約の更新によって定める。

第79条 個人情報の取り扱い

マイ・タイムラインには、個人情報が含まれる場合がありますので、作成されたマイ・タイムラインの扱いについては十分配慮する。

第810条 登録内容の変更

登録内容に変更があった場合は、速やかにEメールやFAXまたはマイ・タイムラインポータルサイトによる登録等の方法で事務局申請した協議会構成自治体等に知らせる。

第911条 認定の解除

認定の解除を希望するリーダーは、事務局申請した協議会構成自治体等に連絡し、解除手続きを行う。

第1012条 活動への是正処置

事務局は、リーダーが次のいずれに該当する場合は、その理由を伺った上で、是正処置をとることがある。

- (1) 活動の趣旨に違反した、またはその疑いがあると認められた活動行為の場合
- (2) 法令や公序良俗に反する行為が認められた場合

第1113条 免責事項

- 1 リーダーが講座に起因または関連して、リーダーと参加者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するものとする。
- 2 リーダーが本規約に違反して協議会に損害を与えた場合、リーダーが被った損害を受けなければいけない。

別紙 1

- ・ 古河市
- ・ 結城市
- ・ 龍ヶ崎市
- ・ 下妻市
- ・ 常総市
- ・ 取手市
- ・ つくば市
- ・ 守谷市
- ・ 筑西市
- ・ 坂東市
- ・ つくばみらい市
- ・ 八千代町
- ・ 利根町
- ・ 宇都宮市
- ・ 小山市
- ・ 真岡市
- ・ 矢板市
- ・ さくら市
- ・ 下野市
- ・ 上三川町
- ・ 益子町
- ・ 芳賀町
- ・ 塩谷町
- ・ 高根沢町

別紙 2

C級 ~~事務局~~協議会主催のマイ・タイムラインリーダー認定講座に参加し、マイ・タイムラインを作成し、マイ・タイムラインリーダー認定申請書を事務局もしくは協議会構成自治体に提出した方。

B級 マイ・タイムラインの作成の補助もしくは指導を3回以上した方。

A級 マイ・タイムラインの作成を5回以上指導した方。

マイスター マイ・タイムラインの作成を10回以上指導した方。

様式 1

マイ・タイムラインリーダー認定申請書

申請日 令和 年 月 日

鬼怒川・小貝川上・下大規模氾濫に関する減災対策協議会事務局 御中

【確認事項】※下記内容を確認の上、□にレ印を記入

- ☐ 私はマイ・タイムラインリーダー認定制度規約を同意した上で、下記の通りマイ・タイムラインリーダー認定申請をいたします。
- ☐ 今後下記のメールアドレスに、マイ・タイムライン作成講座等の情報の通知を認めます。

【記入項目】※太枠内のみ記入

[illegible]

【お願い】：ご自身のマイ・タイムラインの提出を事務局までお願いいたします。（任意）

【事務局記入項目】

受理日	令和 年 月 日	登録（交付）ID	
登録等級	級	地区	

※個人情報の取り扱いは、マイ・タイムラインリーダー認定制度に関する取り組みの利用といたします。

申請書の提出先
メール送付先：ktr-shimodate_info@mlit.go.jp、FAX 送付先：0296-25-3019
郵送先：〒308-0841 茨城県筑西市二木成 1753 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所

様式 2

令和 年 月 日

鬼怒川・小貝川上・下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
事務局 御中

印

マイ・タイムラインリーダー 活動報告書

令和 年 月 日、マイ・タイムラインリーダーとして、支援先（自治体名 ）
において行いましたマイ・タイムライン作成支援について、報告書を下記の通り提出いたします。

記

1. 支 援 日 時

令和 年 月 日

2. 支 援 先

3. 実 施 内 容

①活動概要

②作成支援において工夫した点

③今後の活動に向けた改善点・課題点

④その他（気付いた点などについて自由に記述）

【お願い】

- ・ 支援された活動状況がわかる写真や作成されたマイ・タイムラインをご提供いただけるようでしたら、事務局に提供いただけると、今後の水防災意識再構築に向けた取組の参考にさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以 上

申請書の提出先

メール送付先：ktr-shimodate_info@mlit.go.jp、FAX 送付先：0296-25-3019

郵送先：〒308-0841 茨城県筑西市二木成 1753 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所

様式 3

逃げキッド提供依頼書

申請日 令和 年 月 日

鬼怒川・小貝川上・下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
事務局 御中

【確認事項】※下記内容を確認の上、□にレ印を記入

- ☐ 私はマイ・タイムラインリーダー認定制度規約を同意した上で、下記の通り逃げキッドの提供を依頼いたします。
- ☐ 講座開催後に、速やかに活動報告書を提出いたします。
- ☐ 逃げキッドを使用しなかった場合や逃げキッドが余った場合には、お近くの自治体や下館河川事務所までお返しします。

【記入項目】※太枠内のみ記入

ふりがな 氏名	姓	名	印	性別	男・女
電話番号					
マイ・タイムライン リーダーID	NO.				
逃げキッド 使用日	西暦 年 月 日				
逃げキッド 使用場所					
支援する 講座の概要	講師または講師補助として支援するマイ・タイムライン作成講座に関する概要を記載願います（参加対象者や参加者数など）				
逃げキッド 必要部数	部				
逃げキッド 希望受取方法	希望する受取方法の□にレ印を記入。 ☐ 下館河川事務所へ来庁 ☐ 市役所、町役場へ来庁 希望する市役所、町役場の名前を記入願います。 市役所・町役場名：				

※申請から発送まで2週間程度の見込みです。

【事務局記入項目】

受理日	令和 年 月 日	登録（交付）ID	
登録等級	級	地区	

申請書の提出先

メール送付先：ktr-shimodate_info@mlit.go.jp、FAX 送付先：0296-25-3019

郵送先：〒308-0841 茨城県筑西市二木成 1753 国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所

鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

小中学校における水防災教育について

「小中学校における水防災教育に関するアンケート調査」結果の報告

【背景】

OH27関東・東北豪雨から約8年が経過し、今の小中学生の記憶から風化している恐れがある
OR5年5月に、文部科学省から、学校において水害に備えた防災教育に注力する旨が通知された



【目的】

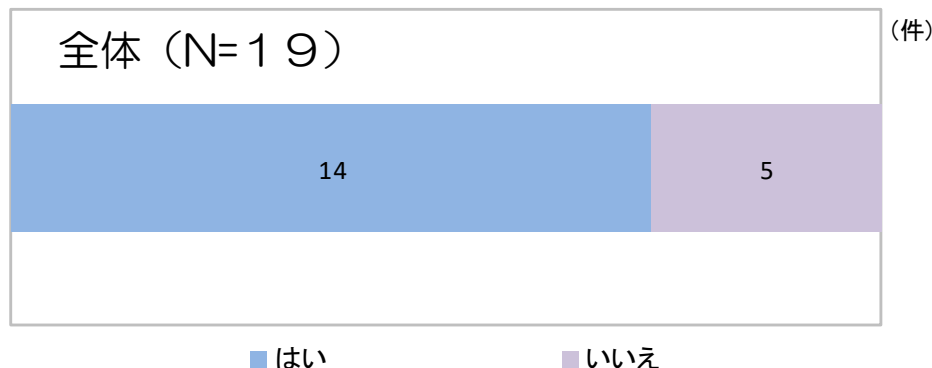
○鬼怒川・小貝川流域における現状の小中学校の水防災教育の取組状況を把握するとともに、減災対策協議会として、各学校または教員に支援できる内容を把握することを目的とする。

Webアンケート調査実施概要

調査対象者	①減災対策協議会の構成自治体24市町の防災部局 ②鬼怒川・小貝川流域内の小中学校469校(茨城県:246校、栃木県223校)
調査期間	2023年8月25日～9月29日
調査方法	(手順1)減災対策協議会の構成自治体へは、下館河川事務所から防災部局の担当者宛にアンケート調査票をメール・郵送にて実施。 (手順2)防災部局の担当者から小中学校の担当者宛にアンケート調査票をメールにて実施。 ※9月14日時点で未回答の小中学校へは、下館河川事務所からアンケート調査票を郵送にて実施。
回収率	①減災対策協議会の構成自治体:19/24自治体(79.1%) ※未回答:取手市、守谷市、真岡市、さくら市、芳賀町 ②小中学校:413/469校(88.1%)

アンケート結果の概要（①減災対策協議会の構成自治体24市町の防災部局）

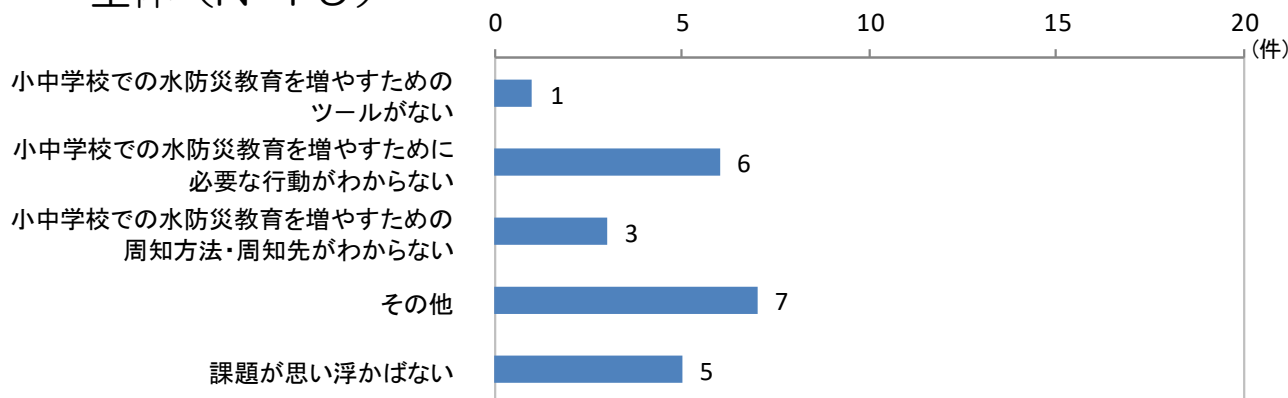
Q1.今までに小中学校から出前講座の依頼がありましたか？



今までに小中学校からの出前講座の依頼有無については、「はい」が14市町（約74%）であり、5市町は小中学校からの依頼がないのが現状である。

Q3-2.小中学校の水防災教育を増やす上での課題があれば教えてください

全体（N=19）



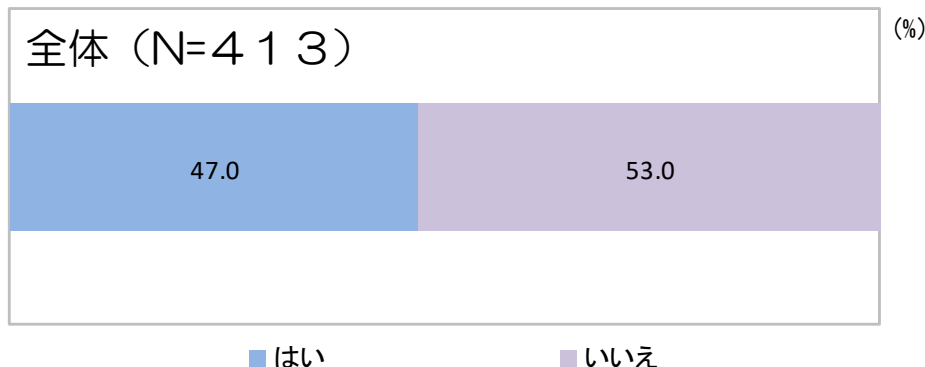
小中学校の水防災教育を増やす上での課題については、「小中学校での水防災教育を増やすために必要な行動がわからない」が6件、「小中学校での水防災教育を増やすための周知方法・周知先がわからない」が3件となっている。

（その他）に記述された主なご意見

- ・市町の防災部局からの呼びかけでは、教育委員会側の積極的な協力が見込めないため、県の防災部局と教育委員会間で連携を図るべきと思われる。
- ・学校の教員に水防災教育に関する知識を有する者が少ないと思われるため、教員を対象に県が主導して知識を定着させる場を設けるべきと思われる。

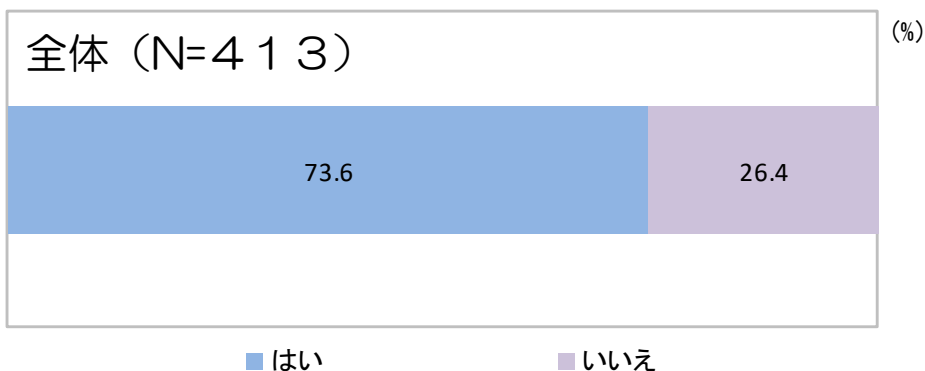
アンケート結果の概要（②鬼怒川・小貝川流域内の小中学校469校）

Q1.あなたの学校では、水防災に関する指導計画は作成されていますか？



水防災に関する指導計画の作成の有無については、「はい」が47%、「いいえ」が53%となっている。

Q2.平成28年から現在までの間で、児童・生徒に対して、水防災に関する教育を実施したことがありますか？



平成28年から現在までの間の児童・生徒に対する水防災に関する教育を実施の有無については、「はい」が73.6%、「いいえ」が26.4%となっている。
「いいえ」と回答した学校にヒアリングしたところ、学校は水害リスクが低い~~ため実施していないと回答いただいた。~~



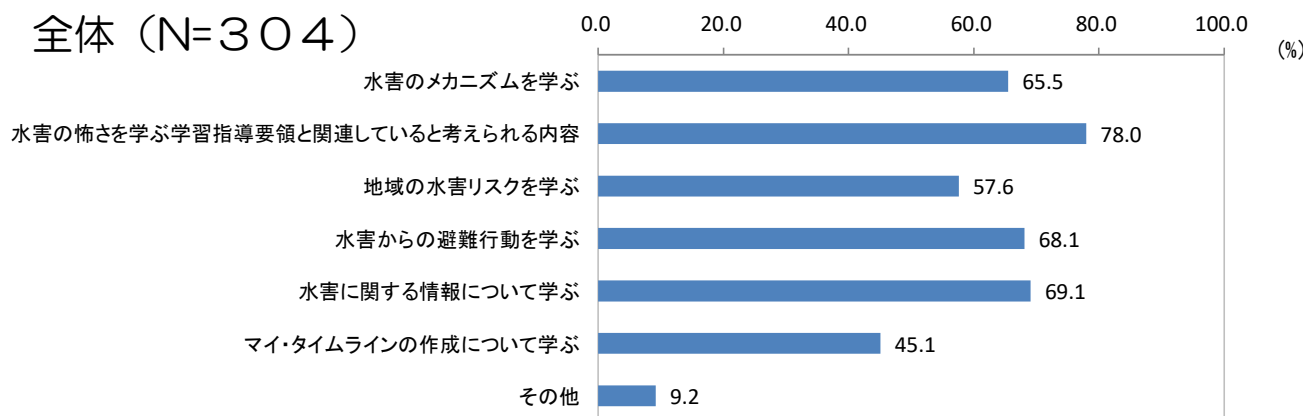
【改善案】

水防災に関する指導計画を作成していただいていない学校には、作成いただくよう防災部局から学校部局へ依頼し、全ての学校で水防災に関する指導計画の作成を目指す。
なお、既に作成している学校の指導計画を参考にしながら、各防災部局でひな形の作成支援を行う。

アンケート結果の概要（②鬼怒川・小貝川流域内の小中学校469校）

Q2-1.実施した水防災に関する教育内容をおしえてください。

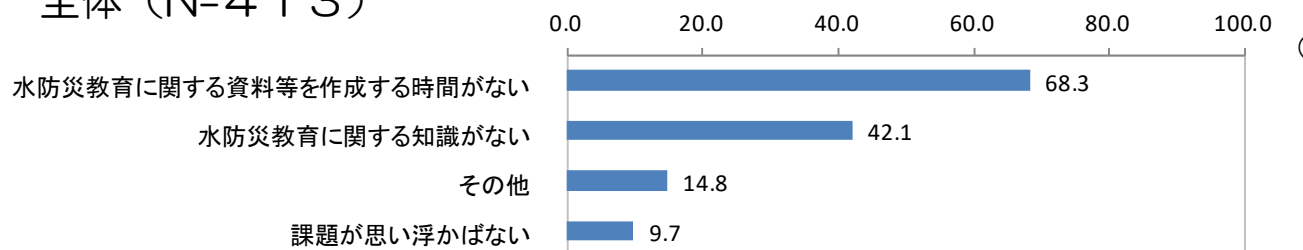
全体（N=304）



実施した水防災に関する教育内容については、「水害の怖さを学ぶ」(78.0%)が最も高く、次いで「水害に関する情報について学ぶ」(69.1%)、「水害からの避難行動を学ぶ」(68.1%)、「水害のメカニズムを学ぶ」(65.5%)となっている。

Q7.水防災教育を進める上で、現場での課題があればおしえてください。

全体（N=413）



水防災教育を進める上での現場での課題については、「水防災教育に関する資料等を作成する時間がない」(68.3%)が最も高く、次いで「水防災教育に関する知識がない」(42.1%)となっている。



【改善案】

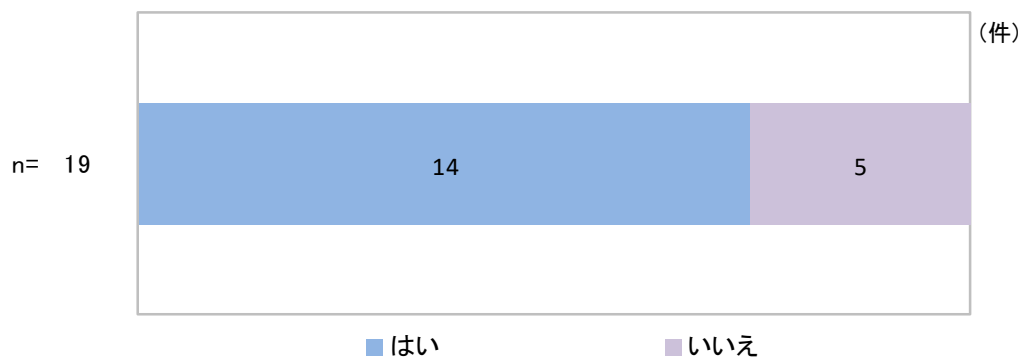
水防災教育の教材や動画などが閲覧・ダウンロードできる以下のサイトのURLや各行政が運営する有効なサイトなどを各市町の防災部局から学校関連部局へチラシなどを作成し、周知いただく。

- ・国土交通省水管理保全局防災課の「防災教育ポータル」
- ・下館河川事務所の「みんなでタイムラインプロジェクト」
- ・気象庁の「防災教育に使える副教材・副読本ポータル」

小中学校における水防災教育の出前講座に関する
アンケート調査結果
(防災部局用)

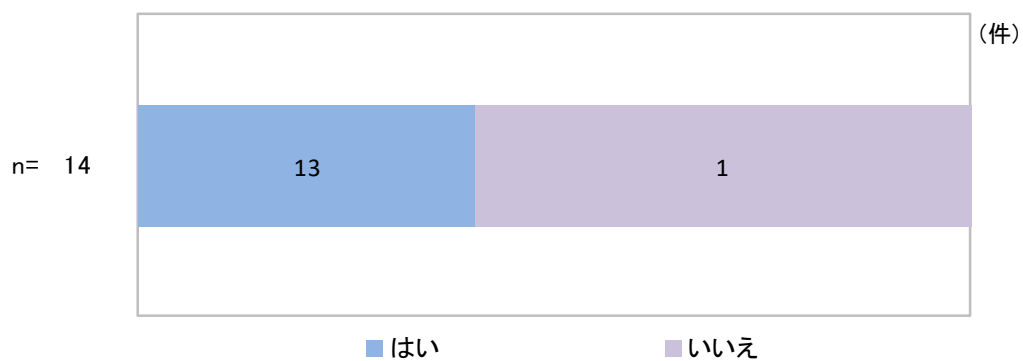
調査結果

Q1 今までに小中学校から出前講座の依頼がありましたか。



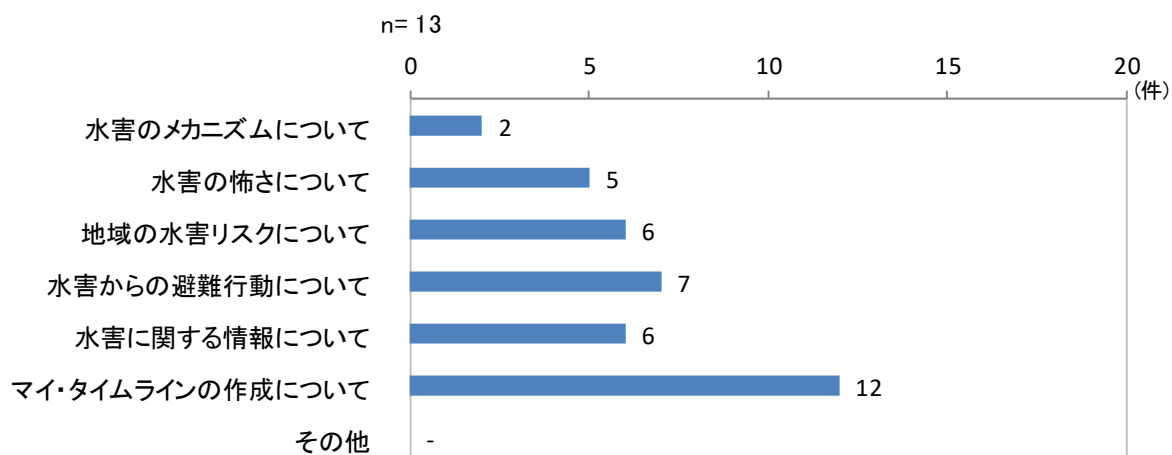
今までに小中学校から出前講座の依頼有無については、「はい」が14件となっている。

Q1-1 Q1で「はい」と回答した方は、依頼された出前講座を実施しましたか



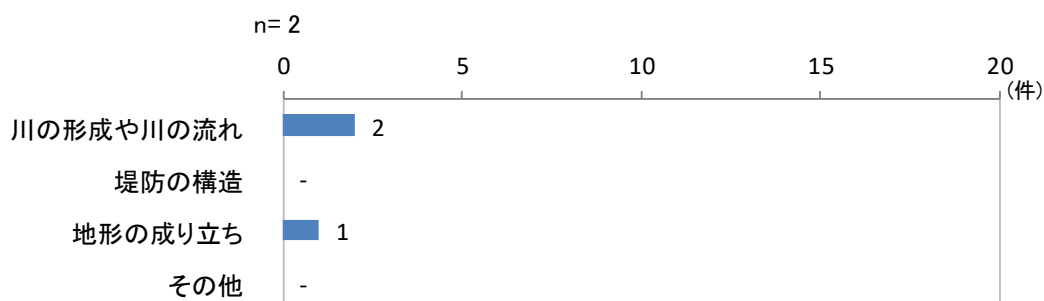
小中学校から依頼された出前講座の実施については、「はい」が13件となっている。

Q2-1 小中学校において出前講座で実施した水防災に関する内容をおしえてください。



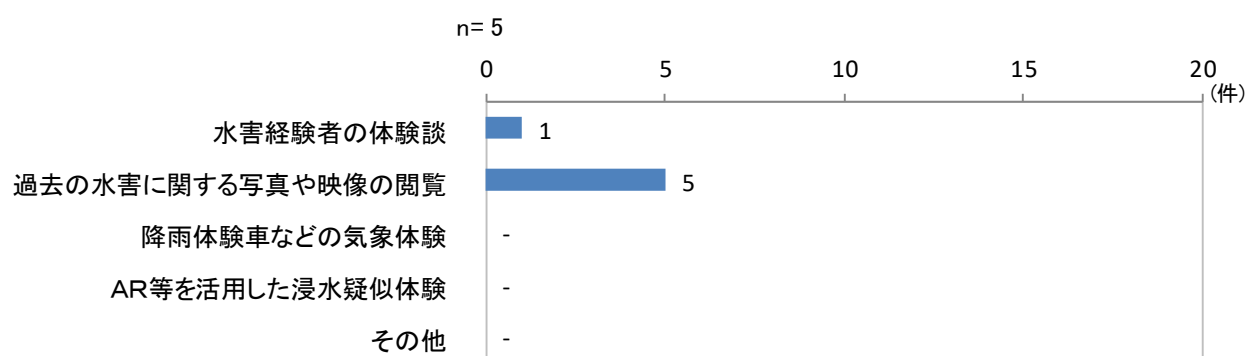
小中学校において出前講座で実施した水防災に関する内容については、「マイ・タイムラインの作成について」が12件と最も多く、次いで「水害からの避難行動について」（7件）、「地域の水害リスクについて」、「水害に関する情報について」（6件）となっている。

Q2-2 「水害のメカニズムについて」を選んだ方にお聞きします。具体的な教育内容をおしえてください。



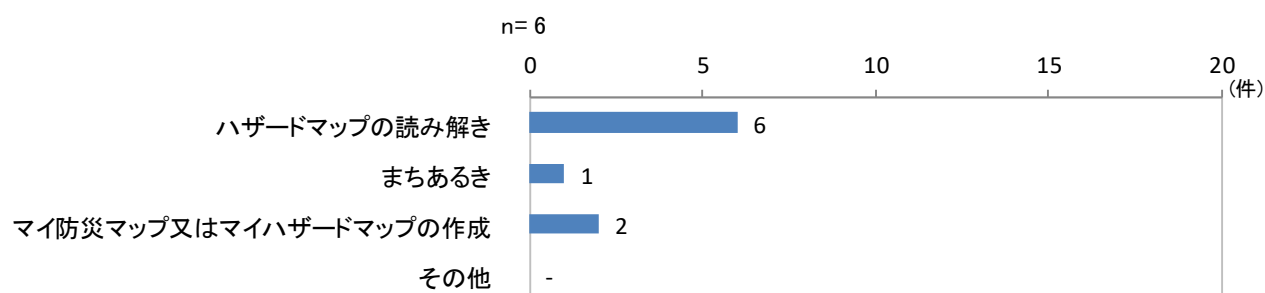
『水害のメカニズムについて』の具体的な教育内容については、「川の形成や川の流れ」が2件、「堤防の構造」が1件となっている。

Q2-3 「水害の怖さについて」を選んだ方にお聞きします。具体的な教育内容をおしえてください。



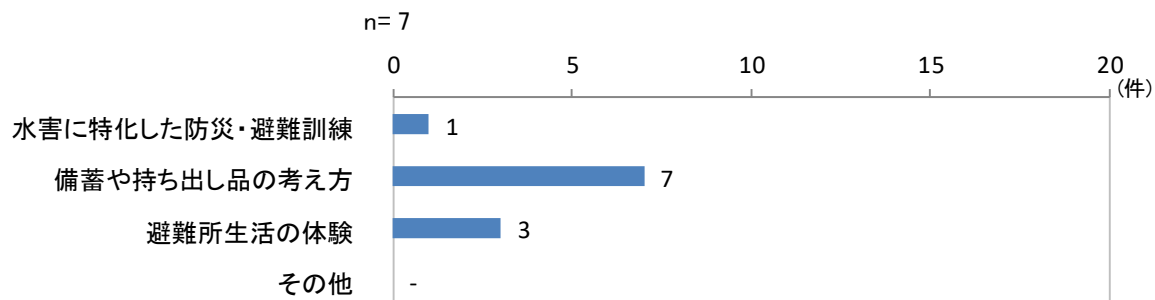
『水害の怖さについて』の具体的な教育内容については、「過去の水害に関する写真や映像の閲覧」が5件、「水害経験者の体験談」が1件となっている。

Q2-4 「地域の水害リスクについて」を選んだ方にお聞きします。具体的な教育内容をおしえてください。



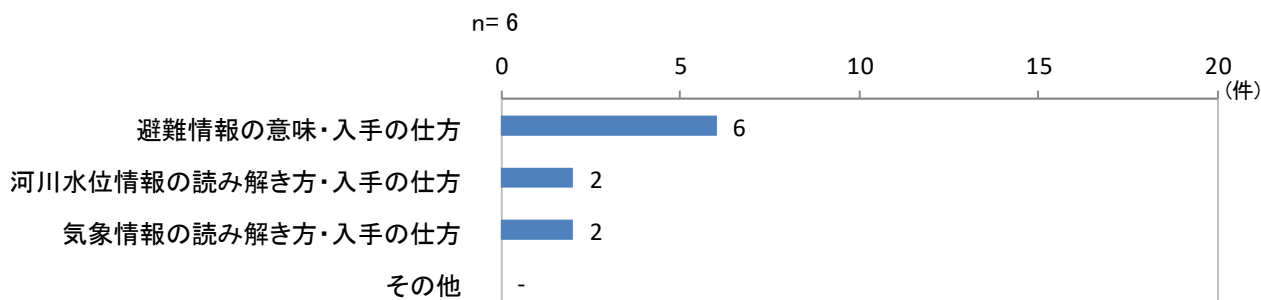
『地域の水害のリスクについて』の具体的な教育内容については、「ハザードマップの読み解き」が6件、「マイ防災マップ又はマイハザードマップの作成」が2件、「まちあるき」が1件となっている。

Q2-5 「水害からの避難行動について」を選んだ方にお聞きます。具体的な教育内容をおしえてください。



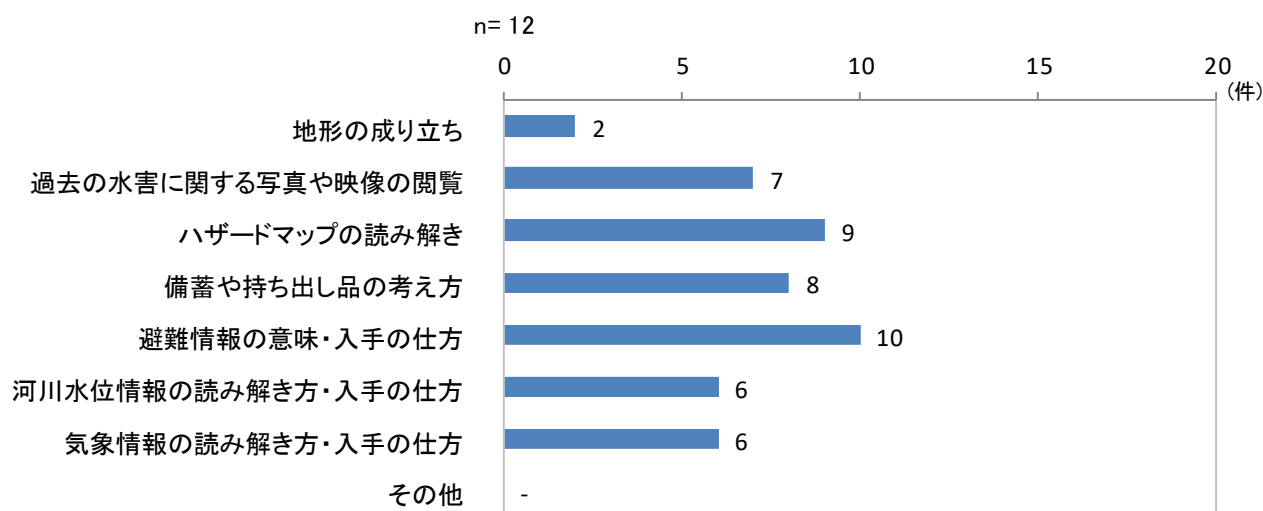
『水害からの避難行動について』の具体的な教育内容については、「備品の持ち出し品の考え方」が7件、「避難所生活の体験」が3件、「水害に特化した防災・避難訓練」が1件となっている。

Q2-6 「水害に関する情報について学ぶ」を選んだ学校にお聞きます。具体的な教育内容をおしえてください。



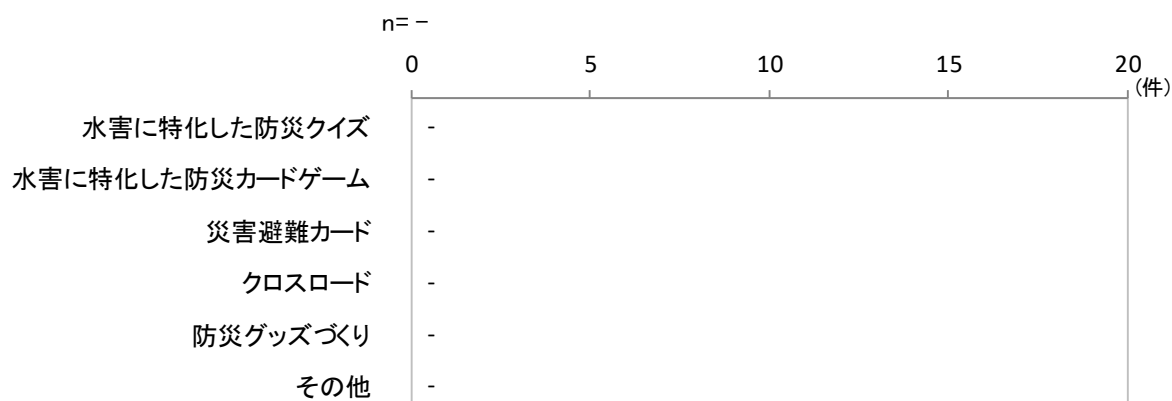
『水害に関する情報について学ぶ』の具体的な教育内容については、「避難情報の意味・入手の仕方」が6件、「河川水位情報の読み解き方・入手の仕方」、「気象情報の読み解き方・入手の仕方」がともに2件となっている。

Q2-7 「マイ・タイムラインの作成について学ぶ」を選んだ学校にお聞きします。具体的な教育内容をおしえてください。



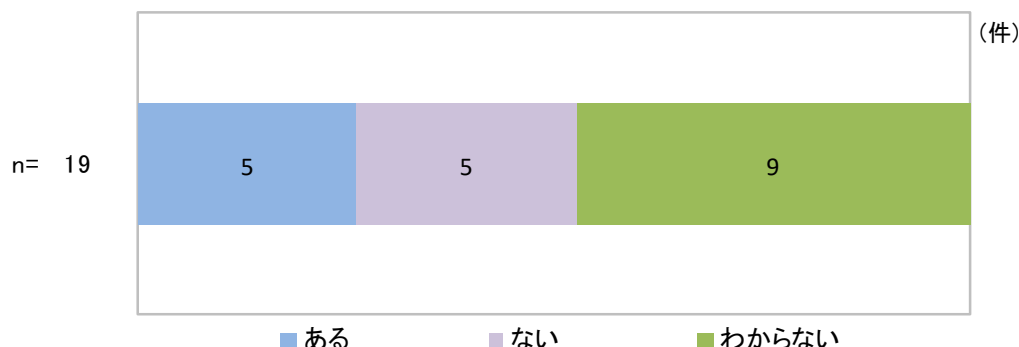
『マイ・タイムラインの作成について学ぶ』の具体的な教育内容については、「避難情報の意味・入手の仕方」が10件と最も多く、次いで「ハザードマップの読み解き方・入手の仕方」、「気象情報の読み解き方・入手の仕方」がともに2件となっている。

Q2-8 「その他」を選んだ学校にお聞きします。具体的な教育内容をおしえてください。



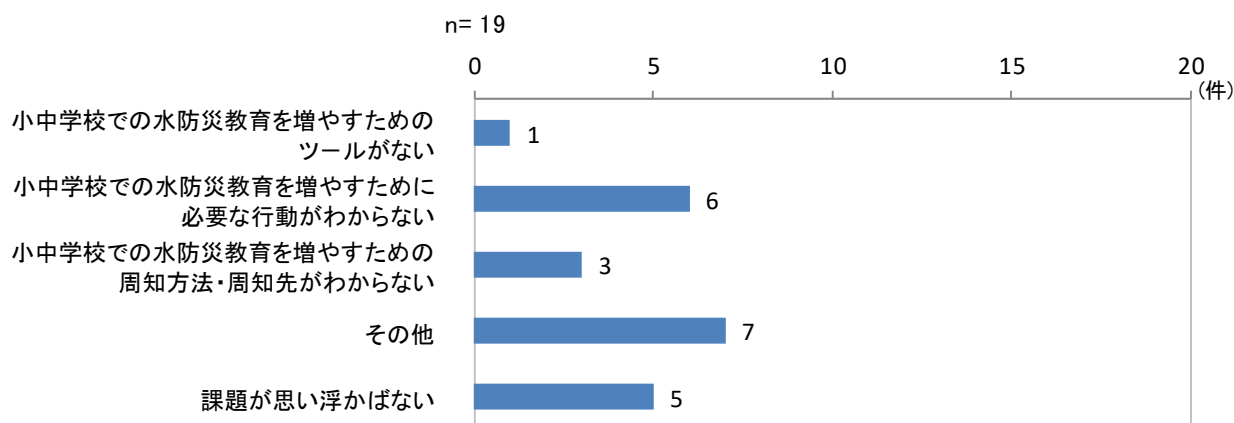
『その他』の具体的な教育内容については、回答はなかった。

Q3-1 市町内において、小中学校の水防災教育は昨年度と比べ増えている感覚はありますか。



昨年度と比べ、小中学校の水防災教育は増えているかについては、「ある」「ない」がともに5件、「わからない」が9件となっている。

Q3-2 小中学校の水防災教育を増やす上での課題があれば教えてください。



小中学校の水防災教育を増やす上での課題については、「小中学校での水防災教育を増やすために必要な行動がわからない」が6件、「小中学校での水防災教育を増やすための周知方法・周知先がわからない」が3件となっている。

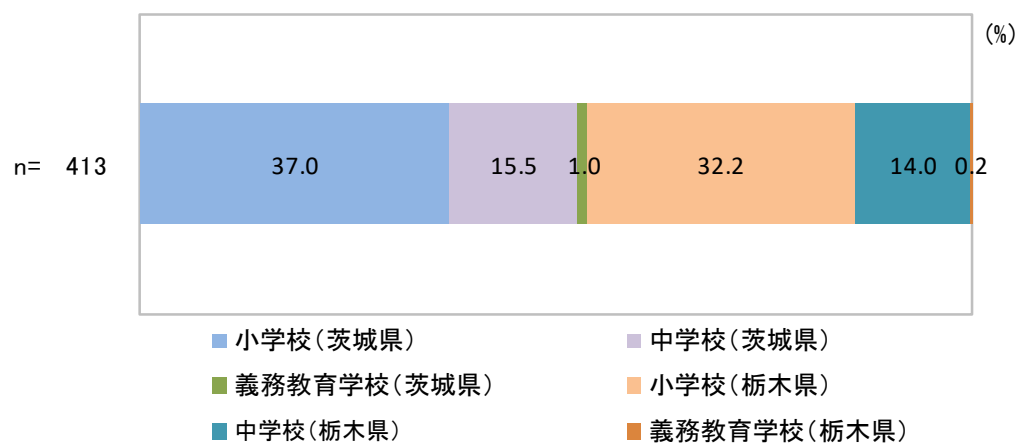
「その他」の回答内容を以下に記載する。

- ・ 現在取り組んでいる。
- ・ 学校との行事調整が難しい
- ・ 教育ツールのデジタル化
- ・ 市町の防災部局からの呼びかけでは、教育委員会側の積極的な協力が見込めないため、県の防災部局と教育委員会間でも市町が取り組みやすく連携を図るべきと思われる。
- ・ 学校の教員に予備的な知識を有する者が少ないと思われるため、教員に対しても、県が主導して知識を定着させる場を設けるべきと思われる。
- ・ 水防災教育の必要性について、学校ごとに差があると感じる
- ・ 機械、時間の確保が難しい。
- ・ 担当職員や教員の知識向上、スキルアップ。

小中学校における水防災教育に関する
アンケート調査結果
(小中学校用)

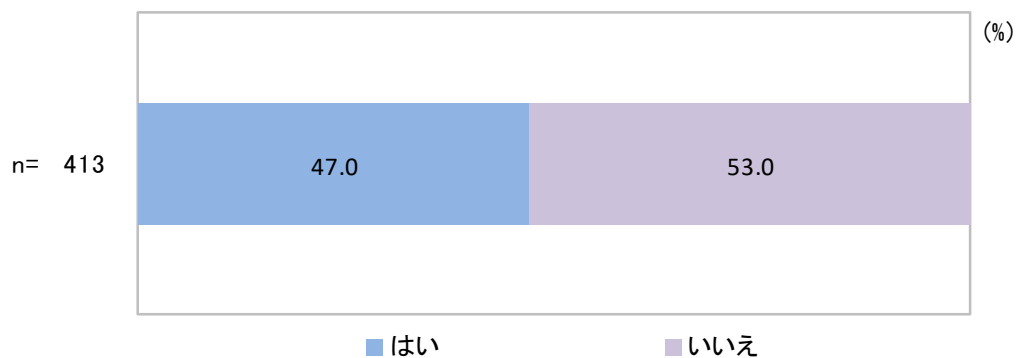
調査結果

学校の県／種別



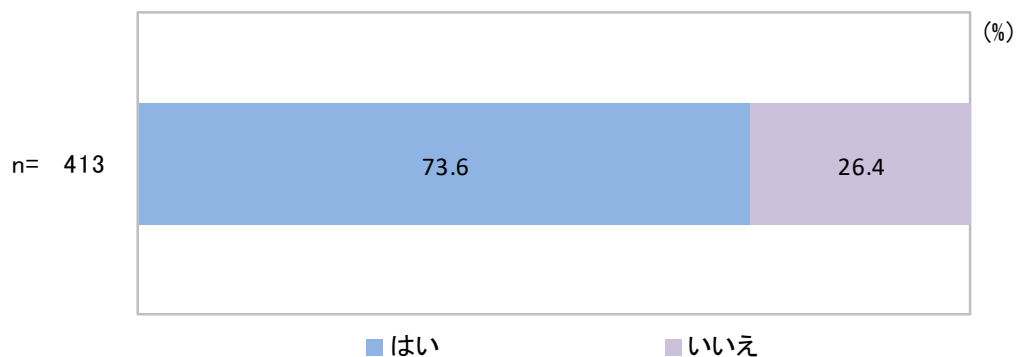
学校の県／種別については、上記の通り。

Q1 あなたの学校では、水防災に関する指導計画は作成されていますか。



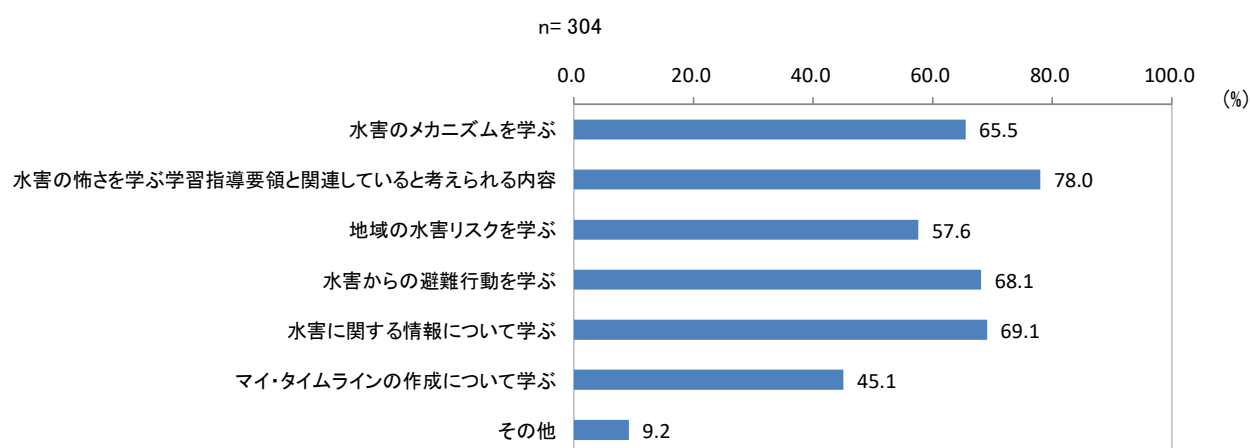
水防災に関する指導計画の作成の有無については、「はい」が47.0%、「いいえ」が53.0%となっている。

Q2 平成28年から現在までの間で、児童・生徒に対して、水防災に関する教育を実施したことがありますか。



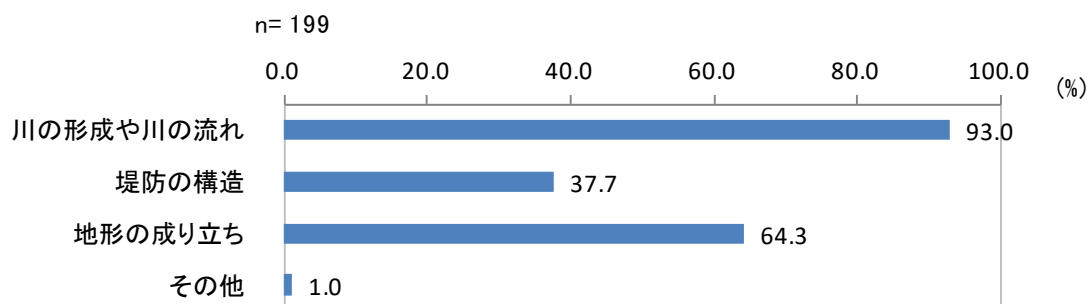
平成28年から現在までの間の児童・生徒に対する水防災に関する教育を実施の有無については、「はい」が73.6%、「いいえ」が26.4%となっている。

Q2-1 実施した水防災に関する教育内容をおしえてください。



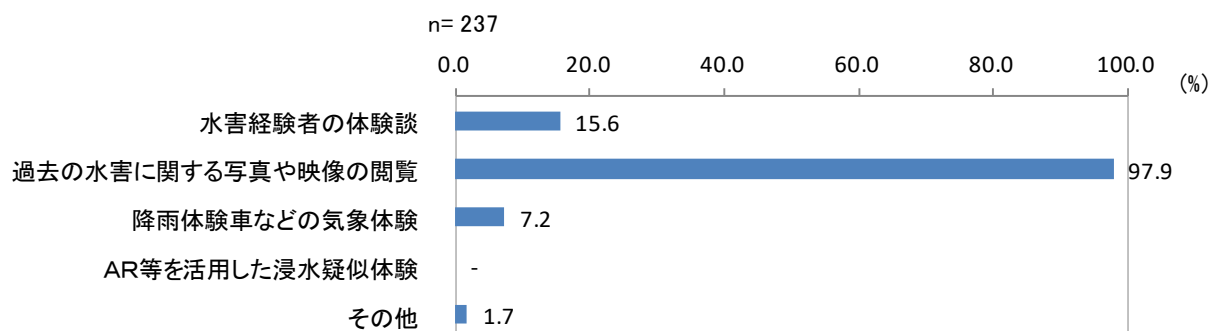
実施した水防災に関する教育内容については、「水害の怖さを学ぶ」(78.0%)が最も高く、次いで「水害に関する情報について学ぶ」(69.1%)、「水害からの避難行動を学ぶ」(68.1%)、「水害のメカニズムを学ぶ」(65.5%)となっている。

Q2-2 「水害のメカニズムを学ぶ」を選んだ学校にお聞きします。具体的な教育内容をおしえてください。



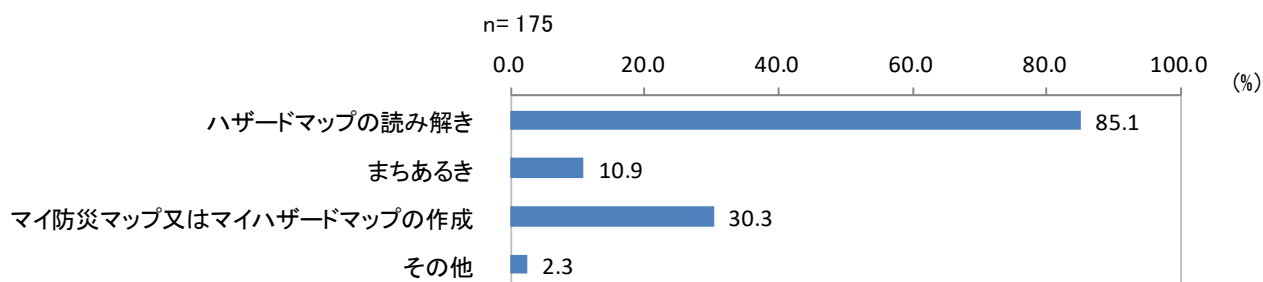
『水害のメカニズムを学ぶ』の具体的な教育内容については、「川の形成や川の流れ」(93.0%)が最も高く、次いで「地形の成り立ち」(64.3%)となっている。

Q2-3 「水害の怖さを学ぶ」を選んだ学校にお聞きします。具体的な教育内容をおしえてください。



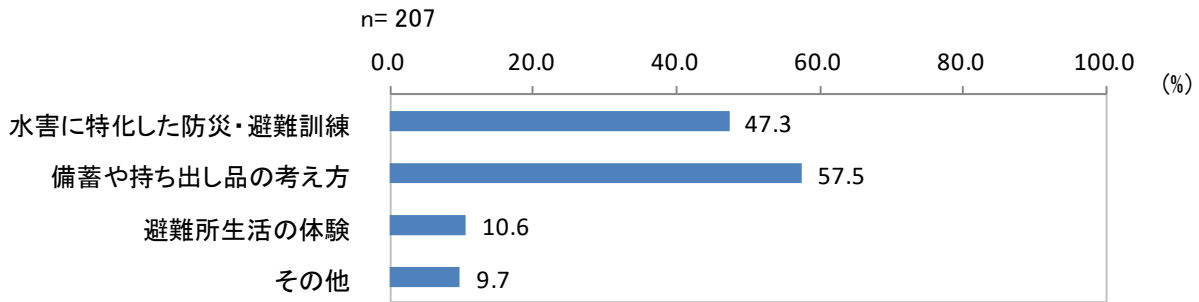
『水害の怖さを学ぶ』の具体的な教育内容については、「過去の水害に関する写真や映像の閲覧」（97.9%）が最も高く、次いで「水害経験者の体験談」（15.6%）となっている。

Q2-4 「地域の水害リスクを学ぶ」を選んだ学校にお聞きます。具体的な教育内容をおしえてください。



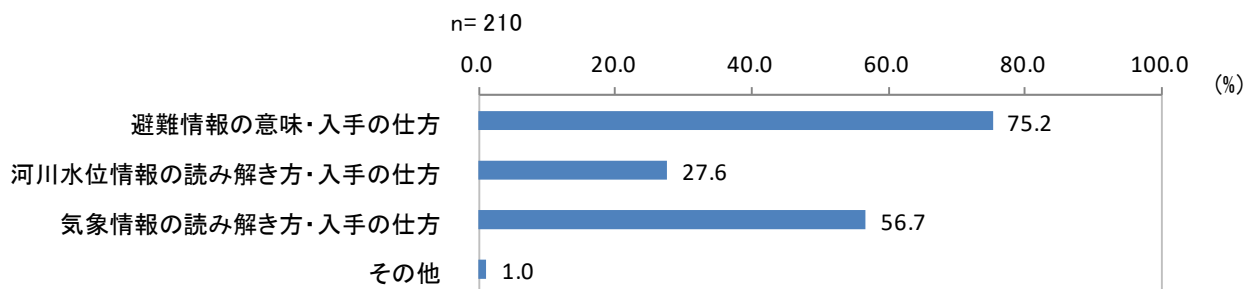
『地域の水害リスクを学ぶ』の具体的な教育内容については、「ハザードマップの読み解き」（85.1%）が最も高く、次いで「マイ防災マップ又はマイハザードマップの作成」（30.3%）となっている。

Q2-5 「水害からの避難行動を学ぶ」を選んだ学校にお聞きます。具体的な教育内容をおしえてください。



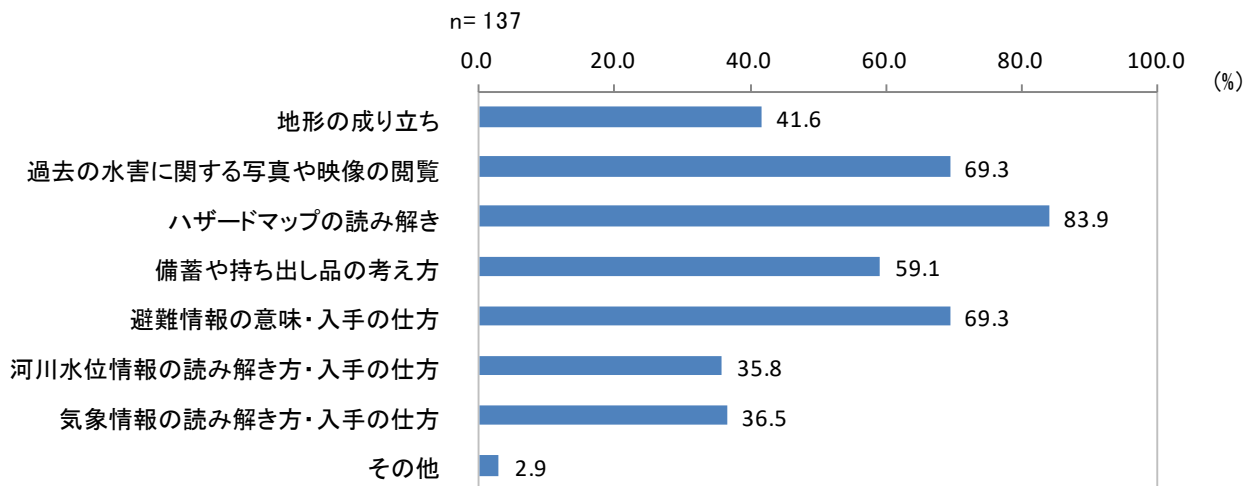
『水害からの避難行動を学ぶ』の具体的な教育内容については、「備蓄や持ち出し品の考え方」(57.5%)が最も高く、次いで「水害に特化した防災・避難訓練」(47.3%)となっている。

Q2-6 「水害に関する情報について学ぶ」を選んだ学校にお聞きします。具体的な教育内容をおしえてください。



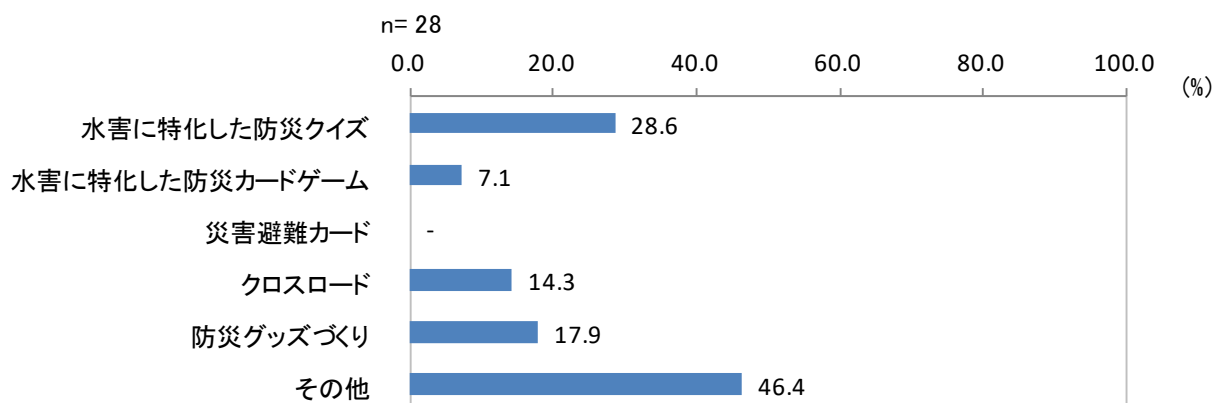
『水害に関する情報について学ぶ』の具体的な教育内容については、「避難情報の意味・入手の仕方」(75.2%)が最も高く、次いで「気象情報の読み解き方・入手の仕方」(56.7%)となっている。

Q2-7 「マイ・タイムラインの作成について学ぶ」を選んだ学校にお聞きします。具体的な教育内容をおしえてください。



『マイ・タイムラインの作成について学ぶ』の具体的な教育内容については、「ハザードマップの読み解き」(83.9%)が最も高く、次いで「避難情報の意味・入手の仕方」(69.3%)、「過去の水害に関する写真や映像の閲覧」(69.3%)となっている。

Q2-8 Q2-1で「その他」を選んだ学校にお聞きします。具体的な教育内容を教えてください。

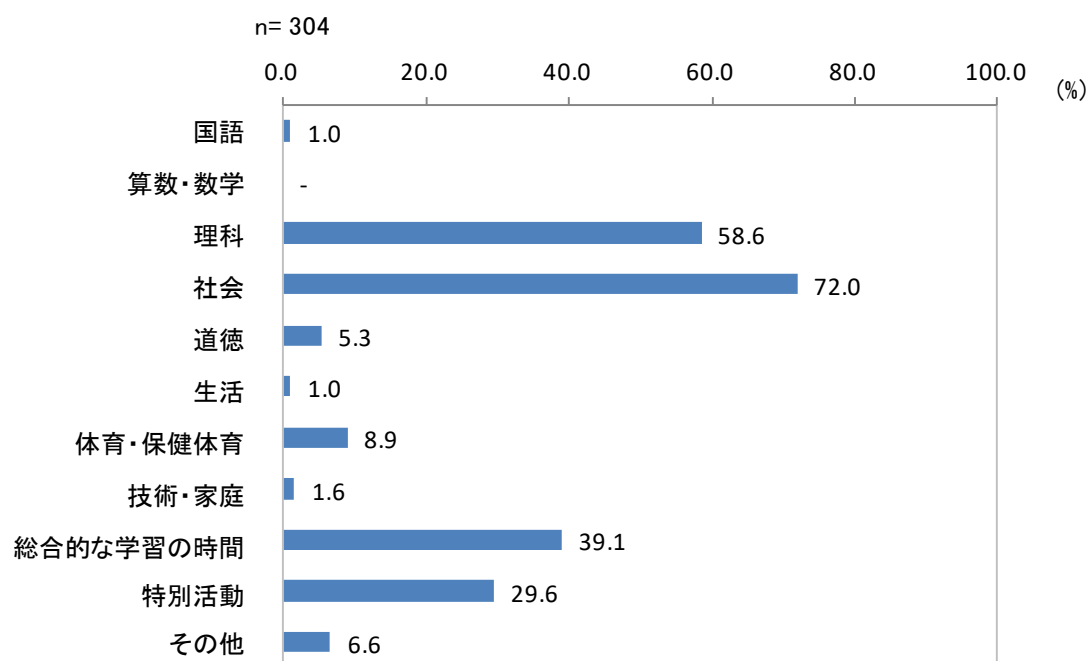


Q2-3で『その他』を選んだ具体的な教育内容については、「水害に特化した防災クイズ」(28.6%)が最も高く、次いで「防災グッズづくり」(17.9%)、「クロスロード」(14.3%)となっている。また、選択肢以外で「その他」を回答いただいた教育内容を以下に記載する。

- ・夏休み前の集会で講話
- ・福島に行って語り部さんから聞いたことをもとに、自分でできる防災対策をまとめる。
- ・集会時や総合的な学習の時間における呼びかけ
- ・小中一貫の取組でハザードマップ確認
- ・着衣泳
- ・保健体育 災害
- ・渡良瀬遊水地調整池の役割について
- ・道徳等での指導

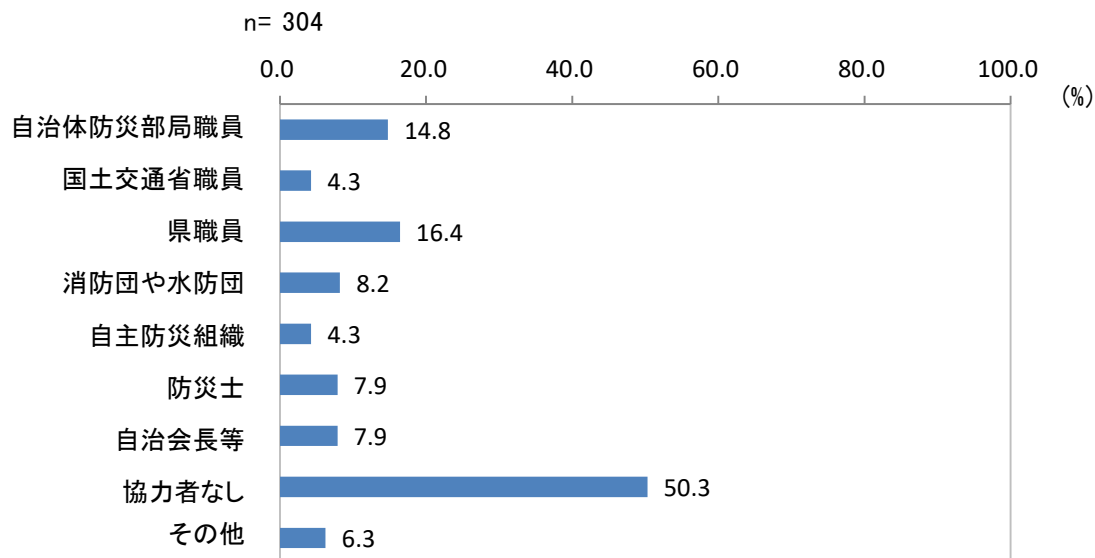
- ・土砂災害緊急時引き渡し体験
- ・マップ作り
- ・ハザードマップ
- ・避難訓練時のクイズ、授業
- ・避難場所になった時の自分の役割を考える

Q3 Q2 で実施した水防災教育はどのような科目で実施しましたか。



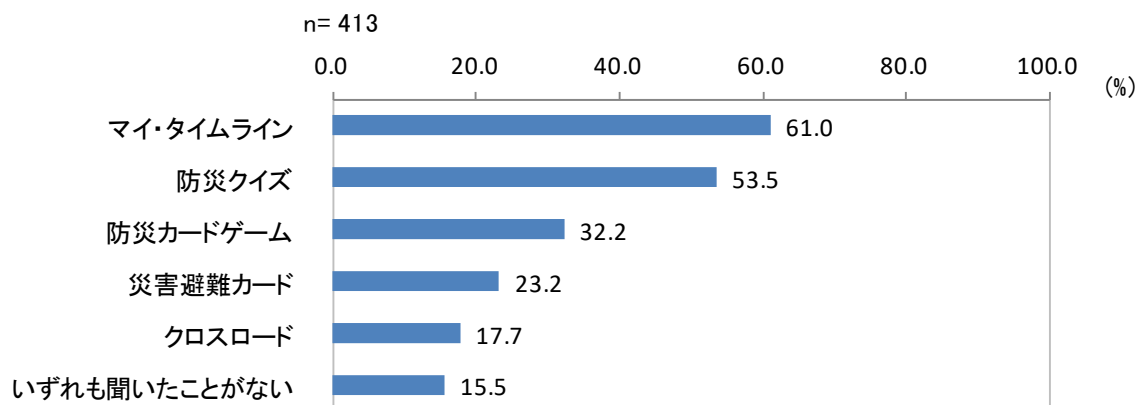
水防災に関する教育で、どのような科目で実施したかについては、「社会」(72.0%)が最も高く、次いで「理科」(58.6%)、「総合的な学習の時間」(39.1%)、「特別活動」(29.6%)となっている。

Q4 Q2 で実施した水防災教育に、協力して頂いた方はいましたか。



水防災に関する教育の協力者の有無については、「協力者なし」(50.3%)が最も多く、次いで「県職員」(16.4%)「自治体防災部局職員」(14.8%)となっている。

Q5 以下の水防災の教育コンテンツについて言葉だけは聞いたことがあるものをおしえてください。



水防災の教育コンテンツについて言葉だけは聞いたことがあるものについては、「マイ・タイムライン」(61.0%)が最も高く、次いで「防災クイズ」(53.5%)、「防災カードゲーム」(32.2%)となっている。

Q6 水防災教育において、何が一番重要だと考えているかおしえてください。（自由回答）

- 危機意識の育成（自分事として受け止める意識の育成） ・ 各関係機関との連携 ・ 実際の場面を想定した訓練の実施
- ハザードマップの把握、事前の準備・予測
- 自分の命は自分で守る、という考え方
- 自己の居住地の理解していること
- 情報をもとにした早めの行動をとる事で、安全を確保できるということ
- 教職員の研修
- 本校は、学区内に河川がなく水没の恐れがないことから市内の避難場所となっております。その対応を考えると、マイ・タイムラインを作成し、災害に備え、適切な情報（上流の雨量を含む）を集め、早めの対応ができるよう常に危機感をもって生活することが重要かと考えます。
- 命を守る行動
- 水害の怖さを学び、避難意識の向上を図る
- 立地により起こりうる被害の可能性について知ること
- 正確な情報収集
- 水害に対しての知識を身に付け、どう対応するか自分で考えられるようにすること。
- 年間計画に位置付けて計画的に、また毎年継続的に実施すること
- 自分の行動範囲がどのような状況にあるのか正しく理解し、災害時には自分で判断し安全に行動することができるようにすること
- 命を簡単に落とすという認識を児童に持たせること。
- 生徒が自分ごととして考え、行動できるような内容
- 正確な情報・知識
- ハザードマップと気象情報の理解
- 地域の河川について知ること。
- 本校は洪水、土砂崩れ共にハザードマップに居住する児童がおらず、水防災については例年の避難訓練の実施はありません。しかし、台風災害の備えについては日頃から意識させたいと考えております。
- 避難場所や避難経路についての指導
- 自分の地域で想定される災害とその対応について知識を深めることに加え、他の地域に行った際にも「自分の命は自分で守る」ことのできる力を身に付けること。
- 水害の起きていない地区のため、水防災教育をしたことがなく、教員も児童もイメージがわからない。しかし、自然災害は何があるか分からないため、水による災害について知る機会をもつことは必要だと感じた。
- 避難の仕方等、命を守る方法を学ぶこと。
- 地区内の危険箇所の把握
- 増水対策
- 正しい防災知識
- 万が一の際に、児童が自分の命を守る行動を選択・実践できる正しい判断力の育成
- 命を守るための行動と備え
- 正しい避難情報の周知
- 防災マップの活用
- ハザードマップをきちんと把握し、自宅の状況、避難の方法を家族単位でしっかりと理解すること。（水防災は、家族単位での行動が最も重要であることを周知すること）

- 個人個人が状況を的確に判断し、危機管理をしっかりと行うこと。
- どうなったら、どこに避難するかを明確にすること
- できるだけ自分事として学習できること
- 避難経路 ハザードマップ
- 自分たちが、生活している地域の現状をしっかりと知ることやその対応について理解すること。
- 日頃から、避難ルート、避難行動について理解をし、命を守る行動をとれるよう備えておくこと。
- 命を守るためにどうしたらよいかを考えること。
- 大きな災害を想定して、家族や学校を交えて、どのように避難行動をとるか決めておくこと。（本校では、実際に被害を受けた家庭が複数あり、水害について関心をもつ生徒、保護者が多い。）
- 危険予測
- シミュレーション
- 児童に対して、避難の情報の伝達と迅速な行動について、繰り返し訓練をしておくこと。
- 自助のやり方を知ること
- 自分で最適な行動を考え、実行する力の育成
- 学校や自宅周辺のハザードマップなどをもとに身近の防災について考える機会があるとよい。
- 自主的に判断し、行動する力
- 増水時に川に近づかない
- 付近に河川がない地域の関心は低いと思います。昨今の内水氾濫なども含め、水害に対する防災意識を高めるためのアプローチが必要だと感じます。
- 命を大切にする、命を守る行動をとること。
- 命を守る行動について
- 地域のハザードマップの把握
- 情報を確認し、自分の命は自分で守る
- 普段からの備蓄の準備、訓練。
- 「自分事として考える」こと。
- マイ・タイムラインの作成
- その土地に根差した実践的な防災教育と教科学習で学ぶ基礎となる知識
- 地震や火災、不審者侵入と同様に、大雨等によっても、災害は起こりうるとの認識を持って、万が一に備え、必要な訓練を積み重ねること。
- 水の怖さや大雨による河川増水、避難のタイミング等状況に応じた行動をとれるように児童に指導していく。
- 水害が起こる、事前・事中・事後に自分の命を守るための行動。
- 日頃から、いざという時にどうすればよいかを子どもたち自身がわかっていることが大切と考えます。自分の命は自分で守ることができることが、子ども達に付けたい力です。
- 命を守ることを第一に考え行動すること
- 体験活動、経験者の講話、地域一体の防災訓練
- 迅速な避難
- 避難経路の確認 児童と教師や地域の協力 地域防災訓練の実施
- 児童が自分事としてとらえられるようにすること。
- 児童の危険察知能力
- 被害拡大を防ぐためにどうしたらよいか考えられる児童の育成
- 自分の身近なところで起こりうるものだという認識。
- 避難訓練や命を守る教育
- 自己防衛のための危機回避能力の育成

- 地域の水害のリスクと避難行動
- 水（川や湖）は必要なものだが、危険なものでもあることをしっかり認識することが大切だと思います。
- 何処に避難すればよいのか
- 日頃からの備えや事前の心構えが必要だと思います。また、避難する場所などの確認も必要だと思います。
- 避難行動を身につけること
- 水防災にあわないこと
- 気象情報、地域の防災情報等の入手
- 命を守る行動 情報収集能力
- 避難場所の確保
- 事前準備
- 水害が起こってしまった時の身の守り方、避難
- マイ・タイムラインを作成し、家庭で共有すること。
- 水防災を身近に感じ、自分事として考えていくこと。
- 命を守る教育であると理解させること
- 命を守ること 適切な避難
- 生活との危険察知と十分な対策。
- 気象情報等をもとにした災害の予測に従った避難行動
- 正しい情報を得て、正しい判断で自分の身を守る行動をとるための知識
- 学区内に水害に被災した地域があり、水害に備えて市、地域、自分たちそれぞれの取組を学び、万が一への危機意識をもたせること。
- 子供が自分で判断し、安全な行動をとることができる力を育成すること。
- 自分で自分の命を守ることができるような行動ができること。
- 避難行動の仕方を知る
- 水による被害が多いことを、自分事として考えること。
- 迅速な避難行動
- 児童の防災意識を高め、有事の際に適切な行動が取れるようにすること。
- 災害に対する知識とその備え、災害発生時の対処方法など
- 児童は、家族やスポーツクラブの活動などで、キャンプやバーベキューなど川に遊びに行くことが多いように思います。日本の雨の降り方も変わってきています。大水や鉄砲水などの危険についてもしっかりと指導していく必要性を感じます。
- 自然には、恩恵と災害の二面性があることを知る。 水害の危険性と安全な避難場所について学習する。
- 早急な避難
- 普段からの家庭での話合い ハザードマップを確認し、学校や家の立地条件を知る
- 災害時を想定した避難訓練が重要だと思います。
- いざという時に動ける対応力。
- 水害のリスクをその地域がどれだけ抱えているか、事前に知っていること
- 命を守ること
- 自分の居住地においてどのような災害が起こる可能性があるかを各家庭レベルで理解しておくことと対策を講じること。
- どこへ逃げれば安全か
- 自分が住んでいるところのハザードマップを確認しておいて、災害が起こる前に十分準備しておくこと。
- 知識を行動に移せるよう、体験的な授業を行うこと
- 自分たちの命は、自分たちで協力しながら守るという自助共助の考え方の意識向上
- 避難方法

- 子どもたち自身の意識
- 自分の命は自分で守るための知識と判断力
- 平常時にハザードマップでどこが水没の危険があるのか確認しておくこと
- 水害の恐ろしさ、水防災のための自己行動について
- 水害に遭った時に、避難場所について家族で共通理解を図っておくこと。
- 地域と連携して定期的を実施すること
- 自分の住んでいる地域の危険度
- 実際にどのような行動が取れるかを身につけること
- 自分の住んでいる地域の地形やハザードマップ等をよく理解することが、水防災教育において一番重要であると思います。
- いざというときに、行動できるか。
- 避難場所の確認
- 自分の命は、自分で守ること。
- 正しいことを知ることと、災害時に備えて準備すること。
- 学校以外での教育機会の充実
- 指導時間の確保 指導していただける講師の派遣
- 自他の命を守るため、水防災について正しい知識を身に付けるとともに、状況に応じて正しい判断をくだし、命を守るための行動をとる資質能力を育成すること。
- 避難経路の確認
- 当事者意識
- 災害時の安全な避難の仕方
- ハザードマップから自分の地域の危険度について知っておく、早めの避難等
- 地域や児童の発達段階に応じた内容であること
- 避難の方法と対策
- 日頃の備えと実際の対応の仕方を学ぶこと
- 命を守る行動がとっさにとれるか。
- 事前の情報収集、平時の持ち出し品の確認、避難経路、避難場所
- 本校は、市のハザードマップ上、水害リスクが極めて低い位置にあります。そのため、独自の水害指導計画は作成周知していません。しかし、総合的な避難訓練や危機管理マニュアルで水害にも触れるようにしています。限られた時間と予算と人手のなかで、地域の実情に合った備えが必要だと思っています。
- 情報の把握の仕方（海岸や河川と現在地の距離、雨量の変化量、雨雲の位置と動向などについて）
- 住んでいる地域の特色を理解し、水害が起こった際にどんな危険があるのかを理解しておくこと。
- 本校周辺は浸水の心配はないが、出先で災害にあった際、どう適切に行動できるかの教育が重要だと考えています。
- 自分の命は自分で守る。
- 学校、家庭、地域が水防災に関して同じ情報を共有して取り組んでいくこと。
- 知識と安全な避難の仕方
- 自分の住んでいる地域のハザードマップの理解（できれば親子で）
- 水害の記憶を風化させず、自分事として考えること。
- 地元のハザードマップを知ること、水害になりそうとき、どのような備えをするか、どう避難するかを知ること。
- 自分が住んでいる場所で、水災害が起きた時にどのように避難をすればよいのか、避難するとき、した後に気を付けること。またどんな場所で水災害が起きやすいのかを知ること。
- 地域の環境によって水防災の方法が変わってくるので、今いる場に合った行動がとれるような教育が大切だと考えます。

- 水の怖さを知ること
- 命を守るための行動について
- 危機意識の高揚
- 知識
- 地域の河川の状況を知ること
- 危険を回避するための知識と判断力・思考力
- 一人一人の意識の高揚
- 生徒が居住している場所は水害があまりないところですが、そのような事象に関心しているのではなく、自分事として捉えさせたいと感じています。水害の怖さを知ることが重要だと思います。
- 命を守る行動が出来るようにすること
- 災害時の対応（自分の命は自分で守る）
- 洪水被害時の避難場所についての理解
- まずは、自分自身の命を守るためにどのような行動を取るべきかを学ぶ必要がある。一人一人が水防災に対する意識を高めることで、家庭・地域の防災力を高めていくことが重要だと考える。
- 身の安全を守る方法
- 正しい知識を身に着けること。実際に自分がその場にいた時に、自分ならどうするかを考える力が備わっていること。
- 社会と地域の実態を知り、災害発生時の対処の仕方を学ぶこと
- 迅速な正しい情報の入手
- 避難訓練等の実践的防災教育(垂直避難訓練等)
- 災害の恐ろしさについて知ること
- いざという時に自ら判断し、危険を回避する行動をとれるようにすることだと考えます。
- 自分から調べて、一人一人が危機意識を高くもつこと
- いつ起こるか分からないという当事者意識をもって考え、学ぶこと
- 河川等での事故防止
- 水の恵みとリスクマネジメント
- 地域防災マップ等の正しい情報をもとに、災害時にどこにどのように避難するか決めておくことの重要性を認識させること。
- 日頃からの、職員の防災意識とシミュレーションを通した防災訓練の実施と見直し
- 水の特性
- 自分の命は自分で守るための正しい知識を身に付けること。
- 自分の住んでる地形を理解し、水防災に対する危機意識を持つこと。
- 将来的にわたって使える安全力を身に付けること
- 危機管理能力
- 自分の命は自分で守る
- 災害発生時の対処の仕方を学ぶこと。
- マイ・タイムラインなど具体的な行動計画を家族で準備し、共通理解を図っておくこと。
- 命を守ることを最優先に行動すること
- 一人一人が水害時に自ら判断し適切な避難行動をとることができる力を養うこと。水害や避難への知識や心構えをもつこと。
- 気象情報、河川情報など正しい情報の読み解き方や水の怖さを知っておくこと
- 自助の意識
- 水害を身近なこと、自分ごととして考え、自分の身を守ろうとする意識をもつこと
- 家庭内もしくは保護者とともにシミュレーションを行う場の提供

- 日頃からの備え（防災グッズの準備や、学校・家庭における避難経路の確認）
- 住んでいる地域の特徴に合わせて身近に感じられるような内容で指導を行うこと
- 自分の命は自分で守るということ
- 住んでいる地域の水害リスクを知り、マイ・タイムラインの作成を学び、実際に起きた時を想定して、行動の仕方を考え、実践に結びつけること。状況判断するための材料（情報）の集め方を知ること。
- 避難するタイミングを知る。（雨音の大きさ、土砂の音、風の音など） 避難場所を知ること。普段から災害に備えておくこと。
- 命を守るための判断や行動
- 台風や線状降水帯などの大雨における、川の増水や氾濫の怖さを知り、どのようにして命を守るか。自己判断能力を身に付けることが大切だと考えます。
- 危ないと感じる判断力
- 水害が起きた時に、どこに避難すべきかを把握しておくこと
- 過去の被害の実態や命を守るために必要な対策等について知り、自分事として真剣に考えることができるよう意識を高めていくこと
- 自分の地域について知り、いつ、どのような行動をとったらよいかを判断できること
- マイ・タイムラインを作成して、いざという時に避難できること。
- 「自分の身を守るために大切なことは何か」ということ。安全な場所、安全な避難のしかたの注意。など
- 命
- 災害はいつどこで発生するかわからないため、自分事となるような指導を行うことや前例にとらわれず判断ができるよう最新の情報（事例等）を活用すること。
- ハザードマップの周知
- 児童自身の防災に関する危機管理能力
- 対策、避難などの身を守る具体的な術について
- 災害はいつ起こるか分からないため、行動すべきことを考えさせておくこと。
- 住んでいる地域と結びつけること ・自分のこととしてとらえさせること
- 児童の危機回避能力の育成
- 地域の実態に合った内容について、地域の人材を活かし、児童が体験的に学ぶことが重要だと考えます。
- 子どもたち自身が、自分の命を守る行動ができるようになること。
- 当事者意識
- 避難の方法
- 河川氾濫の前後での行動
- 自分事としてとらえられるようにする。
- 想定外という事態を起こさないこと。ハザードマップなどに記されている部分以外だからと言って避難する必要なしと判断せずに、場合によってどうすればいいかをあらかじめ予測したり、考えたりすることが重要であると思います。
- 自分の命や家族の命を守るために、水害の怖さ、地域における水害のリスク、災害時の避難行動を学ぶことは重要だと考えます。
- 日頃からの防災危機意識
- 児童が自分の身を自分で守ることができる力の育成
- 本校は隣に川が流れているので、水に親しむだけでなく、潜む危険性について繰り返し指導が必要だと思う
- 避難情報の意味・入手の仕方を理解させること
- 判断力
- 避難方法や場所、経路の確認
- マイ・タイムラインにあるように個人の状況によって対応が違いうことを理解し実行につなげる考え方が大

切である。

- 避難の仕方、タイミング、共助
- 教科の教科書（理科や社会等）に水防災教育の内容の記載を義務付ける。これにより、水防災教育が徹底される。
- 一番は命を守ること。地域の実態を知り、災害発生時の対処の仕方を学び、それを実践に移すことができるようになること。
- 実際に直面した時の対処法
- 実際に災害があったときに、どのように行動すればよいのか、避難場所、連絡先、持ち物など
- 実践的な防災教育・訓練の実施・防災意識の向上
- 学校でも当然教えているが、〇〇教育が増え過ぎて、カリキュラムが飽和状態です。できれば行政主体で進めて行くことが重要です。
- 避難経路及び避難場所の確認、事前指導
- 地域の地理について知り、それに合った災害発生時の対処の仕方を学ぶこと
- 自分の身は、自分で判断し、自分で守る
- 情報の入手及び対処法
- 地域の実状と歴史
- 〇〇中学校区は、水害の際に被害を受ける地域が想定されているので、自分事としてハザードマップを確認したり、実際に避難する可能性があることを考えてマイ・タイムラインやクロスロードなどの課題に取り組んだりすることが重要であると考えています。
- 地域とのつながりをもち、実効性のある学習になること
- 命を守る行動をとるための知識を身につけることだと思います。川の氾濫等の映像を見たり、現状を実際に見たりしましたが、災害に直面したときにどう動くかが重要だと思っています。
- 住んでいる地域の実態に即した指導
- 避難方法や場所を理解する事
- 早めに安全な場所への避難
- 地域の水災害のハザードマップ
- 危険エリアの確認
- 他人事と考えず、緊急の時に備えて準備すること。
- 水害の怖さと避難の方法を知ること
- 水害が起きたときの避難ルートの確認
- 自分事考えるとしてこと
- 命を守ることの大切さを児童自身が自覚すること
- 当事者意識をもたせること
- 自分の住む地域のハザードマップを知る・避難時の知識
- 万が一の時、どのように行動すれば命を守ることができるか。
- 自分の命を守るためにすべきことは何かを知る。
- 自分事として捉える
- どのような時に災害が起きてしまうのかを知っておくこと。
- 早めに避難すること
- 防災意識の向上
- 地域一体で水防災に対する意識を高めていくとともに、減災の取組を社会全体で推進していくこと。
- 自分事としての捉え
- 人命や被害を最小限に留めること。
- 自分事として考えること。〇〇小学校は、三角点があるので、避難場所になっている。周りよりも標高が

高いせいか、水害についてはあまり自分事としてはとらえていないことが課題である。

- 情報収集 危機予知能力
- ハザードマップの把握と早めの避難の重要性の認知
- 事前の備えが1番重要だと思います。
- 命を守る行為を優先すること
- 水害の危険性や緊急時の避難行動について、児童たちが正しい理解を身に付けること
- 水害に悩まされてきた地域だからこそ、マイ・タイムラインの作成をし、自らの命は自ら学ぶ、自分で状況に合わせた判断・行動のできる児童の育成が重要だと考える。
- 日頃からハザードマップを確認する。 命を守るための具体的な行動について学ぶこと。
- いつでも、どこでも起きうるということを意識することだと思います。
- 子どもが、当事者意識をもって水防災について考えること。それには、授業者が、水防について具体的に示すことが重要と考える。
- 自分の命を守る行動ができる。
- 自主的に避難できる判断力や行動力を養う教育
- 的確な情報の入手、把握と優先順位を考えた防災対策
- 天気予報の読取りによる予測 避難経路の確認 避難の仕方 他の災害時との相違点
- 身につける知識
- 防災教育においては、学習したことを通して「自分ごと」として捉えることが重要である。
- 緊急時にどんな対応をするか。事前に考えておくこと。
- 時期、地域性、場面設定
- 自分ごととして考える意識改革
- 近年、台風による河川の増水や浸水被害をよく耳にする。常日頃かいつでも起こりうることを考え、対応策を頭の中に入れておくことが重要であると考え。
- 万が一の時に備えて、家族と話し合ったり、準備したりしておくことが大切であることを児童に伝えていくこと。
- 授業時数の確保
- 地形と水の流れ、水流の速さ 避難場所
- 自他の命の尊重
- 命を守ることだと、考えています。
- 児童が災害リスクを主体的に考え、行動しようとする力の育成
- 命を守ること。その必要性和方法を学ぶこと。
- 地域の水害リスクを知り、災害時に適切な行動ができるようにする。
- ・自分、家族等の命を守る行動が取れようにすること。 そのためにも、水害が起こるメカニズムや、水害の可能性のある地域の特徴、避難（自分の命を守ること）に向けて必要なことをしっかり知ることが大切だと考えます。
- 正しい知識
- 自分の住んでいるところの地形の特徴を知ること
- 児童一人一人が、水の恐ろしさを理解し、いざというときに自分の生命を守る行動がとれるようにすること
- 体験学習
- 水害の状況を正しく入手すること。
- 命を守るため、児童が、自ら考え、自分の安全を確保する適切な避難行動を身に付けること。
- 事前の備え（防災マニュアルやハザードマップ、避難場所の確認、防災グッズの用意等）が大切であること
- 当事者意識をもつこと。過去の被害等を風化させないこと。

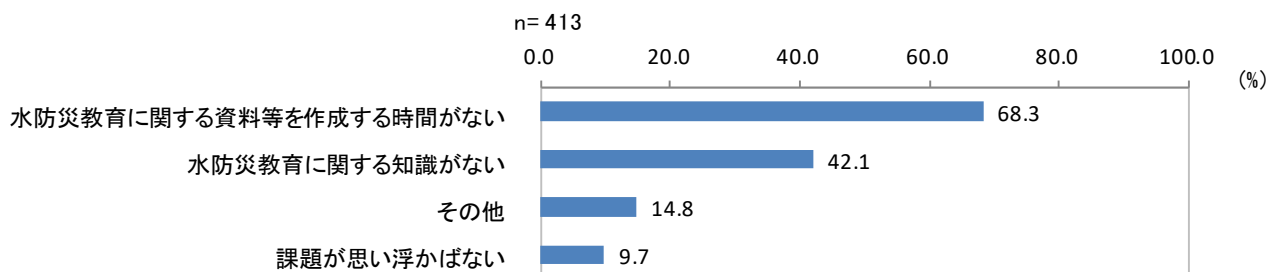
- 緊急時の対応、また、日頃から増水時には川に近づかない等、小さな積み重ねが大切だと考えます。
- 児童生徒の当事者意識を育成すること。
- 一人一人が自分ごととして捉え、いざという時行動できるようにすること
- 地域の実態把握と避難方法
- 事前に準備をしておくこと
- 「災害は起こるもの」と常に考えておくこと。いざという時のために、日頃からしっかりと意識をしておくこと。
- いつ起こるかもしれないという心構え、いざというときの行動
- 本校の地域は大雨によって水害が起こりやすい地域です。そのため、自分の住んでいる地域の水害危険箇所や避難場所等を知ることが重要だと考えています。
- 命を守る行動の指導を徹底させる。
- 以前に起きた災害を知ること、避難行動の手順を確認しておくこと
- 水害の怖さを児童生徒が実感として理解すること
- 自分の住む地域に、どのような大きな川があり、災害が起きる可能性や起きた時どのような行動をとることができるのかなどを理解した上で、安全な行動を自ら考えて行動できる力を養うこと。
- 被害を想定しての訓練
- 実際に水害が起きた際、児童生徒が自分の身を守る行動を自分で判断できるような具体的なものであること
- 水害リスクがない地域で過去に水防災教育を実施したことがないため、回答が思い浮かばない
- 自分の住んでいる地域の危険性を知り、必要な備えやマイ・タイムラインについて、親子で考えること
- 予測
- 災害発生の原理や社会や地域の実態を知ること。また、備え方や災害発生時の対処を学ぶこと。それを実際に行えるようにしていくこと。
- 場所に関する地形の特色について乗り気、場所に関する地形の特色についての理解
- 危機管理
- 自主的に考え、避難する能力を高めること。
- 体験談を聞いて考えること。
- 地域や関係機関との連携
- 事前に避難計画を立て、家族と話し合うこと。自分の住んでいる地域の地形について理解し、それに合った避難の方法を自分で考えること。
- 知識として知っていることを、自分事としてとらえられるようにする
- 自分の事として考えるよう、指導する。
- 情報から判断し、自分の身を守る行動がとれる児童を育成すること。
- 地域の現状について理解を深める
- 普段からどんな危険があるかを考え、いざという時に行動できるようにしておくこと。
- 気象情報をはじめとした、情報を得て活用できること
- 自分の命は自分で守ること
- 避難方法や経路（家、学校、通学路ごとの避難経路）
- ハザードマップを利用して、日頃より児童に周知する。
- 災害発生時の対処方法
- 被災したことを風化させずに、後へ続くものへと語り継がれることが大切と考える。そこから日頃からの備えが重要だと強く意識付けることができるのではないだろうか。
- 情報の取得、地域との連携
- 防災について自分事としてとらえ、実践力（万が一起こった時に自ら判断して適切な行動がとれる）を養

うこと。

- 知識と実践が融合できるような教育プログラム及び体験的学習が必要であると考えます。
- 自分事として考えること。避難の際、自分で安全な避難経路を考えたり、避難後の生活の見通しを持つことができること。
- 水は恐ろしいということを実感させること
- 生命を守ること
- いざという時のために、地域の水害ハザードマップをチェックし、避難場所や避難経路を知っておくこと。
- 正しい知識の習得
- 自分ごととしてとらえる力
- 命の大切さや、自助・共助・公助などを含めた身近な事象として水防災を考えさせていくこと。
- 地理や地形の特性を踏まえての避難訓練
- 過去のものとしてとらえず、継続して実施していくこと。
- 自分の地域が過去に災害にあったことがあるかどうかや、地域の地形から危険を回避できるようになることなど。
- 日頃からの備え
- 防災マップなど、地域の情報などの知識。いざという時の避難の仕方。
- 行政や専門的知識をもつ方に協力を依頼し指導を仰ぐ。
- 安全な避難について
- 災害時の対応について
- 身近なところに危険があることを知り、身を守るための行動がとれること
- 水害の怖さを知る
- 学区における水害リスク
- 自分が関わる可能性があると感じること。
- 災害の危険が迫っている際の緊急的な避難行動のとり方を具体的に理解し、実践できるようにすること。
- 児童が自らの命を守るためにはどうすればよいかを理解すること。
- 河川氾濫に関する知識
- 児童が自分の身を守ることにつながる内容。
- 地域の河川についての理解と気象情報の読み取り方
- ハザードマップでのリスク把握と備え
- 水害が身近に起こるという認識・危機感
- 避難場所の確保について
- 最新情報をきちんと取り入れる
- 地域の実態を知り、万が一の状況を想定し、自分がとるべき行動を整理しておくこと。
- 実際の災害発生時に使える知識をつけること。
- ハザードマップをしり、そこに住んでいる人は、警報か注意報が出たら安全な避難所に避難すること。
- 河川の水位の急変による事故の内容を知ることと、事故に巻き込まれない行動の詳細
- どう行動すればよいかを考える
- 避難場所の確認 初期行動
- 避難の仕方や身を守る方法
- 浸水しやすい地域や地形の理解や、そこから想定できる状況を考えられることや注意力
- 各家庭と連携して災害に備えたり、災害に対応すること。
- 避難について。学校は鬼怒川の近くだが、高台にある。避難を考えると、むしろ河川の近くに帰宅する生徒がいることが、避難を考えたときにはいちばん怖いところだし、重要だと思う。
- 自分の地域の危険度を理解することと、実際に災害に遭った場合の行動を考えること（マイ・タイムライン）

- 自他の命を守る行動力と態度
- 自分の身を守るために、自分たちにできることで、まず何をすべきかを、児童にも教えること。
- 河川氾濫を想定した避難訓練 安全な地域へ早めの避難
- 命を守る行動を取れるようにすること
- 避難すべき場所の特徴
- 実際に災害が起きた時に備え、防災マニュアルを策定すること 地域や自治体との連携 訓練の実施 防災意識の向上
- 命を守る行動
- 命を守る行動
- 安全教育の一環として、水防災教育を教育課程や職員の現職教育に組み入れることが重要だと思いました。
- 水害の怖さを知って、自分の命を守るためにはどうすればよいかを理解している。そのための訓練。
- 自分の命は自分で守るための方法を知り、実際に行動に移せるよう、術を身に付けること。
- 地域のハザードマップの利用
- 高台への避難・生徒の安全確保
- 「いつ災害の被害に遭うかわからない」という危機意識をもち、ハザードマップに基づいた避難計画を作成し、定期的に全職員で確認や、訓練を行っていくことが大切であると思う。
- 本校の東側が「土砂災害特別警戒区域」である。地域の地形や災害発生の危険性を理解した上で、身の安全を確保し、着実な避難行動がとれるよう、毎年土砂災害の避難訓練を実施・指導している。
- 命を守ること
- 安全に避難するための猶予がどのくらいあるのかを知ること
- 緊急避難場所や避難経路の把握 ハザードマップにおいて現在地がどのような場所なのかを知っておくこと
- 「命を守る」という観点に留意し、緊急的な避難行動について児童生徒が正確な理解を深めていくこと
- 自助・共助の精神の育成
- 自分の住んでいる地域のことを知り、自分で考えて、自分の身を守ることができるようにすること
- 自分の身は自分で守れるような自己判断能力
- 自分の命は自分で守る 常に自分事として考える
- 「まだ大丈夫」と考えずに、早めの非難を心掛け、命を守ること
- 実際にどのような被害が出るのか、どのように避難すればいいのかを生徒が実体験できるようにすること
- 様々な教科と関連させて学ぶことで、自分事として考えさせる。事後ではなく、事前対応の必要性を教える。
- 自分の命を守る行動をとること。(避難)
- 教育をする教員として水防災教育の正しい知識やノウハウを把握することだと思います。
- 避難訓練や日頃からの指導等を通し、生徒自身が判断し、危険を回避する行動を主体的にとれるようにすること。
- 最悪の事態を想定する（知る）こと。その際どのような避難行動をとればよいかを理解すること。
- 自分の命は自分で守る意識と知識を身につけること
- 避難の仕方や家族での話合い、避難訓練等
- 水防災から命を守る行動
- 早めの避難と備え。
- 住んでいる土地のハザードマップ
- 水害の発生しやすい地域の把握 ・水害が発生しやすい天候に関する知識 ・水害時の避難場所の把握
- 河川が氾濫したり、道路が水没したりした場合の避難方法。河川が氾濫する地域の把握。
- 水害の怖さを知ることが重要だと考えています。怖さを知ること、学ぶ意欲につながると思います。

Q7 水防災教育を進める上で、現場での課題があればおしえてください。



水防災教育を進める上での現場での課題については、「水防災教育に関する資料等を作成する時間がない」(68.3%) が最も高く、次いで「水防災教育に関する知識がない」(42.1%) となっている。

要配慮者利用施設の浸水対策

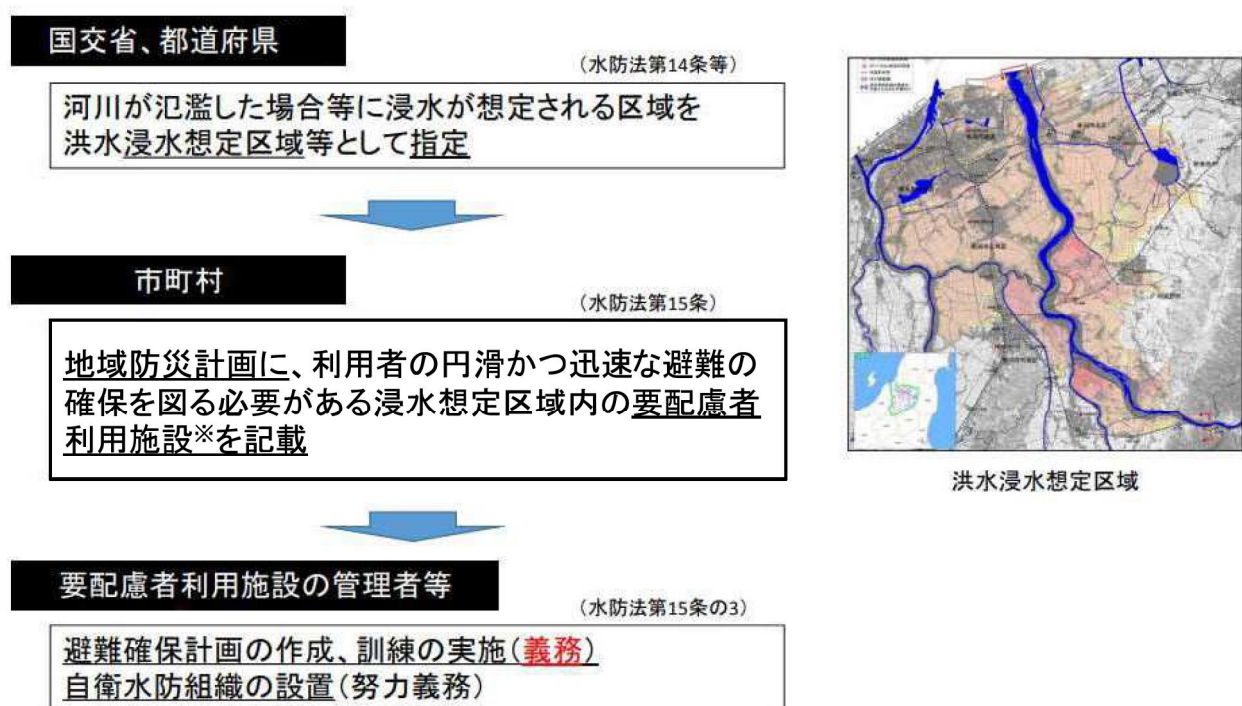
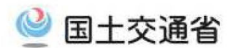
避難訓練の支援ツールについて

関東地方整備局
河川部水災害対策センター



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

水防法における要配慮者利用施設の避難確保対策の概要



※要配慮者利用施設：社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

【水防法第15条1項四号ロ】

浸水想定区域内にある要配慮者利用施設で、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

→市町村地域防災計画への施設名称、所在地の記載

市町村が水防法による要配慮者利用施設を指定

【水防法第15条の3 1、5及び7項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務等を負う

- ・避難確保計画の作成（義務）
- ・訓練の実施（義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）

施設に避難確保計画の作成等を義務づけ

【水防法第15条の3 2、5及び8項】

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、以下の義務を負う

- ・避難確保計画の市町村への報告（義務）
- ・訓練結果の市町村への報告（義務）
- ・自衛水防組織を設置した場合、構成員等の市町村への報告（義務）

施設に避難確保計画及び訓練実施結果等の報告を義務づけ

【水防法第15条の3 3、4及び6項】

市町村長は、以下の行為ができる

- ・計画が未作成の場合、施設の所有者又は管理者に対する必要な指示
- ・指示に従わなかったときは、その旨の公表
- ・計画の作成や訓練の結果の報告を受けたときは、必要な助言又は勧告

市町村は施設に対して計画作成の指示・未作成施設の公表等ができる

2

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の状況

令和5年3月31日

- 令和5年3月31日時点で、対象施設※は121,556施設、うち計画作成済みは104,381施設（約86%）。
- 前回調査の令和4年9月末から6ヶ月間で5,378施設増え、作成率は85%から1ポイント増加。

※市町村の地域防災計画に定めた要配慮者利用施設

令和5年3月末時点

区分	対象施設	計画作成済み	作成率
要配慮者利用施設	121,556	104,381	86%
うち社会福祉施設	99,008	85,335	86%

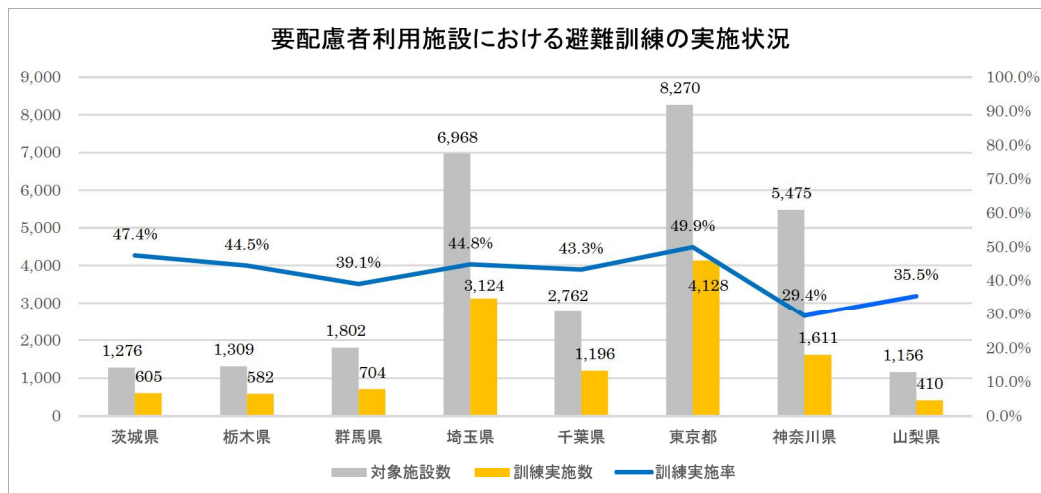


3

令和4年度実施状況

○全国の対象施設※は121,556施設、うち訓練実施済みは48,035施設(約40%)。
○関東の対象施設※は29,018施設、うち訓練実施済みは12,360施設(約42%)。
※市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設

区分	対象施設	訓練実施済み	実施率
全国	121,556	48,035	39.5%
関東	29,018	12,360	42.6%



4



関東地方整備局にてツール作成等に係る業務を発注。支援ツールを用いた避難訓練を実施し、参加した5つの施設や自治体の意見を支援ツールに反映



5

訓練実施に対する施設所有者(管理者)の印象

本来業務が忙しくて、訓練まで手が回らない



どのような訓練を行えば良いか分からない

施設の職員が参加できるスケジュール調整が難しい

支援ツールを使用した施設所有者(管理者)の感想

施設タイムラインを作成することで、いつ何をすべきか確認しながら訓練を実施できた

支援ツールに避難行動が具体的に書かれており、初心者に分かりやすい

訓練を職員間で周知させる時に、大まかな流れ、絵での説明、ポイント等があり、分かりやすかった

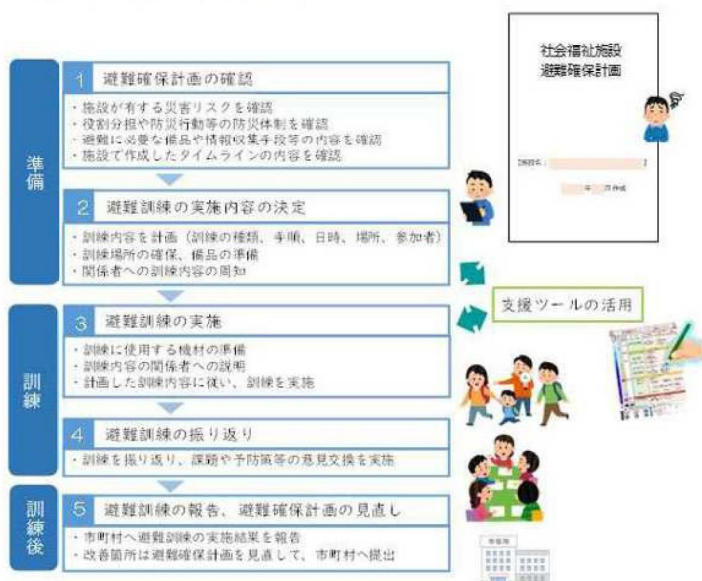


6

避難訓練の支援ツール

1. 避難訓練実施の流れ

避難訓練の実施は、要配慮者利用施設で策定された「避難確保計画」を元に以下の手順で行います。支援ツールを活用することで、訓練を容易に実施することが可能です。



施設での避難訓練実施の流れ

URL : <https://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/index00000029.html>



7

4つの支援ツールを掲載。各施設の状況に応じて活用。

施設でのタイムラインを作成していない、災害時の役割の手順が決まっていない



施設タイムラインツール

初めてで訓練の手順がわからない、どんな訓練を実施すべきかイメージできない



シナリオ簡易作成ツール

各職員の役割や分担、活動内容が理解できていない、見直しを行いたい



アクションカードツール

図上訓練を実施してみたい、どうしても実動での訓練実施が難しい



DIGツール

8

各支援ツールの紹介

4つの支援ツールを掲載。各施設の状況に応じて活用。

施設でのタイムラインを作成していない、災害時の役割の手順が決まっていない



施設タイムラインツール

初めてで訓練の手順がわからない、どんな訓練を実施すべきかイメージできない



シナリオ簡易作成ツール

各職員の役割や分担、活動内容が理解できていない、見直しを行いたい



アクションカードツール

図上訓練を実施してみたい、どうしても実動での訓練実施が難しい



DIGツール

9

施設タイムラインツール

【訓練実施にあたり施設が抱えている悩み】

施設でのタイムラインを作成していない、災害時の役割の手順が決まっていない

【ツールでできること】

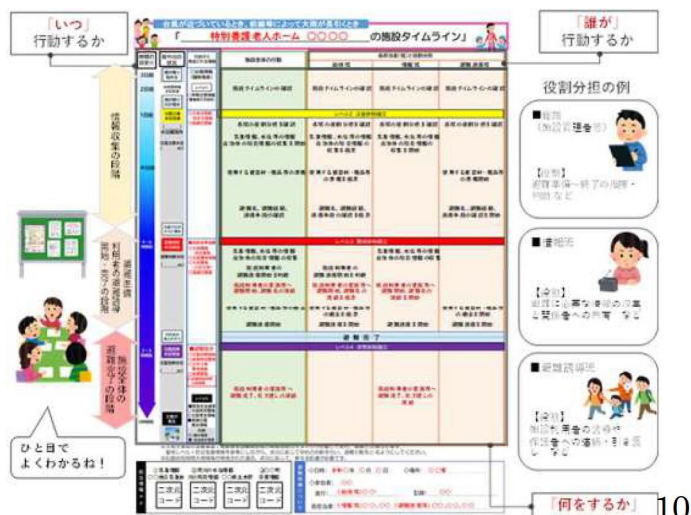
災害リスクに備えた施設職員の行動内容「いつ、誰が、何をするか」をわかりやすく整理する。

【使用方法】

「避難確保計画」等を参考に、災害時の主な行動や各担当者の役割分担の内容を、「施設タイムライン」に記載。

実際に作成したタイムラインを元に訓練を行う。

訓練時に確認した事項を直接書き込むことで、必要な内容を明確化していく。



各支援ツールの紹介

4つの支援ツールを掲載。各施設の状況に応じて活用。

施設でのタイムラインを作成していない、災害時の役割の手順が決まっていない

施設タイムラインツール



初めてで訓練の手順がわからない、どんな訓練を実施すべきかイメージできない

シナリオ簡易作成ツール



各職員の役割や分担、活動内容が理解できていない、見直しを行いたい

アクションカードツール



図上訓練を実施してみたい、どうしても実動での訓練実施が難しい

DIGツール



シナリオ簡易作成ツール

【訓練実施にあたり施設が抱えている悩み】

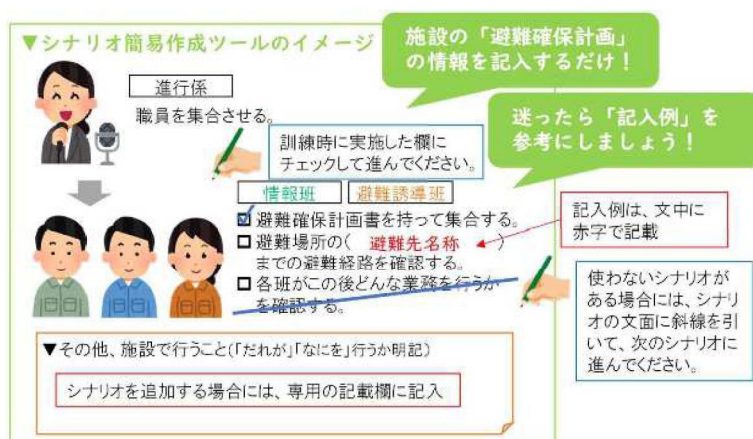
初めてで訓練の手順がわからない、どんな訓練を実施すべきかイメージできない

【ツールでできること】

避難訓練を実施する際に必要となる、訓練の進行を整理した「シナリオ」を作成。
避難行動をイメージしやすくし、訓練をスムーズに行えるようにする。

【使用方法】

ツールの様式にある訓練内容からどの訓練を行うかを決定する。
ツールにある（ ）部分に避難確保計画の情報を「記入例」を参考に必要な情報を記入し避難訓練シナリオを作成。
作成したシナリオに沿って訓練を行う。
訓練シナリオは5つあるため、組み合わせることも可能。



12

各支援ツールの紹介

4つの支援ツールを掲載。各施設の状況に応じて活用。

施設でのタイムラインを作成していない、災害時の役割の手順が決まっていない

施設タイムラインツール



初めてで訓練の手順がわからない、どんな訓練を実施すべきかイメージできない

シナリオ簡易作成ツール



各職員の役割や分担、活動内容が理解できていない、見直しを行いたい

アクションカードツール



図上訓練を実施してみたい、どうしても実動での訓練実施が難しい

DIGツール



13

アクションカードツール

【訓練実施にあたり施設が抱えている悩み】

各職員の役割や分担、活動内容が理解できていない、見直しを行いたい

【ツールでできること】

アクションカードは、災害対応を行うにあたり、想定し得る範囲の、とるべき避難行動の指標をカード化したもの。防災知識がなく、災害対応に不慣れな方も、カードに示す内容を実施することで、避難行動を行えるようにする。

【使用方法】

訓練別にアクションカードのテンプレートがあるので、行いたい訓練を選択してカードを用意する。

避難行動を班ごとに整理されているので、班ごとに用意されたカードを配布。

カードに沿って訓練を行う。

実動訓練に用いることを想定しているが、難しい場合は図上訓練で使用することも可能。



14

4つの支援ツールを掲載。各施設の状況に応じて活用。

施設でのタイムラインを作成していない、災害時の役割の手順が決まっていない

施設タイムラインツール



初めてで訓練の手順がわからない、どんな訓練を実施すべきかイメージできない

シナリオ簡易作成ツール



各職員の役割や分担、活動内容が理解できていない、見直しを行いたい

アクションカードツール



図上訓練を実施してみたい、どうしても実動での訓練実施が難しい

DIGツール



15

DIGツール

【訓練実施にあたり施設が抱えている悩み】
図上訓練を実施してみたい、どうしても実動での訓練実施が難しい

【ツールでできること】

施設の災害リスクを「見える化」し、起こり得る課題や危険性について、みんなで考える訓練。
実動訓練が難しいときや図上訓練を行うときに活用。

【使用方法】

ハザードマップ、施設の図面など用意し、課題に対しての行動や対策を参加者で考え、話し合い列挙していく。参加者全員が発言することで参加意識を向上させることが重要。
訓練結果を施設職員に目に入るところに貼り付けるなどして、情報共有する。

※KJ法に類似



16

支援ツールに関するお問合せ

■ 支援ツールに関するお問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 河川部 水災害対策センター

〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
さいたま新都心合同庁舎2号館

電話：048（601）3151（代表）
048（600）1482（直通）

訓練の実施に対して、施設管理者から技術的な助言※に関する相談があれば、各河川事務所で設置した災害情報普及支援室や関係市町村等と連携して、適切な対応をお願いします。

※ 関連用語の解説、各種情報サイトの見方、対象となる水位観測所の案内など

17

鬼怒川・小貝川上流域大規模氾濫に関する減災対策協議会
鬼怒川・小貝川下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

在留外国人へのマイ・タイムライン普及について

在留外国人を対象としたマイ・タイムラインの講師育成研修の概要

○鬼怒川・小貝川上・下流域大規模氾濫に関する減災対策協議会において在留外国人への情報伝達が課題となっており、洪水リスクが高い市町の在留外国人に対し、水防災意識の向上を目的に、マイ・タイムラインの普及を目指している。その一環として、普段から在留外国人と関係がある方を対象に、マイ・タイムラインの講師育成研修・講習会・意見交換会を実施した。

講師育成研修

【概要】

1. 開催日時：令和5年10月15日 10:00～12:30
2. 開催場所：八千代町役場(大会議室)
3. 参加者：日本語ボランティア22名
(結城市(2名)、筑西市(4名)、下妻市(3名)、八千代町(8名)、つくばみらい市(5名))
4. 講師：(一財)河川情報センター職員

【使用教材】

多言語版逃げキッド「やさしい日本語」、講師向け多言語版逃げキッド活用ガイド、各自治体の洪水ハザードマップ

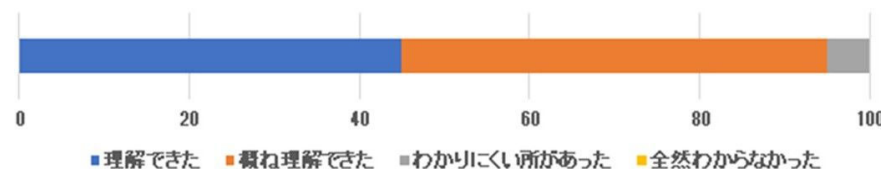
【講習会方法】

- ・対面で開催。
- ・講師は日本語で説明

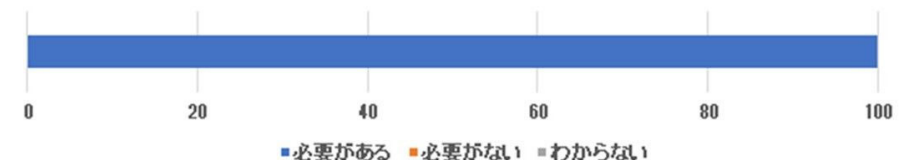


■アンケート概要(日本語ボランティア)

Q. 今回の研修の内容について理解できましたか。 Q. 本日の研修を受けて、マイ・タイムラインを含めた水防災に関する内容を在留外国人に広めていく必要があると思いますか。



研修の内容について約95%の方が「理解できた」「概ね理解できた」と回答している。



参加者全員がマイ・タイムラインを在留外国人に広めていく「必要がある」と回答している。

在留外国人を対象としたマイ・タイムライン講習会の概要

講習会

【概要】

1. 開催日時 : 令和5年10月29日 10:00~12:00
2. 開催場所 : 八千代町役場(大会議室)
3. 参加者 : 在留外国人10名
(ベトナム人4名、スリランカ人3名、カンボジア人1名、
バングラデシュ人1名、インド人1名)
4. 講師 : 10/15に研修を受講した日本語ボランティア

【使用教材】

多言語版逃げキッド「やさしい日本語」、各自治体の洪水ハザードマップ

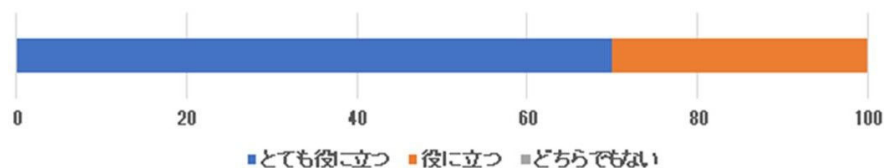
【講習会方法】

- ・対面で開催。
- ・講師は日本語ボランティア、参加者は在留外国人でマイ・タイムライン作成を体験。
- ・サポーターは、各テーブルの講師をPCおよび翻訳機を使いサポート。



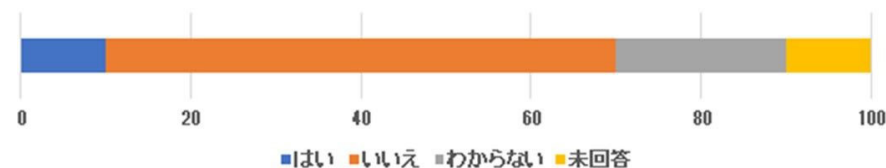
■ アンケート概要(在留外国人)

Q.マイ・タイムラインは外国人の役に立つと思いますか。



参加者全員が在留外国人にとってマイ・タイムラインは役立つと回答している。

Q.ハザードマップを知っていましたか？



参加された在留外国人の約8割の方がハザードマップの存在を知らない。

在留外国人へのマイ・タイムライン普及に関する意見交換会の概要

意見交換会

【概要】

1. 開催日時 : 令和5年12月21日 18:30~20:00
2. 開催場所 : 八千代町役場(大会議室)
3. 参加者 : 10月29日の講習会に参加された
日本語ボランティア10名
4. 目的 : 対面方式で自由な意見を頂き、今後の取り組み
の参考とするため



■意見交換会の主な意見

(1) 講習会で在留外国人へ教えるために工夫したこと

- ・外国人は自分が住んでいるところを知らないため事前に住所を確認した。
- ・ハザードマップの見方が初めてとの事で、家の近くの目印を説明して、自分の家の周辺を想像してもらった。

(2) やさしい日本語版「逃げキッド」を使ってみての感想

- ・内容が盛りだくさんなので、切り出しながら教えるとよい。
- ・研修1回で在留外国人に講師として講習会を実施するのは難しい。

(3) マイ・タイムラインの普及を進めるためのアイデア

- ・日本語学校で実施。
- ・降雨体験車などで大雨を体験してもらう。

■今後の進め方(案)

- ・講習会の講師はB級以上のマイ・タイムラインリーダー、講師補助は研修を受けた日本語ボランティアが在留外国人を支援する。
- ・講習会で当該市町の防災行政無線のメッセージ(サイレン)を音声で流し、体験型訓練後の机上でのマイ・タイムライン作成を体験していただく。
- ・国際交流協会と連携して日本語学校と調整を行い、日本語学校で教えていただくカリキュラム案を作成し、マイ・タイムライン作成を体験していただく。

令和6年度の在留外国人へのマイ・タイムライン普及における枠組み

○令和5年度はテストケースとして流域単位で在留外国人向け講師育成研修および講習会を実施したが、今後の運営等を鑑みると自治体単位で講習会を実施することが望ましいと判断し、令和6年度の講師育成研修は流域単位、講習会はモデル自治体で実施

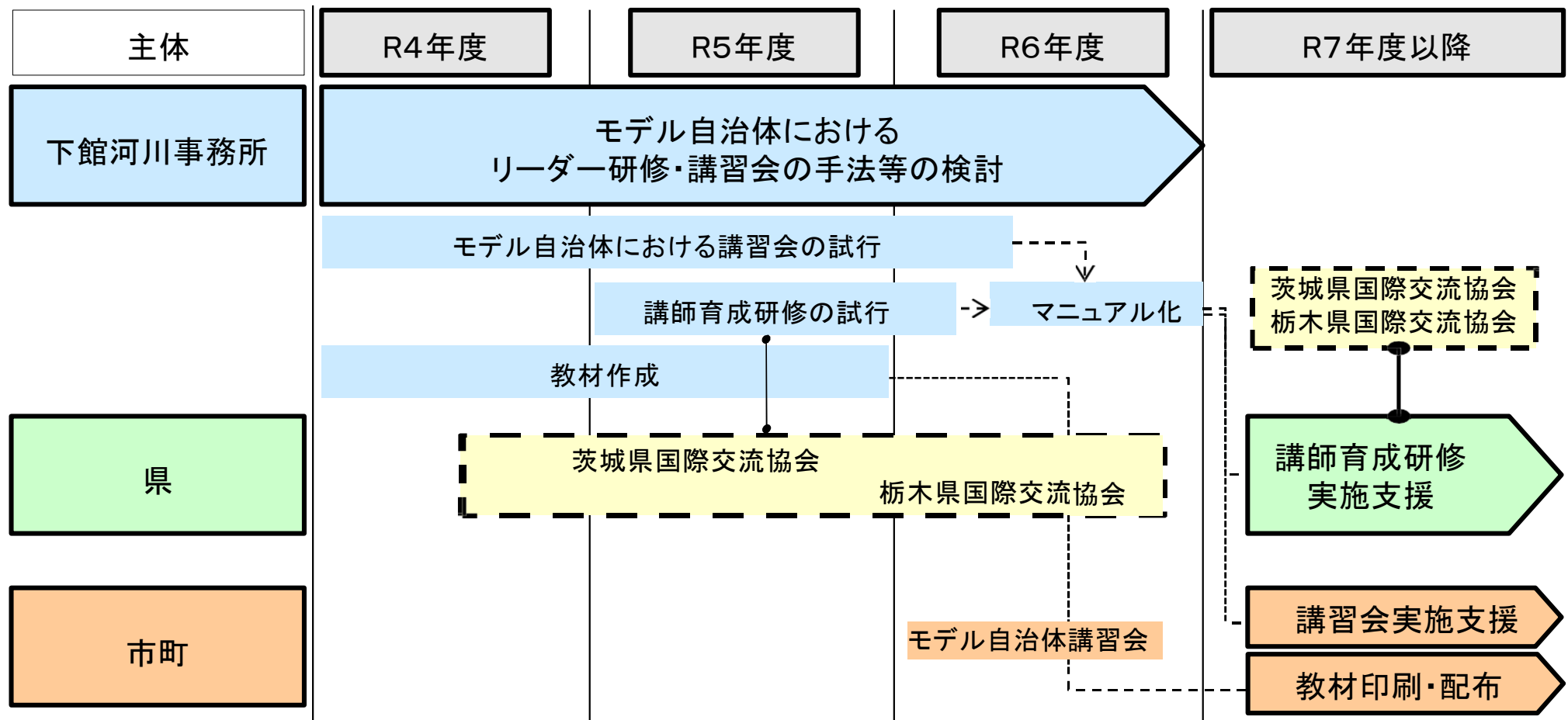
	研修	講習会
主催者	減災対策協議会事務局	減災対策協議会の構成自治体
規 模	流域単位(栃木県内)	自治体の日本語教室単位
講 師	減災対策協議会事務局	B級以上のマイ・タイムラインリーダー
参加者	・流域内(栃木県)の日本語ボランティア ・減災対策協議会構成自治体の多文化共生部局の職員	・日本語教室に通う在留外国人 ・研修を受けた日本語ボランティアは講師補助として支援
支援と支援内容	・国際交流協会 ⇒ 参加者募集に関する調整 ・自治体 ⇒ ハザードマップの提供	・減災対策協議会事務局 ⇒ 逃げキッド「やさしい日本語」の提供 ・自治体 ⇒ ハザードマップの提供
備 考	・マイ・タイムラインリーダー認定 ・主催者および講師を県としても実動可能とすることで、年に数回研修実施を促す	規模: 日本語教室を各企業で実施するなどの工夫を自治体単位で行うことを妨げない

在留外国人へのマイ・タイムライン普及における関係機関との役割と年度計画(案)

○鬼怒川・小貝川減災対策協議会の事務局である下館河川事務所がR6年度までは**主体**となり、モデル自治体と連携し、以下の事項を整理する。

- ①モデルケースにおける講師育成の試行 ②育成講師による講習会の試行
- ③教材作成 ④講師育成研修実施のためのマニュアル化

○④のマニュアルを参考に、市町・県がR7年度以降主体的に実施できるようにする。



令和6年度のスケジュール（案）

資料7

- 逃げ遅れゼロの実効性を更に高めるため、現場視点での課題と対応策を協議することを目的とした「担当者会議」を年に3回程度実施することを提案
- マイ・タイムラインリーダー認定講座は、今年度より各自治体で開催することを提案
- 在留外国人を対象としたマイ・タイムラインの講師育成研修及び講習会の実施（モデルケース）を提案

ソフト対策行事	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
水防災意識強化週間						↔						
減災対策協議会		協議会	担当者会議（3回程度実施を想定）								幹事会	
マイ・タイムラインリーダーの推進		各自治体でリーダー認定講座を開催								スキルアップ研修		
在留外国人へのマイ・タイムライン普及			講師育成研修（モデルケース）		講習会（モデルケース）							

ハード対策行事	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
田川水門（仮称）新設工事												↔ 完成予定